

令和5年度

土地利用の現況と施策の概要

(宮城県国土利用計画管理運営資料)

令和5年12月

宮城県企画部地域振興課

目次

はじめに.....	- 3 -
第1章 国土利用計画制度の概要.....	- 4 -
1 国土利用計画法の概要.....	- 4 -
(1) 国土利用計画法制定の経緯.....	- 4 -
(2) 国土利用計画法に基づく施策.....	- 4 -
2 国土利用計画の概要.....	- 6 -
(1) 国土利用計画の概要.....	- 6 -
(2) 全国計画.....	- 6 -
(3) 都道府県計画.....	- 7 -
(4) 市町村計画.....	- 7 -
3 土地利用基本計画の概要.....	- 8 -
(1) 土地利用基本計画の性格.....	- 8 -
(2) 土地利用基本計画の機能.....	- 8 -
(3) 土地利用基本計画の内容.....	- 8 -
(4) 宮城県土地利用基本計画の策定.....	- 9 -
第2章 宮城県の土地利用等の概要.....	- 12 -
1 人口及び世帯数.....	- 12 -

(1) 人口.....	- 12 -
(2) 世帯数.....	- 13 -
2 利用区分別土地利用の現況と推移.....	- 15 -
(1) 土地利用の現況	- 15 -
(2) 利用区分別土地利用の推移	- 21 -
3 規模の目標に対する土地利用の推移.....	- 29 -
(1) 宮城県国土利用計画（第六次）の目標値.....	- 29 -
(2) 利用区分別の推計と実績.....	- 30 -
第3章 宮城県国土利用計画関連施策.....	- 33 -
1 利用区分別の国土利用計画関連施策の体系	- 33 -
2 国土利用計画関連施策一覧（措置の概要別）	- 38 -
3 国土利用計画関連施策一覧（担当部局・課室別）	- 42 -
4 具体的施策の概要.....	- 44 -
参考資料	- 135 -
1 宮城県国土利用計画（第六次）	- 135 -
2 宮城県土地利用基本計画書.....	- 168 -
3 宮城県国土利用計画審議会.....	- 188 -
4 宮城県土地利用審査会.....	- 190 -
5 宮城県国土利用計画における利用区分の定義及び把握方法.....	- 192 -

はじめに

1 本資料の作成趣旨

本資料は、「宮城県国土利用計画」及び「宮城県土地利用基本計画」の管理運営と土地利用に関する現状、施策等の総合的な把握を目的として作成するものである。

2 調査の実施

本資料の作成にあたり、国、県及び市町村の関係部局を対象に「土地利用現況等把握調査」を実施し、土地利用の現況、転換動向、主要施設整備状況及び関連施策の概要等の把握を行った。

本資料は、それらを一体的に整理することにより、相互の関連性を明確にし、今後の「宮城県国土利用計画」及び「宮城県土地利用基本計画」の変更並びに関連施策の展開に資することをねらいとしている。

第1章 国土利用計画制度の概要

1 国土利用計画法の概要

(1) 国土利用計画法制定の経緯

昭和30年代の高度経済成長とともに、人口、産業の都市への集中が進み、このため、土地需要の逼迫から地価の高騰、宅地・公共用地の取得難が生ずるようになった。昭和40年代後半になると土地問題は極めて深刻かつ全国的なものとなったことから、政府は、全国にわたる土地取引の規制強化と、地域開発の理念の明確化及び計画の体系化を図るため、地域開発の基本法ともいべき国土総合開発法の全面改正案を、昭和48年に国会に提出した。

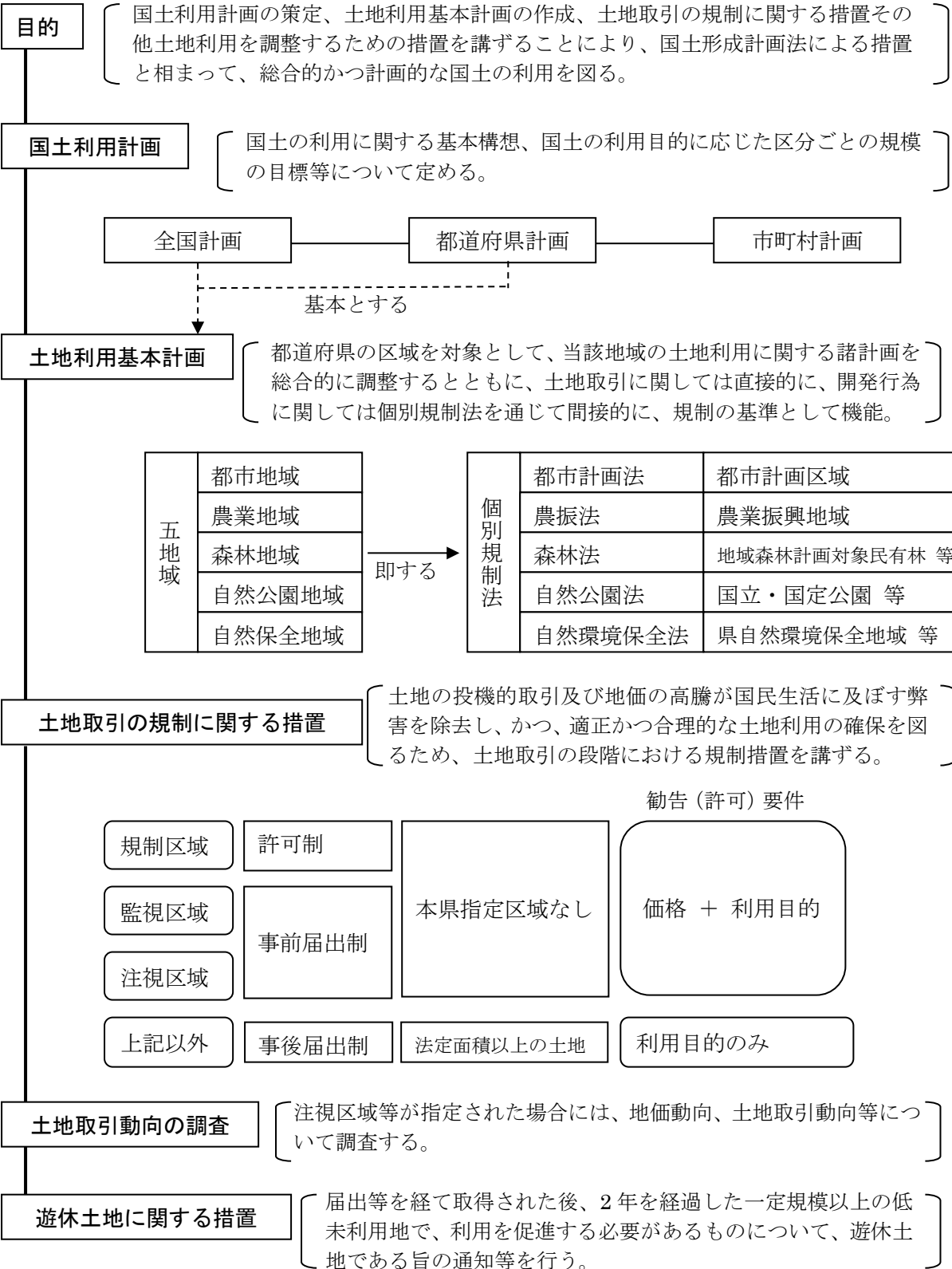
しかし、その前年の昭和47年に日本列島改造論が発表されており、この改正法案は、これを強固に後押しするものとして、与野党が対決し、法案として成立の見込みが立たなくなった。

一方、野党においても土地対策の重要性は認識されており、積極的に対案を作成しようという動きが起こり、最終的には国土利用関係の部分のみが新法案としてまとめられ、自民党、社会党、公明党、民社党の4党からなる議員立法の形をとって、国会に提出され、可決成立したのが、「国土利用計画法」である。

(2) 国土利用計画法に基づく施策

昭和49年6月に制定された国土利用計画法では、国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うことが明確に示されるとともに、国土利用に関する諸計画と土地利用規制の体系化が図られたほか、土地取引の規制や遊休土地に関する措置が制度化され、同法は、国、都道府県、市町村を通して、我が国の土地利用対策制度の根幹をなすものとして位置づけられている。

国土利用計画法の体系



【都道府県地価調査（令第9条）】
 土地取引規制における価格審査において、相当な価額の算定に資するため、都道府県知事が毎年1回、各都道府県の基準地について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、これを審査、調整し、一定の基準日（7月1日）における正常価格を公表するものである。

2 国土利用計画の概要

(1) 国土利用計画の概要

国土利用計画は、国土利用計画法第 2 条に規定されている国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものである。

この計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の三つの計画によって構成され、相互にフィードバックを繰り返しながら、土地利用の基本方向において矛盾のない計画体系が出来上がるよう配慮され、次の事項を定めることとされている。

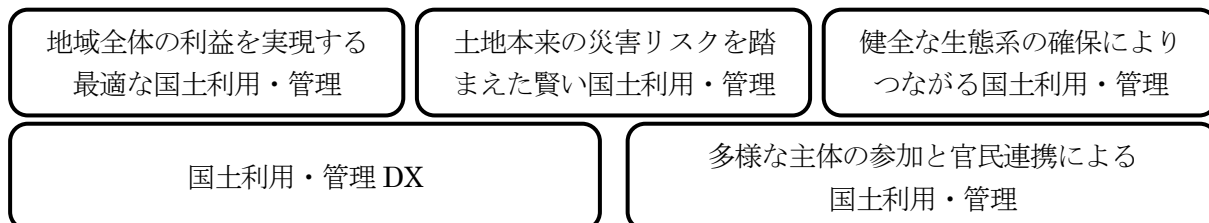
- イ 国土の利用に関する基本構想
- ロ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ハ ロに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(2) 全国計画

全国計画は、国土の利用に関する国の諸計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるものであり、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴取した上で国が策定するものである。現行計画（第六次計画）は、基準年次を令和 2 年、目標年次を令和 15 年として、令和 5 年 7 月 28 日、一体的に策定することとされている国土形成計画とともに閣議決定を経て策定された。（第一次は昭和 51 年 5 月 18 日策定、第二次は昭和 60 年 12 月 17 日策定、第三次は平成 8 年 2 月 23 日策定、第四次は平成 20 年 7 月 4 日策定、第五次は平成 27 年 8 月 14 日策定）

第六次国土利用計画（全国計画）

国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用と管理を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指す。



(3) 都道府県計画

都道府県計画は、全国計画を基本として定められ、土地利用基本計画及び市町村計画の基本となるものである。この計画は、国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴取して定められる。

宮城県では、昭和 53 年 3 月 27 日に第一次県計画、昭和 61 年 7 月 18 日に第二次県計画、平成 5 年 7 月 1 日に第三次県計画、平成 12 年 3 月 21 日に第四次計画、平成 22 年 3 月 17 日に第五次計画を策定。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって土地利用の現況に大きな変化があったことを踏まえ、平成 27 年 3 月に第五次計画の見直しを行い、令和 3 年 3 月に第六次計画を策定した。

第六次県計画では、基準年次を平成 29 年、目標年次を令和 13 年とし、「持続可能な県土管理の実現」という第五次計画の基本的な方向性は引継ぎつつ、平成 27 年 3 月以降の県土利用を巡る諸課題を踏まえ、「安全性を高め、持続可能で豊かな県土形成を実現する県土利用」を基本方針とした。

宮城県国土利用計画（第六次）

「持続可能な県土管理の実現」という第五次計画の基本的な方向性は引継ぎつつ、平成 27 年 3 月以降の県土利用をめぐる諸課題を踏まえ、「本格的な人口減少かにおける県土利用」、「復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用」及び「安全・安心を実現する県土利用」に重点を置いた計画とする。



- ① 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用
- ② 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
- ③ 安全・安心を実現する県土利用
- ④ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用
- ⑤ 多様な主体と連携した県土利用

(4) 市町村計画

市町村計画は、都道府県計画を基本として、市町村基本構想に即しつつ定められ、市町村における国土の利用の基本となるものである。計画の作成に当たっては、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、また、計画を定め（変更し）たときはその要旨を公表するよう努めるとともに、知事に報告しなければならないこととなっている。

3 土地利用基本計画の概要

土地利用基本計画は、県土について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものである。

(1) 土地利用基本計画の性格

土地利用基本計画は、都道府県の区域について、① 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分、② 土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、国土利用計画が国土の利用に関する基本的かつ長期的な構想であるのに対して、土地利用基本計画は具体の土地にまでおりる即地的な土地利用に関する計画である。

(2) 土地利用基本計画の機能

- イ 土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部における総合調整機能を有するものである。(各個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する基本計画の地域区分とかい離しないよう運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更(新規指定及び廃止を含む。)しようとする場合には、あらかじめ、基本計画の変更を行うこととなっている。)
- ロ 土地取引の規制に関しては利用目的の適合性を判断する審査基準として、及び遊休土地制度においては有効活用にあたっての指針として直接的に、並びに開発行為については、個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能するものである。

(3) 土地利用基本計画の内容

土地利用基本計画は、五地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の範囲を5万分の1の地形図上に記した「計画図」と、土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」からなっている。

イ 五地域の内容

- (イ) 都市地域 … 一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域。
- (ロ) 農業地域 … 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域。
- (ハ) 森林地域 … 森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。
- (ニ) 自然公園地域 … 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域。

- (ホ) 自然保全地域 … 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域。

ロ 計画書に定められている土地利用の調整等に関する事項

- (イ) 土地利用の基本方向
- (ロ) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- (ハ) 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

ハ 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

- (イ) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち重複している地域については、それぞれの関係からみた優先順位、指導方向等を考慮して適切かつ合理的な土地利用を図るものとする。
- (ロ) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

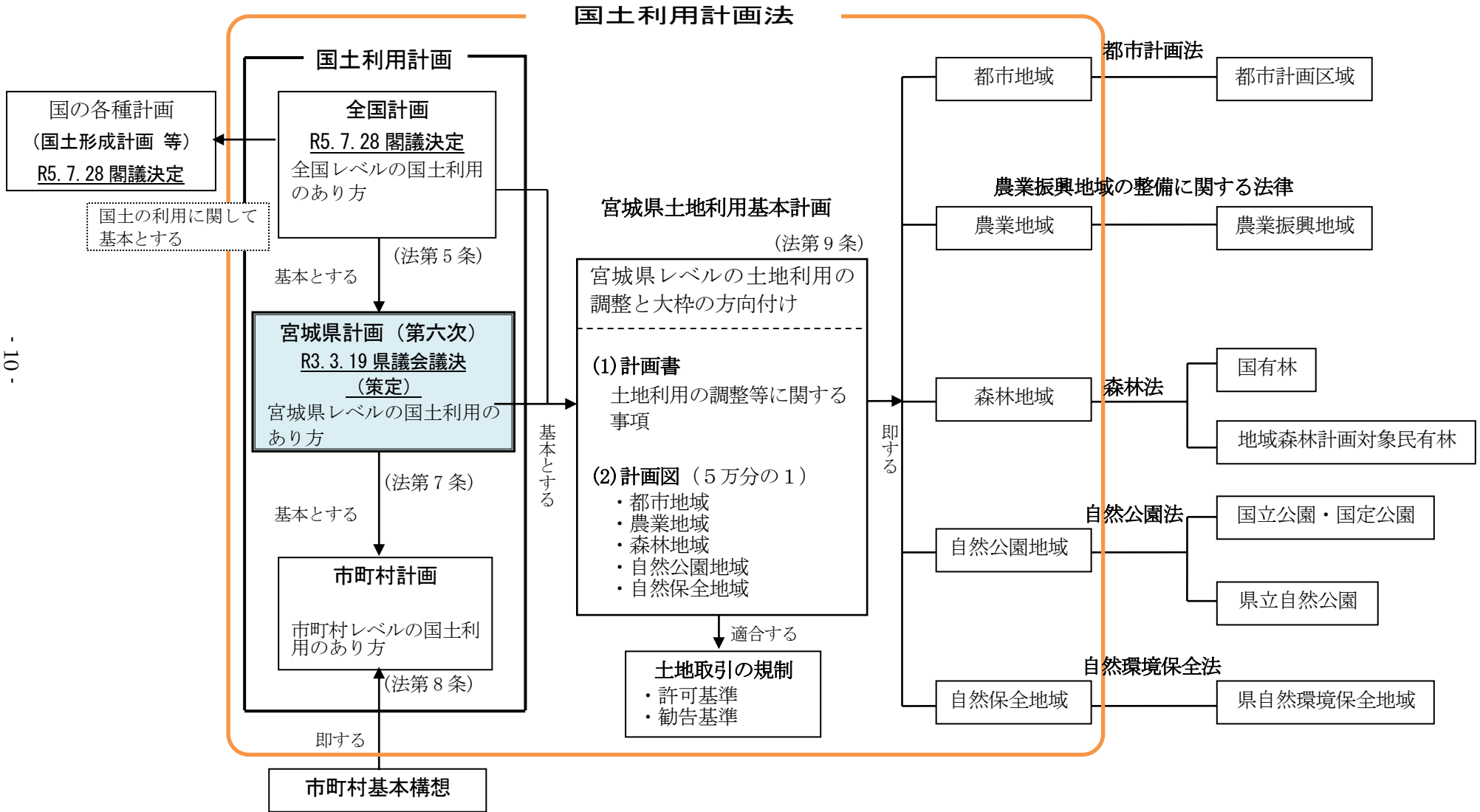
(4) 宮城県土地利用基本計画の策定

宮城県土地利用基本計画は、昭和 50 年 6 月 30 日に当初計画が策定された。この計画は、国土利用計画法の施行（昭和 49 年 12 月 14 日）により、早急に土地取引規制の運用を行う必要があることから、個別規制法の地域区分を基礎とし、これに必要最小限の修正を加えるという方針のもとに策定された暫定的な性格を有するものであった。

その後、国土利用計画（全国計画及び県計画）が策定されたことに伴い、昭和 55 年 10 月に全面的な見直しを行った。以後、宮城県国土利用計画の改定（第三次計画、第四次計画、第五次計画及び第五次計画変更）に合わせ、平成 6 年 3 月、平成 13 年 3 月、平成 23 年 3 月及び平成 27 年 3 月に計画書の改定を行ってきたところであるが、令和 3 年 3 月の第六次計画の改定を受けて、令和 4 年 3 月に改定を行った。

また、原則として毎年 1 回（年度末）計画図の一部変更を行っている。

国土利用計画法に基づく土地利用諸計画制度の体系



第2章 宮城県の土地利用等の概要

1 人口及び世帯数

(1) 人口

令和4年10月1日現在の宮城県の人口は227万9,554人で、令和3年からの1年間で10,482人、0.46%減少した。

地域区分別では、県北西部および県北東部での減少が大きく、県中南部では若干減少した。(表1-1)。

市町村別では、仙台市、名取市、多賀城市、大和町、の4市町で増加し、その他31市町村では減少となっている(表1-3)。

県内の総人口(表1-1)

(単位:人)

	H17	H23	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減率 (R4/R3)
全 県	2,360,218	2,323,224	2,333,899	2,329,431	2,322,024	2,313,219	2,303,160	2,301,996	2,290,036	2,279,554	-0.46%
県中南部	1,654,418	1,671,112	1,705,700	1,707,037	1,706,358	1,705,403	1,704,006	1,706,918	1,703,673	1,702,013	-0.10%
県北西部	298,546	284,387	275,831	273,090	270,078	266,721	263,054	259,990	256,133	252,453	-1.44%
県北東部	407,254	367,725	352,368	349,304	345,588	341,095	336,100	335,088	330,230	325,088	-1.56%

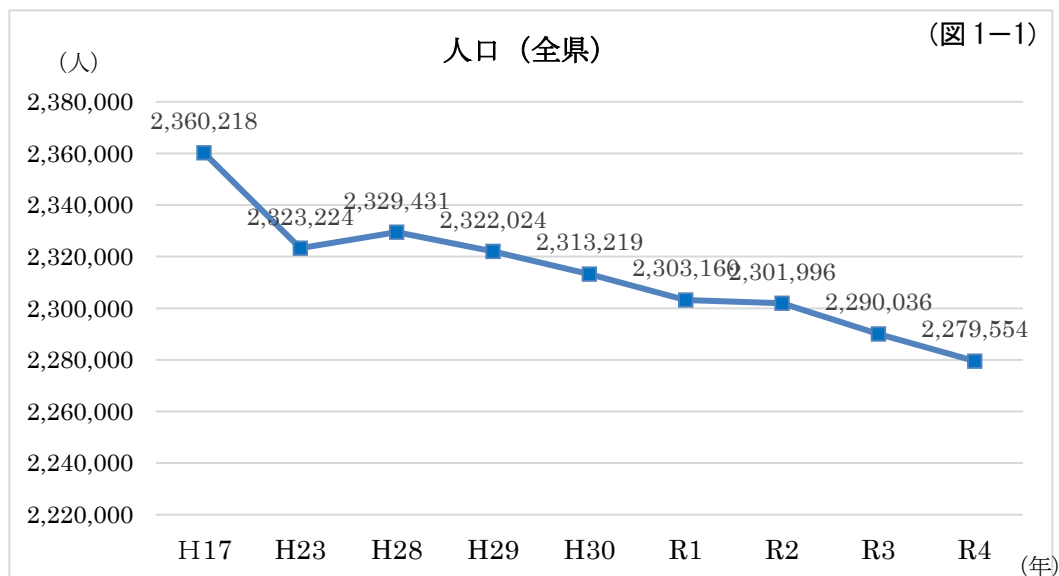
※ 国勢調査結果及び宮城県推計人口(月報)による。

※ 3地域の区分は、国土利用計画(第五次)における地域の区分であり、それぞれ以下のとおり。

[県中南部地域] 仙台都市圏及び仙南圏

[県北西部地域] 大崎圏及び栗原市

[県北東部地域] 登米市、石巻圏及び気仙沼・本吉圏



(2) 世帯数

令和4年12月末現在の世帯数は103万5,950世帯で、令和3年からの1年間で11,978世帯、1.17%増加した。

地域区別では、すべての地域で増加しており、特に県中南部での増加が大きい(表1-2)。

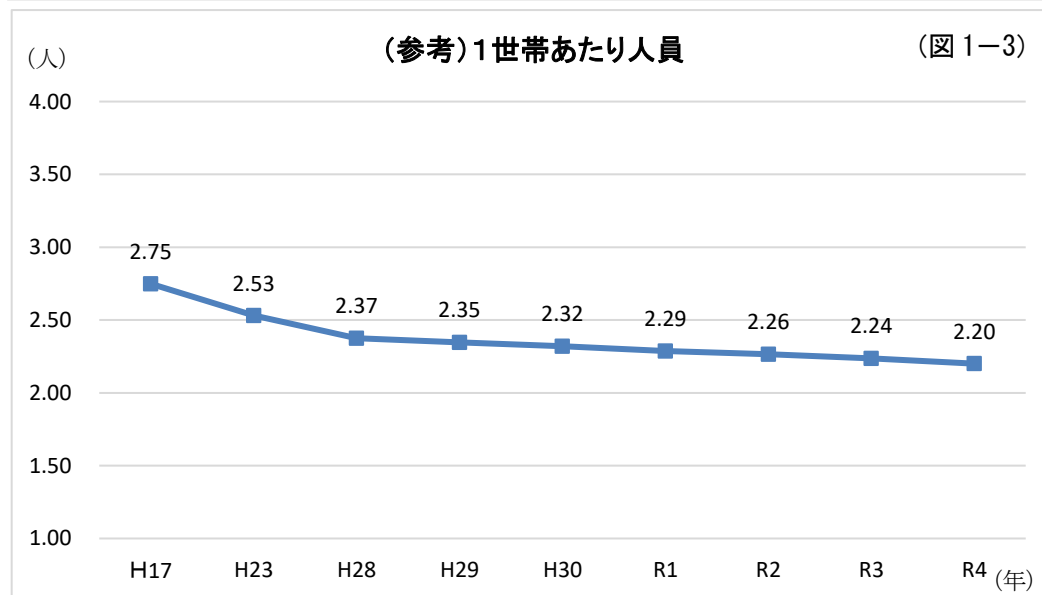
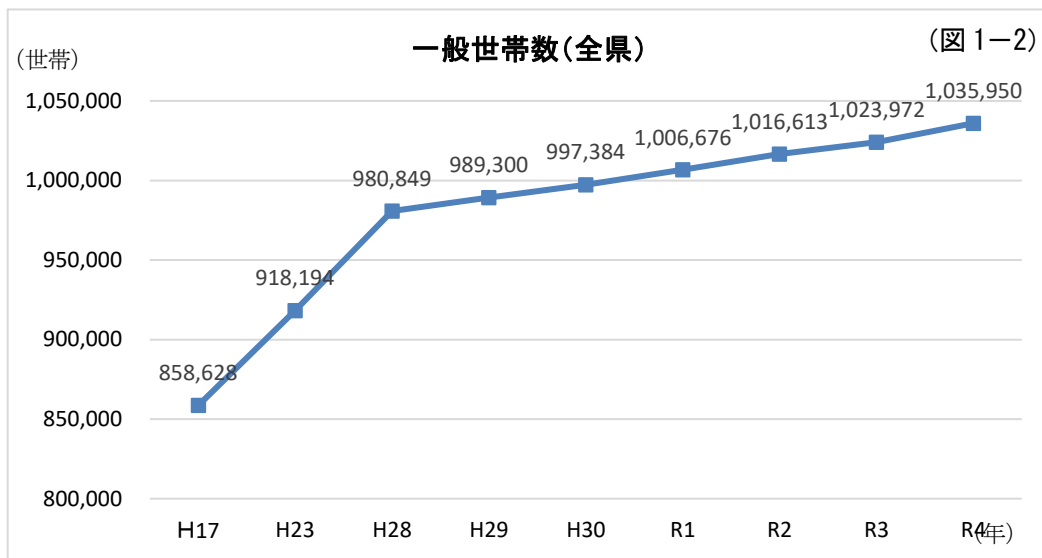
市町村別では、角田市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、大衡村の6市町村では減少しているが、その他29市町では、増加となっている(表1-3)。

県内の一般世帯数(表1-2)

(単位:世帯)

	H17	H23	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減率 (R4/R3)
全 県	858,628	918,194	971,643	980,849	989,300	997,384	1,006,676	1,016,613	1,023,972	1,035,950	1.17%
県中南部	637,265	687,596	734,308	742,081	749,495	757,072	765,864	774,685	782,059	792,996	1.40%
県北西部	91,398	97,128	100,289	100,877	101,345	101,620	101,904	102,613	102,708	103,284	0.56%
県北東部	129,965	133,470	137,046	137,891	138,460	138,692	138,908	139,315	139,205	139,670	0.33%

※ 国勢調査結果及び住民基本台帳に基づく人口移動調査年報による。



※ (1)人口を(2)世帯数で割ったもの。

市町村別人口及び世帯数（表 1-3）

（単位：人、世帯％）

市町村名	人口				世帯数			
	令和3年	令和4年	増加数	増加率	令和3年	令和4年	増加数	増加率
仙台市	1,097,237	1,099,239	2,002	0.2	529,151	537,584	8,433	1.6
塩竈市	51,757	51,263	△ 494	△ 1.0	23,855	24,003	148	0.6
名取市	78,640	78,778	138	0.2	32,348	32,883	535	1.7
多賀城市	62,613	62,664	51	0.1	27,647	28,063	416	1.5
岩沼市	43,964	43,819	△ 145	△ 0.3	18,459	18,670	211	1.1
富谷市	51,569	51,483	△ 86	△ 0.2	19,927	20,191	264	1.3
亶理町	33,067	32,973	△ 94	△ 0.3	13,018	13,187	169	1.3
山元町	11,928	11,749	△ 179	△ 1.5	4,818	4,815	△ 3	△ 0.1
松島町	13,141	12,955	△ 186	△ 1.4	5,701	5,720	19	0.3
七ヶ浜町	17,901	17,677	△ 224	△ 1.3	6,804	6,835	31	0.5
利府町	35,237	35,168	△ 69	△ 0.2	13,862	14,035	173	1.2
大和町	28,747	28,783	36	0.1	12,053	12,297	244	2.0
大郷町	7,726	7,632	△ 94	△ 1.2	2,854	2,892	38	1.3
大衡村	5,753	5,655	△ 98	△ 1.7	2,106	2,098	△ 8	△ 0.4
仙台都市圏	1,539,280	1,539,838	558	0.0	712,603	723,273	10,670	1.5
白石市	32,219	31,688	△ 531	△ 1.6	14,178	14,174	△ 4	△ 0.0
角田市	27,476	27,040	△ 436	△ 1.6	11,460	11,434	△ 26	△ 0.2
蔵王町	11,211	11,043	△ 168	△ 1.5	4,522	4,550	28	0.6
七ヶ宿町	1,228	1,217	△ 11	△ 0.9	622	619	△ 3	△ 0.5
大河原町	23,609	23,565	△ 44	△ 0.2	10,128	10,297	169	1.7
村田町	10,483	10,325	△ 158	△ 1.5	4,056	4,085	29	0.7
柴田町	38,083	37,687	△ 396	△ 1.0	16,113	16,244	131	0.8
川崎町	8,213	8,062	△ 151	△ 1.8	3,402	3,397	△ 5	△ 0.1
丸森町	11,871	11,548	△ 323	△ 2.7	4,975	4,923	△ 52	△ 1.0
仙南圏	164,393	162,175	△ 2,218	△ 1.3	69,456	69,723	267	0.4
大崎市	126,003	124,670	△ 1,333	△ 1.1	52,349	52,757	408	0.8
色麻町	6,561	6,409	△ 152	△ 2.3	2,080	2,083	3	0.1
加美町	21,487	21,155	△ 332	△ 1.5	8,170	8,246	76	0.9
涌谷町	15,059	14,743	△ 316	△ 2.1	5,963	5,985	22	0.4
美里町	23,668	23,334	△ 334	△ 1.4	9,243	9,299	56	0.6
大崎圏	192,778	190,311	△ 2,467	△ 1.3	77,805	78,370	565	0.7
栗原市	63,355	62,142	△ 1,213	△ 1.9	24,903	24,914	11	0.0
登米市	74,983	73,624	△ 1,359	△ 1.8	27,224	27,237	13	0.0
石巻市	138,083	136,252	△ 1,831	△ 1.3	61,933	62,209	276	0.4
東松島市	38,909	38,504	△ 405	△ 1.0	16,413	16,541	128	0.8
女川町	6,337	6,173	△ 164	△ 2.6	2,991	3,019	28	0.9
石巻圏	183,329	180,929	△ 2,400	△ 1.3	81,337	81,769	432	0.5
気仙沼市	59,918	58,756	△ 1,162	△ 1.9	26,204	26,212	8	0.0
南三陸町	12,000	11,779	△ 221	△ 1.8	4,440	4,452	12	0.3
気仙沼・本吉圏	71,918	70,535	△ 1,383	△ 1.9	30,644	30,664	20	0.1
県計	2,290,036	2,279,554	△ 10,482	△ 0.5	1,023,972	1,035,950	11,978	1.2

※「宮城県推計人口（月報）」「住民基本台帳に基づく人口移動調査年報」より

2 利用区分別土地利用の現況と推移

(1) 土地利用の現況

土地利用の現況について調査した結果、令和4年4月1日現在ほか^{※1}の宮城県における利用区分別の面積は以下のとおりであった。

<農地>、<森林>、<水面・河川・水路>が減少しており、<道路>、<宅地>、<その他>が前年度に比べて増加している。

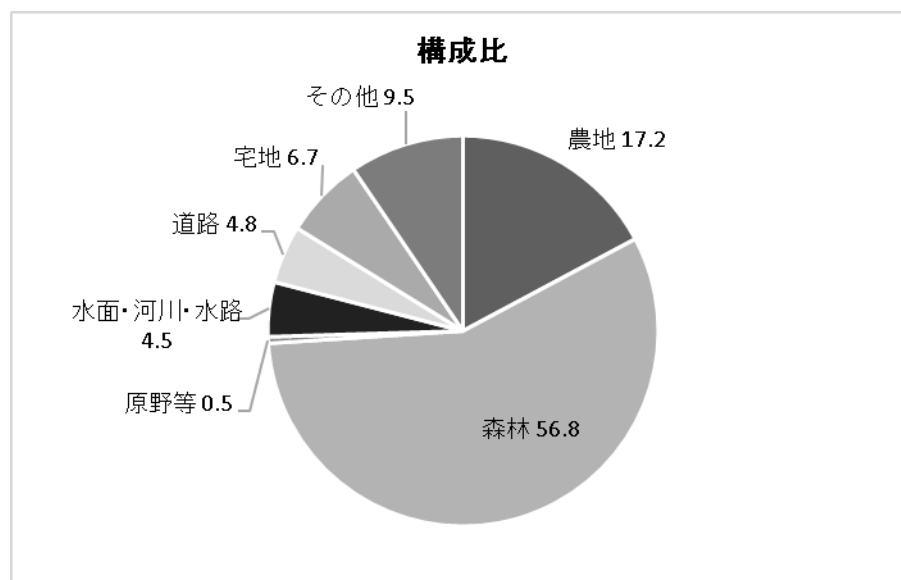
令和4年4月1日現在ほか^{※1}の土地利用現況（表2-1）

（単位：ha）

	面積	構成比 (%)	前年値 (R3)	増減 (対前年値)	対前年比 (%)
農地	125,255	17.2	125,440	▲ 185	99.9
森林	413,558	56.8	413,713	▲ 155	100.0
原野等	3,880	0.5	3,880	0	100.0
水面・河川・水路	32,939	4.5	32,969	▲ 30	99.9
道路	34,844	4.8	34,738	106	100.3
宅地	48,620	6.7	48,532	88	100.2
その他	69,133	9.5	68,957	176	100.3
県土面積 ^{※2}	728,229	100.0	728,229	0	100.0

※1 使用する統計などにより基準となる日が異なる。

※2 端数処理の都合から、県土面積と内訳が一致しない場合がある。



3 地域別概況（表 2-2）

（単位：ha）

	県計	県中南部地域	県北西部地域	県北東部地域
農地	125,255	39,942	52,927	32,386
田	103,058	29,617	45,590	27,851
畑	22,197	10,325	7,337	4,535
森林	413,558	187,211	128,657	97,690
国有林	129,881	61,098	51,119	17,664
民有林	283,677	126,113	77,538	80,026
原野等	3,880	1,752	1,609	518
水面・河川・水路	32,939	11,804	11,472	9,663
水面	6,287	2,326	1,997	1,964
河川	20,191	7,633	6,643	5,915
水路	6,461	1,845	2,832	1,784
道路	34,844	15,818	9,689	9,337
一般道路	25,490	12,702	5,849	6,939
農道	7,579	2,426	3,266	1,887
林道	1,775	690	574	511
宅地	48,620	28,018	10,095	10,507
住宅地	29,520	16,509	6,735	6,276
工業用地	2,901	1,615	634	652
その他の宅地	16,199	9,894	2,726	3,579
その他	69,133	35,481	18,439	15,215
合計	728,229	320,026	232,888	175,316

※ 3 地域の区分は、国土利用計画（第六次）における地域の区分であり、それぞれ以下のとおり。

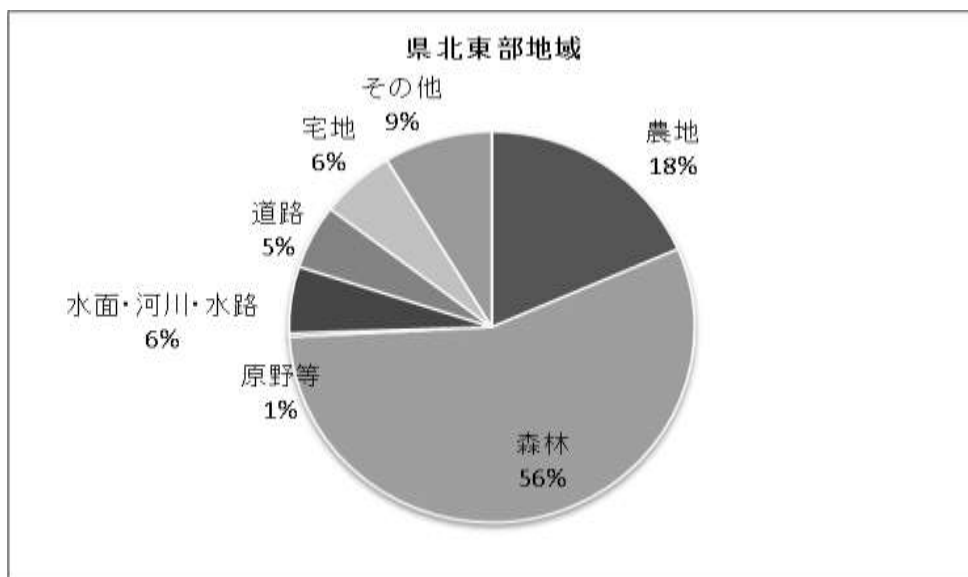
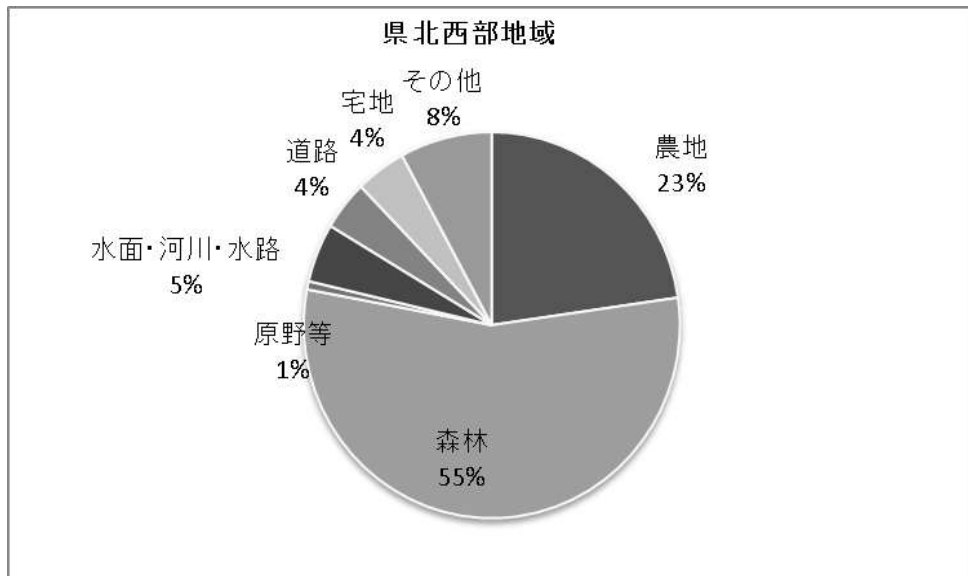
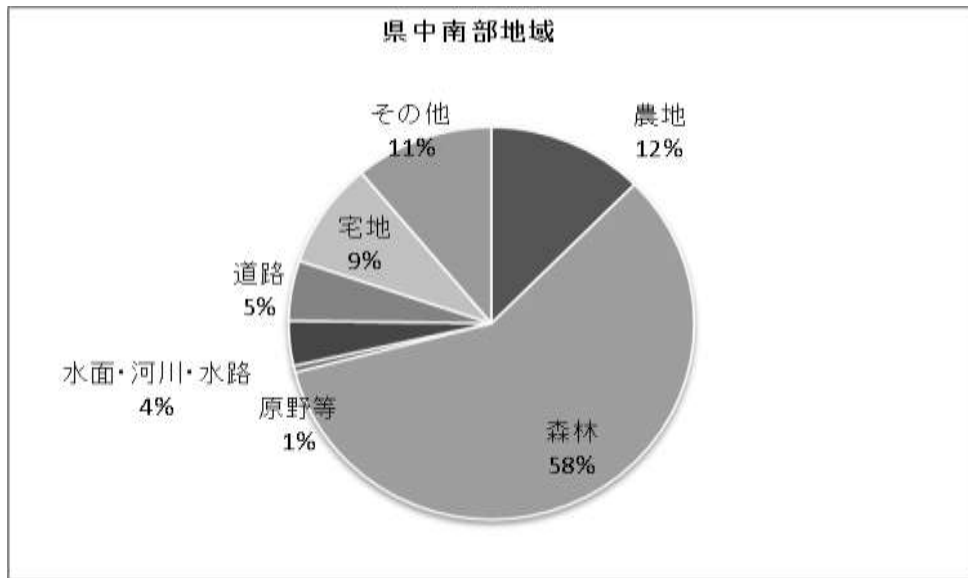
〔県中南部地域〕 仙台都市圏及び仙南圏

〔県北西部地域〕 大崎圏及び栗原市

〔県北東部地域〕 登米市、石巻圏及び気仙沼・本吉圏

端数処理の都合から、合計と内訳が一致しない場合がある。

構成比



市町村別面積一覧表(表2-3)

令和4年4月1日現在ほか

(単位: ha)

	農地			森林			原野等	水面・河川・水路			
	田	畑		国有林	民有林			水面	河川	水路	
仙台市	5,790	4,660	1,130	44,991	19,536	25,455	1	2,587	429	1,856	302
塩竈市	21	12	9	261	18	243	0	2	0	1	1
名取市	2,773	2,280	493	2,700	45	2,655	0	600	168	287	145
多賀城市	312	283	29	51	0	51	0	126	19	89	18
岩沼市	1,490	1,240	250	1,372	116	1,256	0	577	15	476	86
富谷市	649	563	86	2,068	0	2,068	0	240	22	184	34
亘理町	3,178	2,490	688	1,044	19	1,025	1	793	135	493	165
山元町	1,871	1,260	611	2,044	72	1,972	0	119	30	7	82
松島町	918	804	114	2,709	161	2,548	0	306	32	221	53
七ヶ浜町	144	109	35	196	8	188	0	39	29	3	7
利府町	367	237	130	2,146	34	2,112	8	87	43	33	11
大和町	2,185	2,010	175	15,897	4,846	11,051	396	794	224	440	130
大郷町	2,012	1,800	212	3,580	0	3,580	0	480	86	282	112
大衡村	1,316	1,090	226	2,052	402	1,650	776	148	59	34	55
広域仙台都市圏	23,026	18,838	4,188	81,111	25,257	55,854	1,182	6,898	1,291	4,406	1,201
白石市	3,040	1,640	1,400	19,367	4,212	15,155	291	906	58	748	100
角田市	4,410	3,400	1,010	5,613	83	5,530	71	1,333	43	1,069	221
蔵王町	2,103	953	1,150	9,564	4,377	5,187	0	306	2	248	56
七ヶ宿町	524	263	261	24,017	15,286	8,731	23	655	412	229	14
大河原町	605	452	153	702	0	702	12	143	3	116	24
村田町	1,251	855	396	4,150	404	3,746	7	210	28	138	44
柴田町	933	766	167	1,886	37	1,849	33	323	12	265	46
川崎町	1,660	1,130	530	21,517	8,876	12,641	15	639	396	181	62
丸森町	2,390	1,320	1,070	19,284	2,566	16,718	118	391	81	233	77
広域仙南圏	16,916	10,779	6,137	106,100	35,841	70,259	570	4,906	1,035	3,227	644
大崎市	18,280	15,900	2,380	42,843	18,932	23,911	359	4,334	646	2,700	988
色麻町	2,830	2,470	360	5,692	2,602	3,090	592	440	18	266	156
加美町	6,160	4,830	1,330	33,649	15,425	18,224	242	1,439	201	937	301
涌谷町	3,268	2,740	528	2,256	0	2,256	2	796	12	605	179
美里町	4,939	4,650	289	14	0	14	0	770	0	468	302
広域大崎圏	35,477	30,590	4,887	84,454	36,959	47,495	1,195	7,779	877	4,976	1,926
栗原市	17,450	15,000	2,450	44,203	14,160	30,043	414	3,693	1,120	1,667	906
登米市	17,560	15,600	1,960	22,062	2,647	19,415	188	4,355	912	2,431	1,012
石巻市	9,680	8,480	1,200	30,896	8,140	22,756	16	3,965	706	2,710	549
東松島市	2,803	2,420	383	3,069	420	2,649	0	646	52	443	151
女川町	4	0	4	5,198	254	4,944	0	271	268	3	0
広域石巻圏	12,487	10,900	1,587	39,163	8,814	30,349	16	4,882	1,026	3,156	700
気仙沼市	1,563	961	602	23,892	4,373	19,519	248	325	26	248	51
南三陸町	776	390	386	12,573	1,830	10,743	66	101	0	80	21
広域気仙沼・本吉圏	2,339	1,351	988	36,465	6,203	30,262	314	426	26	328	72
県計(A)	125,255	103,058	22,197	413,558	129,881	283,677	3,880	32,939	6,287	20,191	6,461

道路	道路			宅地				その他	計
	一般道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地		
5,633	5,083	360	190	13,061	7,744	436	4,881	6,572	78,635
169	168	1	0	728	483	25	220	556	1,737
867	653	204	10	1,563	912	59	592	1,315	9,818
229	211	18	0	875	484	25	366	376	1,969
449	346	99	4	1,055	535	146	374	1,102	6,045
440	392	48	0	734	477	23	234	787	4,918
643	462	177	4	899	595	61	243	802	7,360
487	349	136	2	604	314	20	270	1,333	6,458
294	229	65	0	318	226	0	92	811	5,356
105	96	9	0	401	214	0	187	434	1,319
340	316	15	9	553	356	12	185	988	4,489
691	462	174	55	936	450	242	244	1,650	22,549
369	207	153	9	370	206	45	119	1,390	8,201
321	260	58	3	412	127	105	180	1,007	6,032
11,037	9,234	1,517	286	22,509	13,123	1,199	8,187	19,123	164,886
765	556	148	61	1,026	649	62	315	3,253	28,648
933	647	271	15	982	641	78	263	1,411	14,753
516	367	114	35	680	333	31	316	2,114	15,283
272	142	22	108	110	55	0	55	708	26,309
260	234	26	0	460	293	12	155	317	2,499
369	292	70	7	407	244	54	109	1,444	7,838
386	321	53	12	836	497	146	193	1,006	5,403
529	374	93	62	430	273	13	144	2,287	27,077
751	535	112	104	578	401	20	157	3,818	27,330
4,781	3,468	909	404	5,509	3,386	416	1,707	16,358	155,140
3,130	1,820	1,142	168	4,205	2,809	285	1,111	6,530	79,681
504	321	158	25	314	189	19	106	556	10,928
1,250	700	354	196	979	601	65	313	2,348	46,067
877	684	189	4	658	412	14	232	359	8,216
707	386	321	0	827	563	56	208	242	7,499
6,468	3,911	2,164	393	6,983	4,574	439	1,970	10,035	152,391
3,221	1,938	1,102	181	3,112	2,161	195	756	8,404	80,497
3,627	2,478	1,038	111	2,978	2,050	97	831	2,842	53,612
2,749	2,053	555	141	3,924	2,148	453	1,323	4,225	55,455
816	655	155	6	968	548	19	401	1,828	10,130
183	156	0	27	166	75	7	84	713	6,535
3,748	2,864	710	174	5,058	2,771	479	1,808	6,766	72,120
1,443	1,184	102	157	1,917	1,190	64	663	3,856	33,244
519	413	37	69	554	265	12	277	1,751	16,340
1,962	1,597	139	226	2,471	1,455	76	940	5,607	49,584
34,844	25,490	7,579	1,775	48,620	29,520	2,901	16,199	69,133	728,229

(2) 利用区分別土地利用の推移

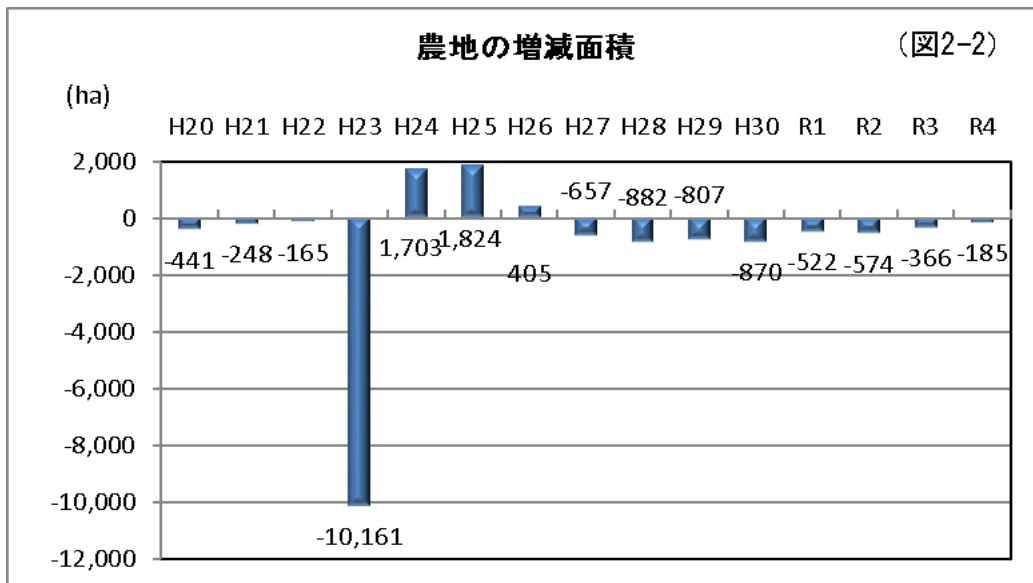
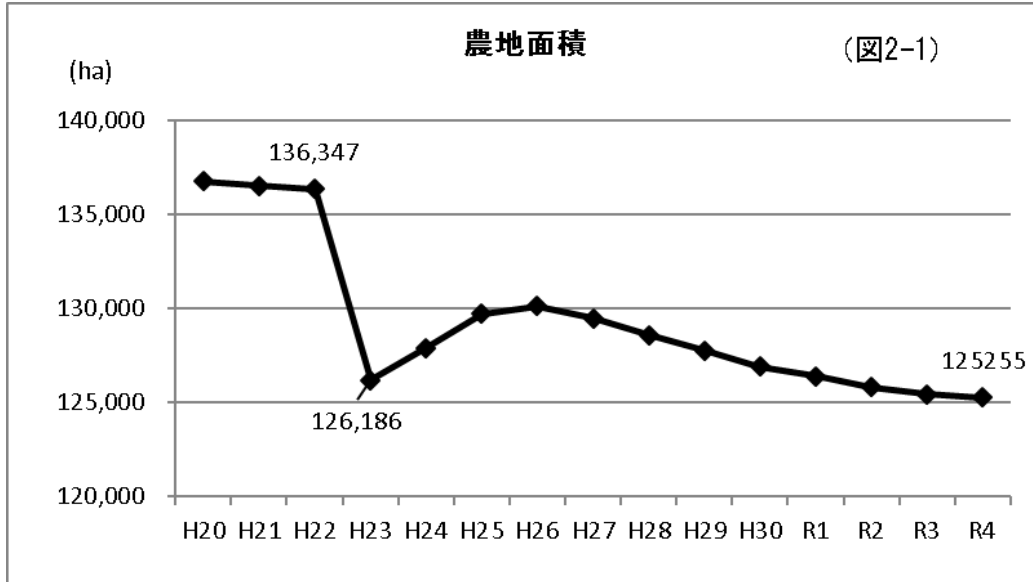
昭和47年から令和4年までの50年間の増減状況を利用区分別に見ると、農地、森林などの自然的土地利用の面積が減少し、宅地、道路などの都市的土地利用が増加している。

(単位：km²)

利用区分	年	S47	H22	H23	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減	
											R4-R3	R4-S47
農地		1,668	1,363	1,262	1,278	1,269	1,264	1,258	1,254	1,253	▲ 1	▲ 415
森林		4,336	4,162	4,163	4,154	4,143	4,140	4,135	4,137	4,136	▲ 1	▲ 200
原野等		42	39	37	37	37	37	39	39	39	0	▲ 3
水面・河川・水路		309	328	324	329	329	329	330	330	329	▲ 1	20
道路		195	321	319	335	337	344	345	347	348	1	153
宅地		254	460	432	479	481	482	483	485	486	1	232
その他		484	613	749	670	685	686	692	690	691	1	207
県土面積		7,288	7,286	7,286	7,282	7,282	7,282	7,282	7,282	7,282	0	▲ 6

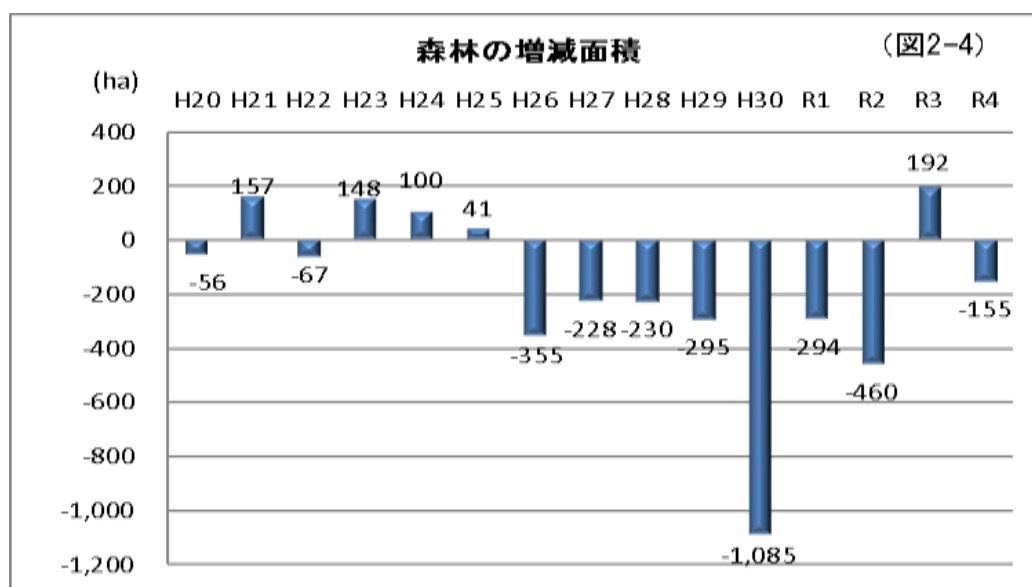
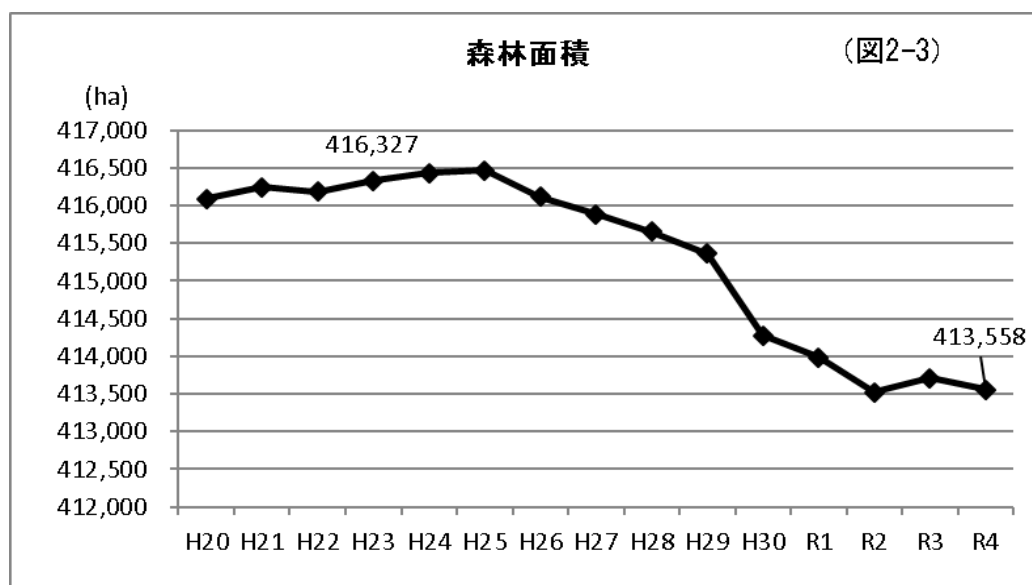
① 農地

近年、比較的減少は小さかったが、平成 23 年は東日本大震災による津波被害の影響から大幅な減少となり、平成 24 年以降は農地の復旧などにより増加に転じたものの、平成 27 年より再び減少が続いている。



② 森林

平成 22 年から平成 25 年までの間、面積計測精度の向上等により面積は微増傾向となっていた。平成 26 年からは、復興事業などの進捗や林地開発により、森林面積は減少しており、令和 3 年にはやや増加したものの令和 4 年には再び減少している。



※H30 に森林面積が大幅に減少している主な理由は、林野庁において国有林面積の把握方法が変更されたこと及び民有林における管理データの精度向上によるものである。

③ 原野等

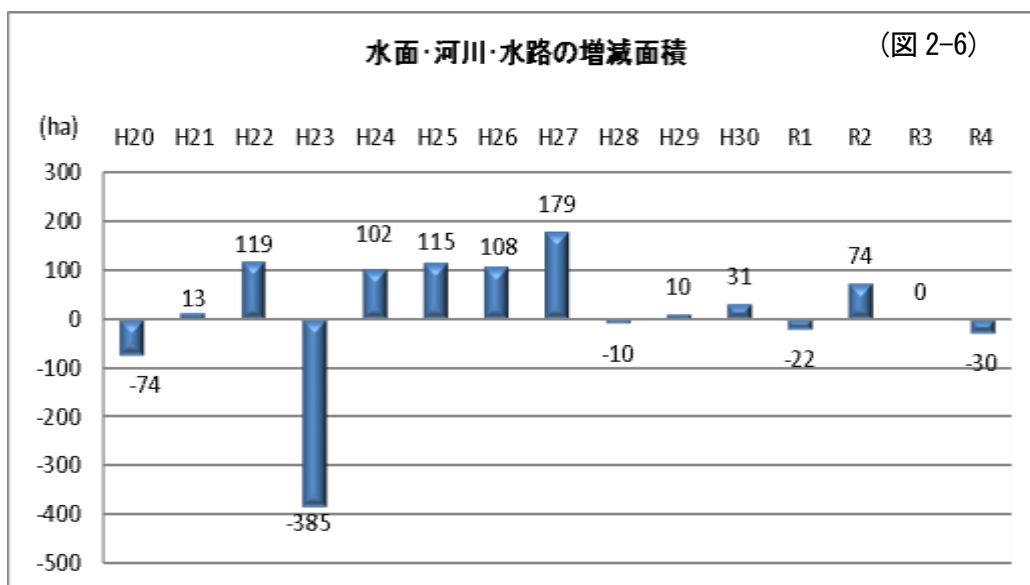
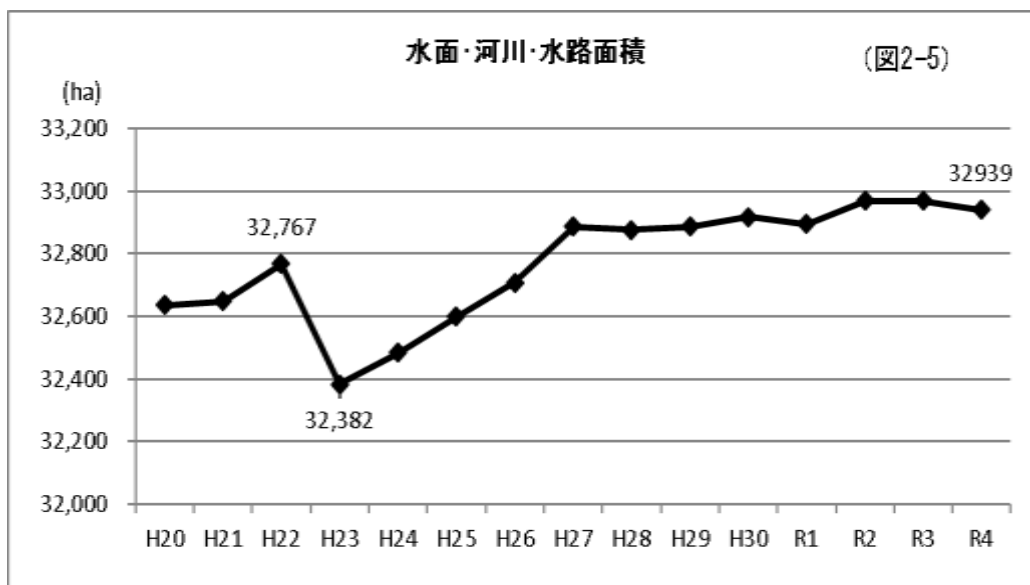
昭和 47 年からの推移をみると、約 300ha (3 km²) 減少しており、面積の変動は小さい。

※ なお、従来「世界農林業センサス」の「採草放牧に利用されている面積」を用いて採草放牧地及び原野の面積を算定してきたが、2,010 年 (平成 22 年) の「世界農林業センサス」より当該統計の調査対象でなくなり、これらを分けて面積を把握することが困難となったことから両者の面積を合わせた面積として「原野等」とすることとなった。

④ 水面・河川・水路

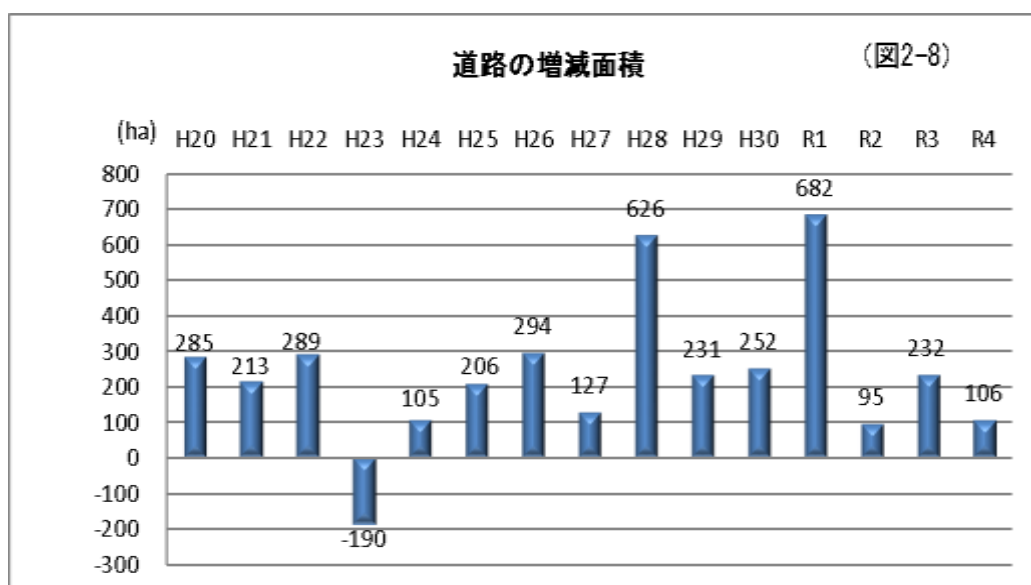
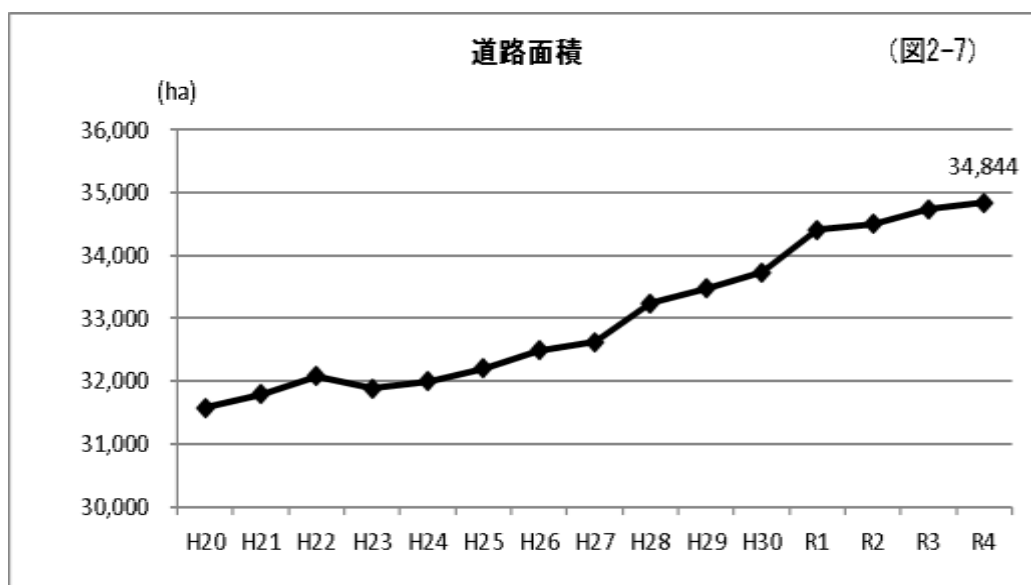
昭和47年からの推移をみると、約2千ha(20km²)の増加となっている。

水路面積は、水田面積を用いて算出されるため、平成24年以降は農地の復旧などにより増加し、平成27年以降はおおむね現状を維持している。



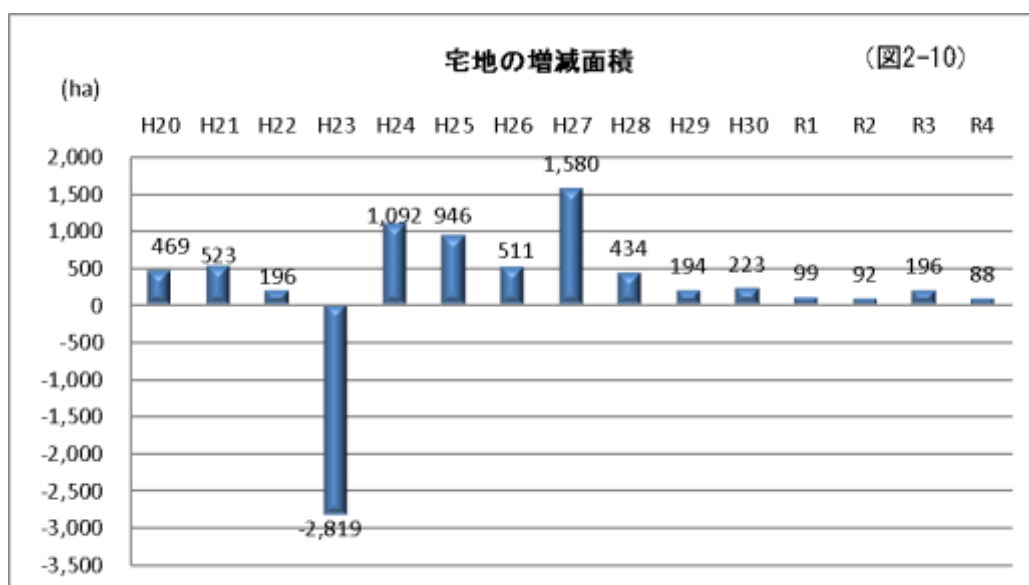
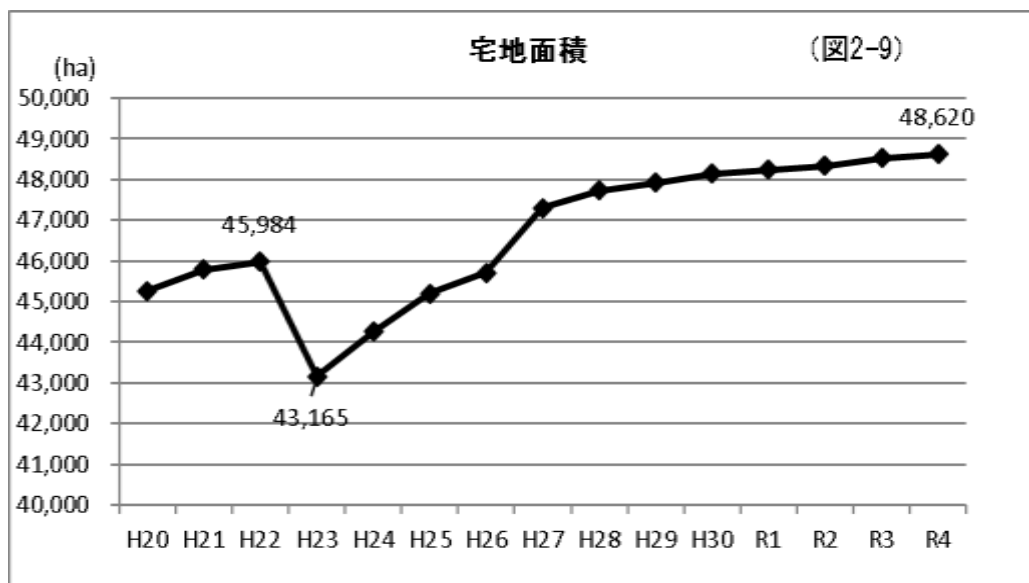
⑤ 道路

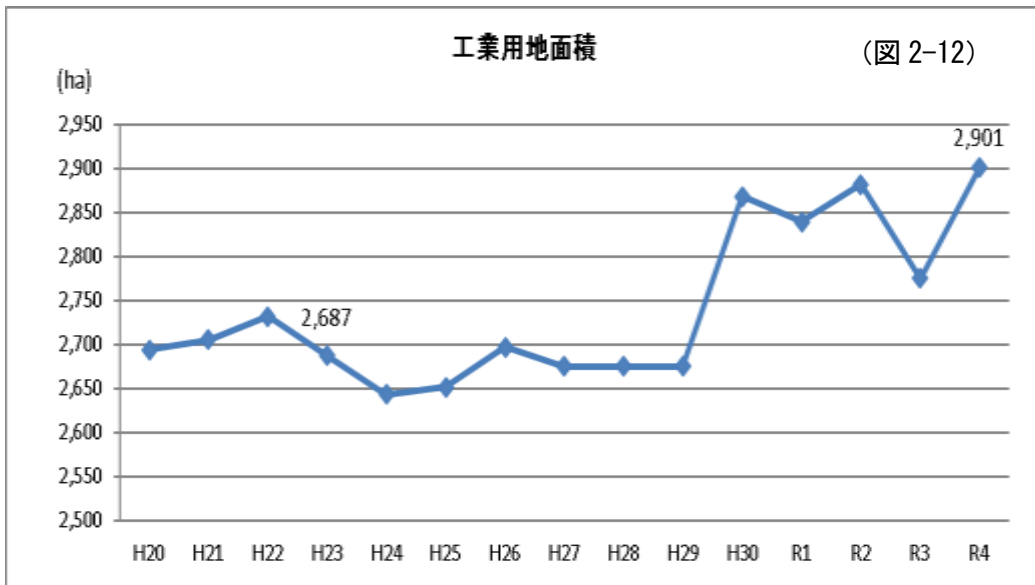
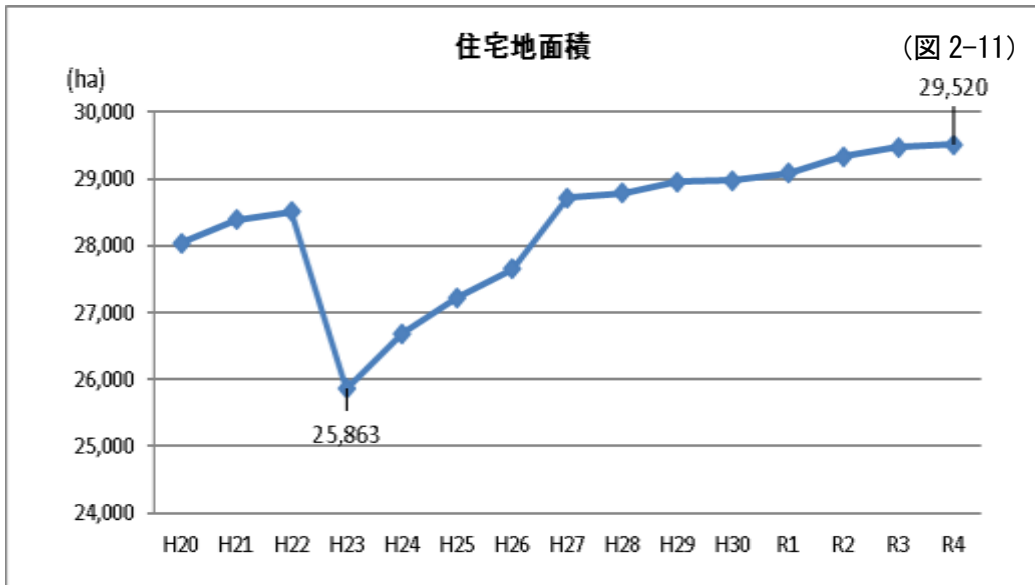
昭和 47 年からの推移をみると、約 1 万 5 千 ha(150 km²)の増加となっている。
復興事業の進捗などにより一般道路の面積も増加したため、全体として増加した。



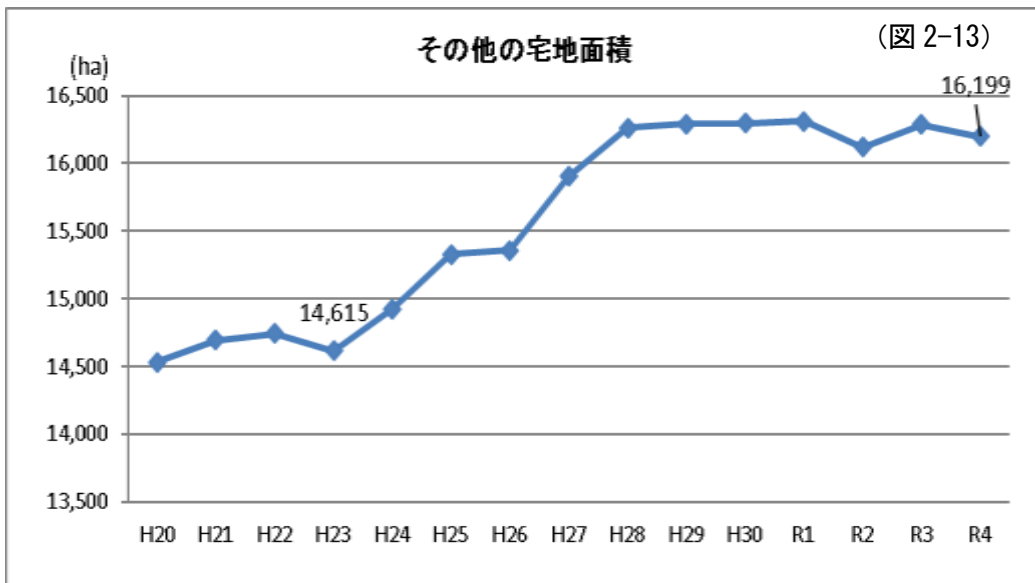
⑥ 宅地

昭和47年からの推移をみると、約2万3千ha(229km²)の増加となっている。東日本大震災の津波被害の影響から、平成23年に大幅に減少したが、復興事業の進捗などにより再び増加傾向となっている。





※ H30 の面積増加は「工業統計調査」の基準が変更されたことによる要因も含まれている。



3 規模の目標に対する土地利用の推移

(1) 宮城県国土利用計画（第六次）の目標値

令和2年3月に改訂した宮城県国土利用計画（第六次）では、「持続可能な県土管理の実現」を目標とする第五次計画の基本的な方向は引継ぎつつ、平成27年3月以降の県土利用をめぐる諸課題を踏まえ、「本格的な人口減少かにおける県土利用」、「復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用」及び「安全・安心を実現する県土利用」に重点を置いた土地利用の推進を図ることとした。

利用区分ごとの規模の目標については、下表のとおり。

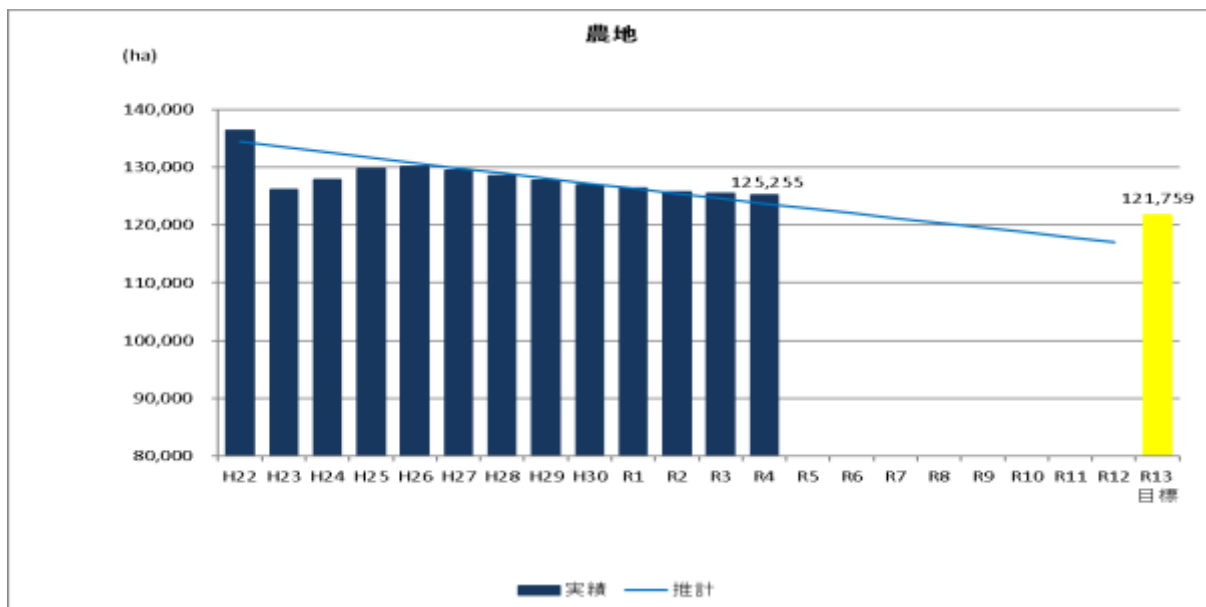
(単位：km²、%)

区分	平成29年	令和13年	構成比	
			H29	R13
農地	1,278	1,218	17.5%	16.7%
田	1,055	1,018	14.5%	14.0%
畑	222	200	3.0%	2.7%
森林	4,145	4,116	56.9%	56.5%
原野等	38	38	0.5%	0.5%
水面・河川・水路	329	331	4.5%	4.5%
道路	335	354	4.6%	4.9%
宅地	479	484	6.6%	6.6%
住宅地	290	292	4.0%	4.0%
工業用地	27	28	0.4%	0.4%
その他の宅地	163	164	2.2%	2.3%
その他	679	744	9.3%	10.2%
合計	7,283	7,285	100%	100%

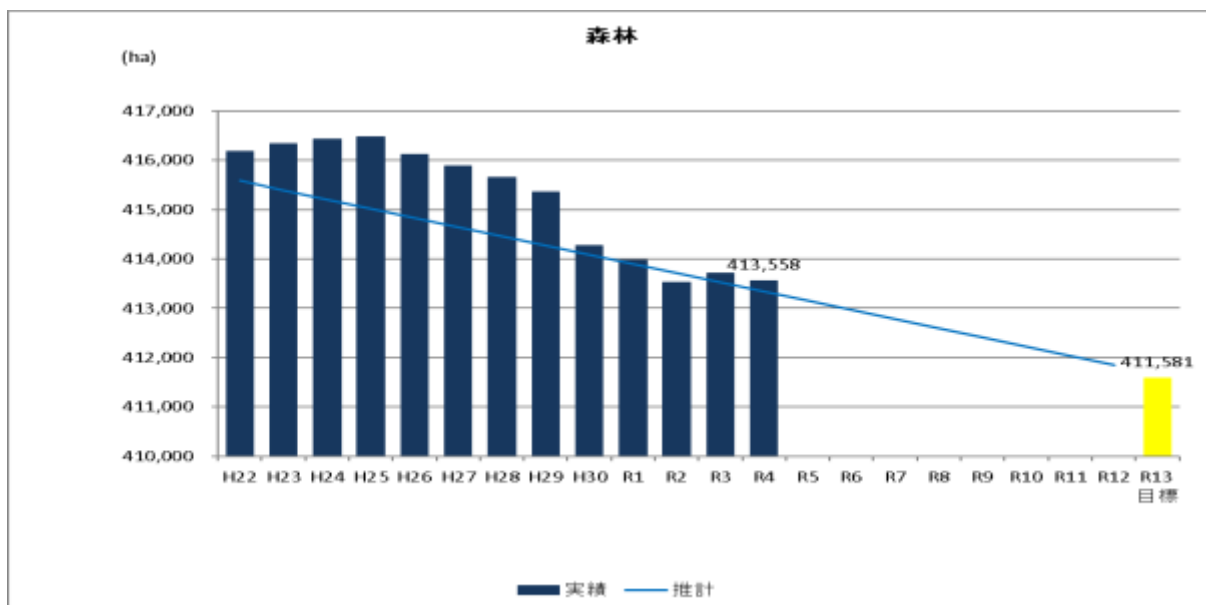
(2) 利用区分別の推計と実績

宮城県国土利用計画（第六次）の目標値から算出した推計と実績の対比は次のとおりである。

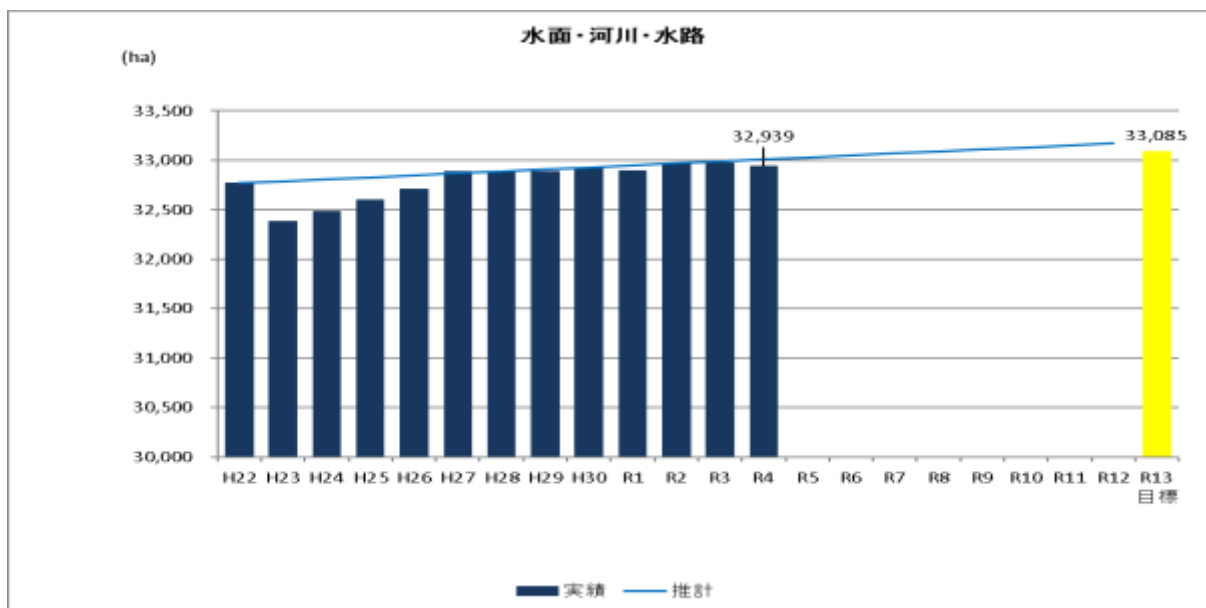
※なお、改訂後の計画における基準年は平成 29 年であるが、震災前後を比較するため平成 22 年より記載している。



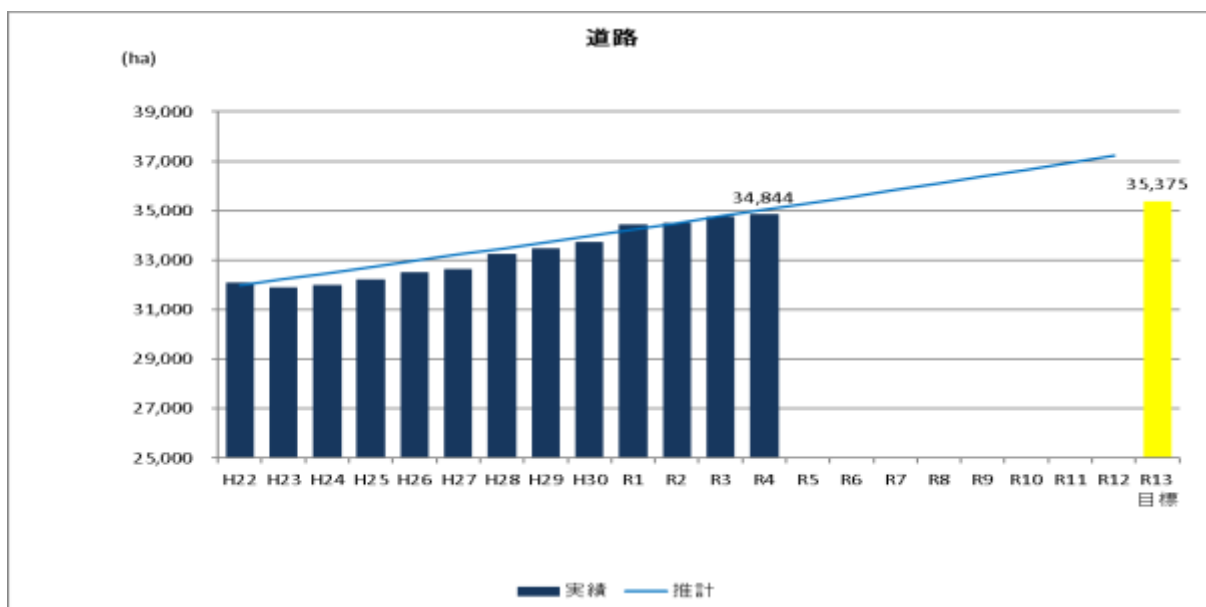
- 東日本大震災の津波被害の影響から、農地面積は平成 23 年に大きく減少したが、平成 24 年以降は農地の復旧などに伴い、回復傾向にあった。しかし、平成 27 年以降は減少傾向にある。



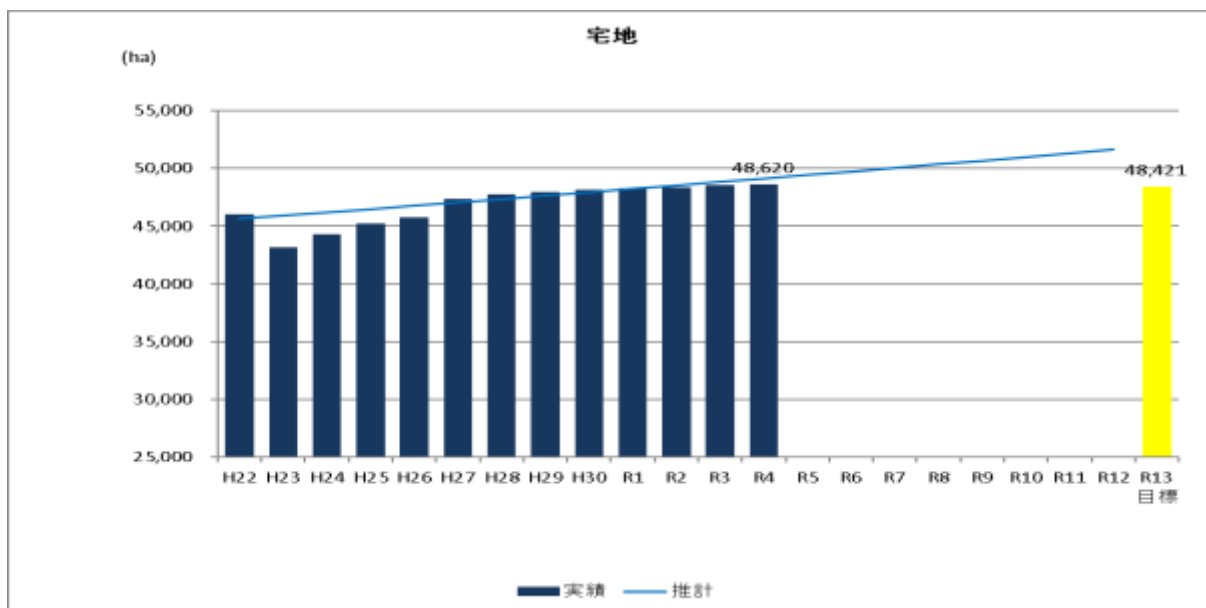
- 森林面積は復興整備事業等に伴う林地開発などにより、平成 26 年以降、減少傾向にある。
※H30 に森林面積が大幅に減少している主な理由は、林野庁において国有林面積の把握方法が変更されたこと及び民有林における管理データの精度向上によるものである。



- 東日本大震災の津波被害の影響から水面・河川・水路面積は減少したが、近年は農地の復旧などに伴い増加傾向であった。平成 27 年以降は、ほぼ横ばいに推移している。



- 東日本大震災の津波被害の影響から、ほ場内農道が減少したため平成 23 年に減少したが、高速道路の整備や農地の復旧に伴う農道の復旧などにより、道路全体として増加傾向にある。



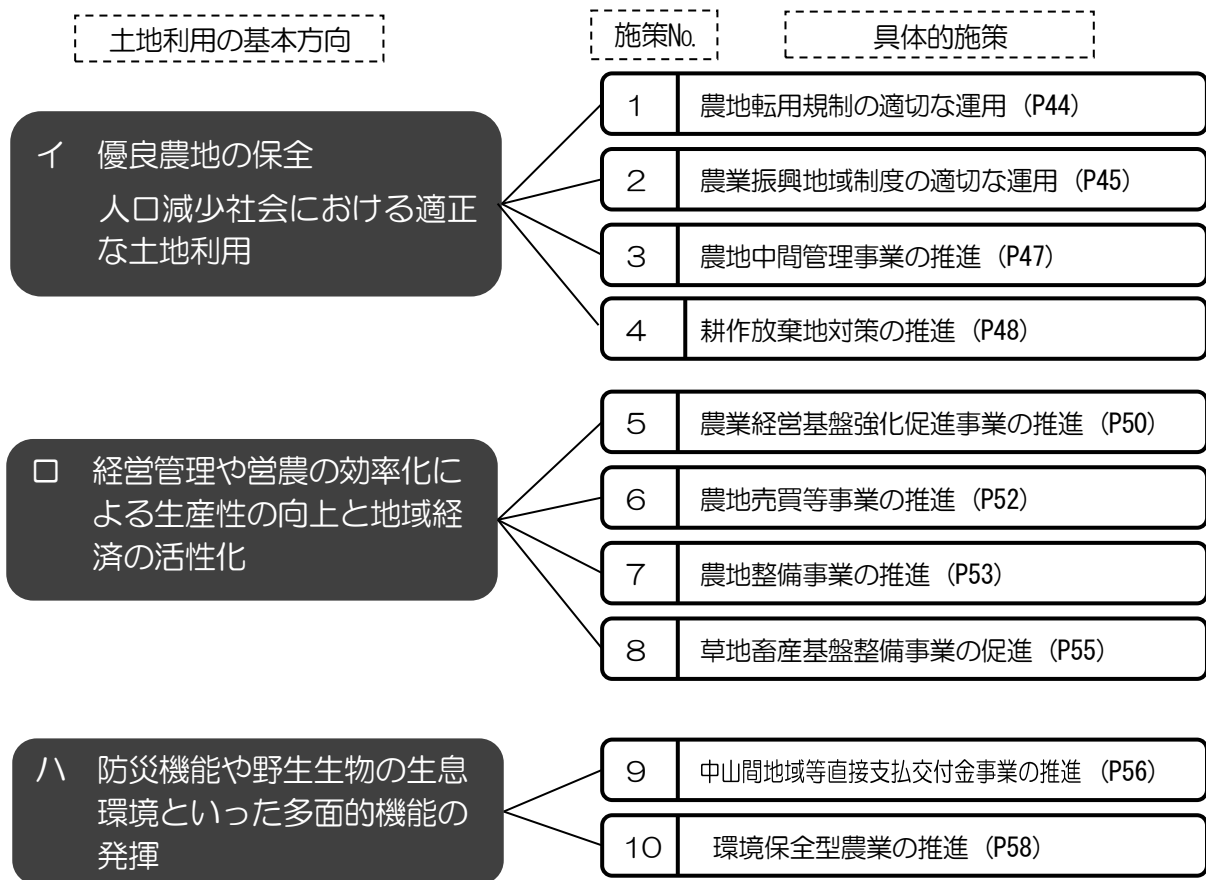
- 平成 23 年は、東日本大震災の津波被害による居住地面積の減少などに伴い大幅に減少した。平成 24 年以降は、復興事業による面整備の進捗とともに、防災集団移転の進捗や宅地供給の増加などにより増加傾向にある。

第3章 宮城県国土利用計画関連施策

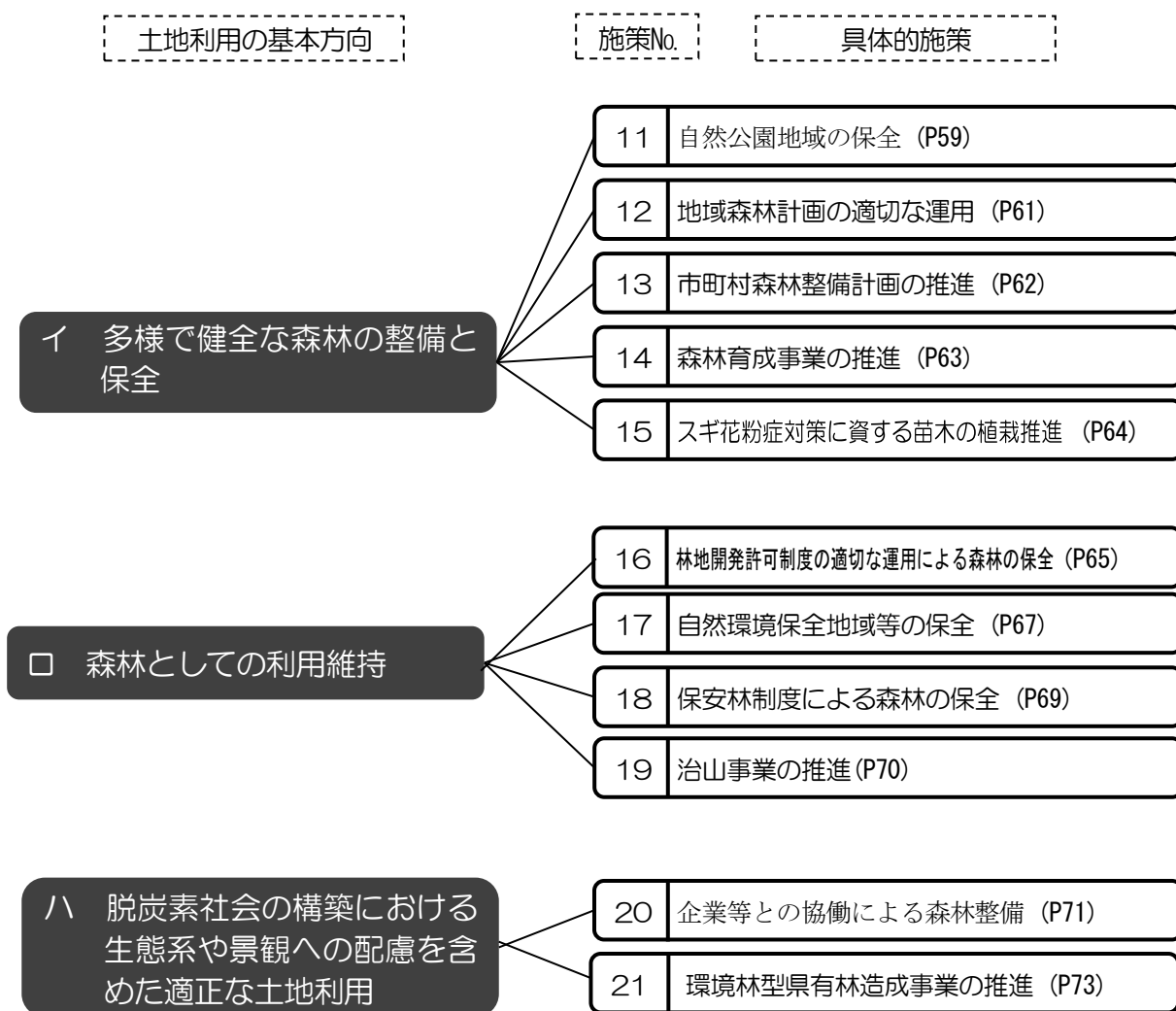
1 利用区分別の国土利用計画関連施策の体系

宮城県国土利用計画では、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の基本方向を定めており、下記は関連する施策を利用区分別に分類したものである。

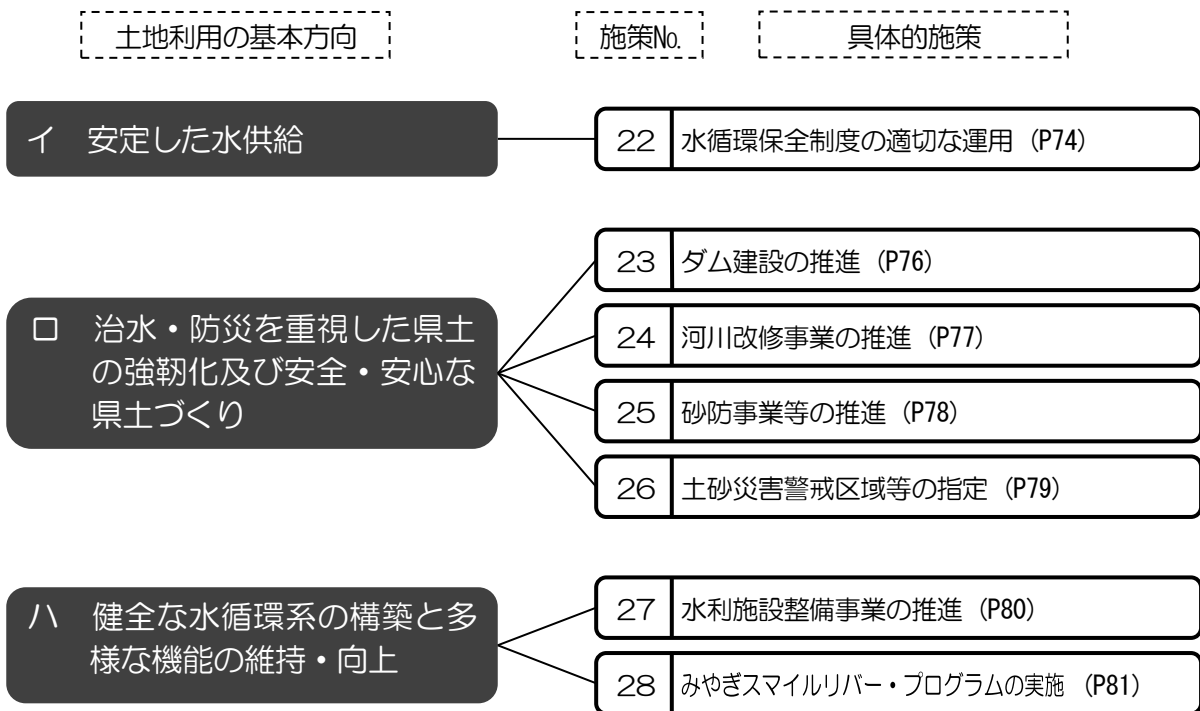
（1）農地 （→ P44）



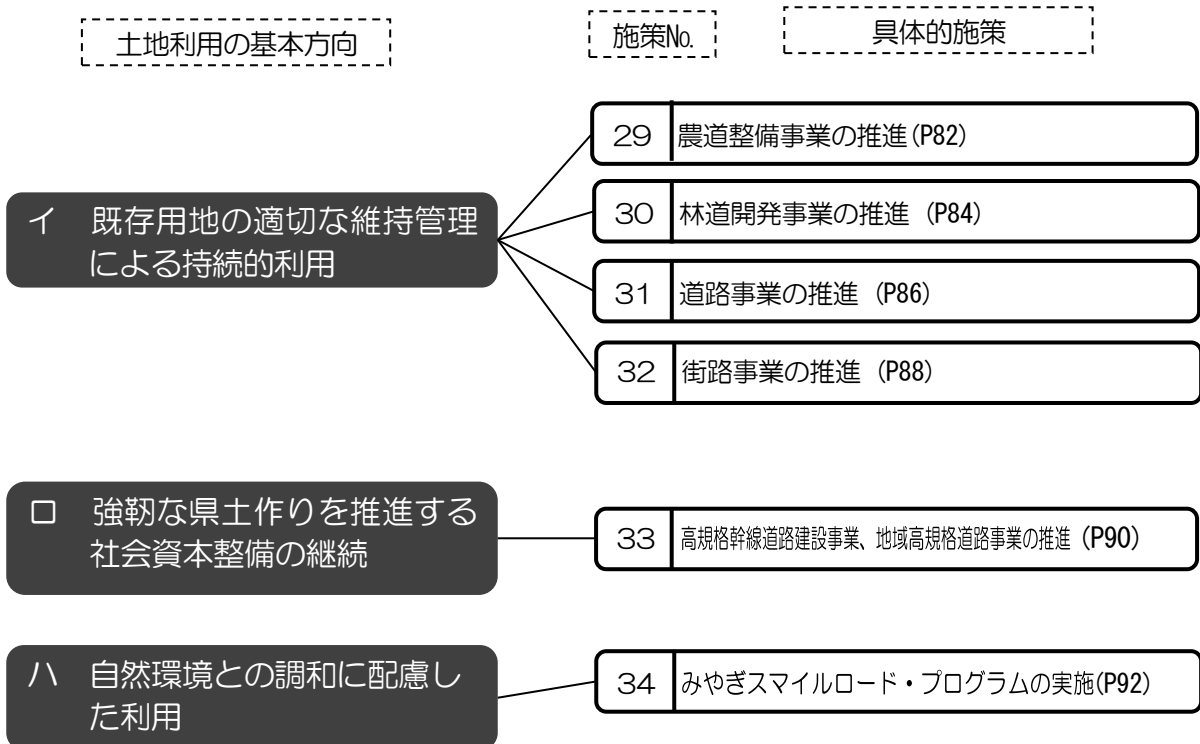
(2) 森林 (→ P59)



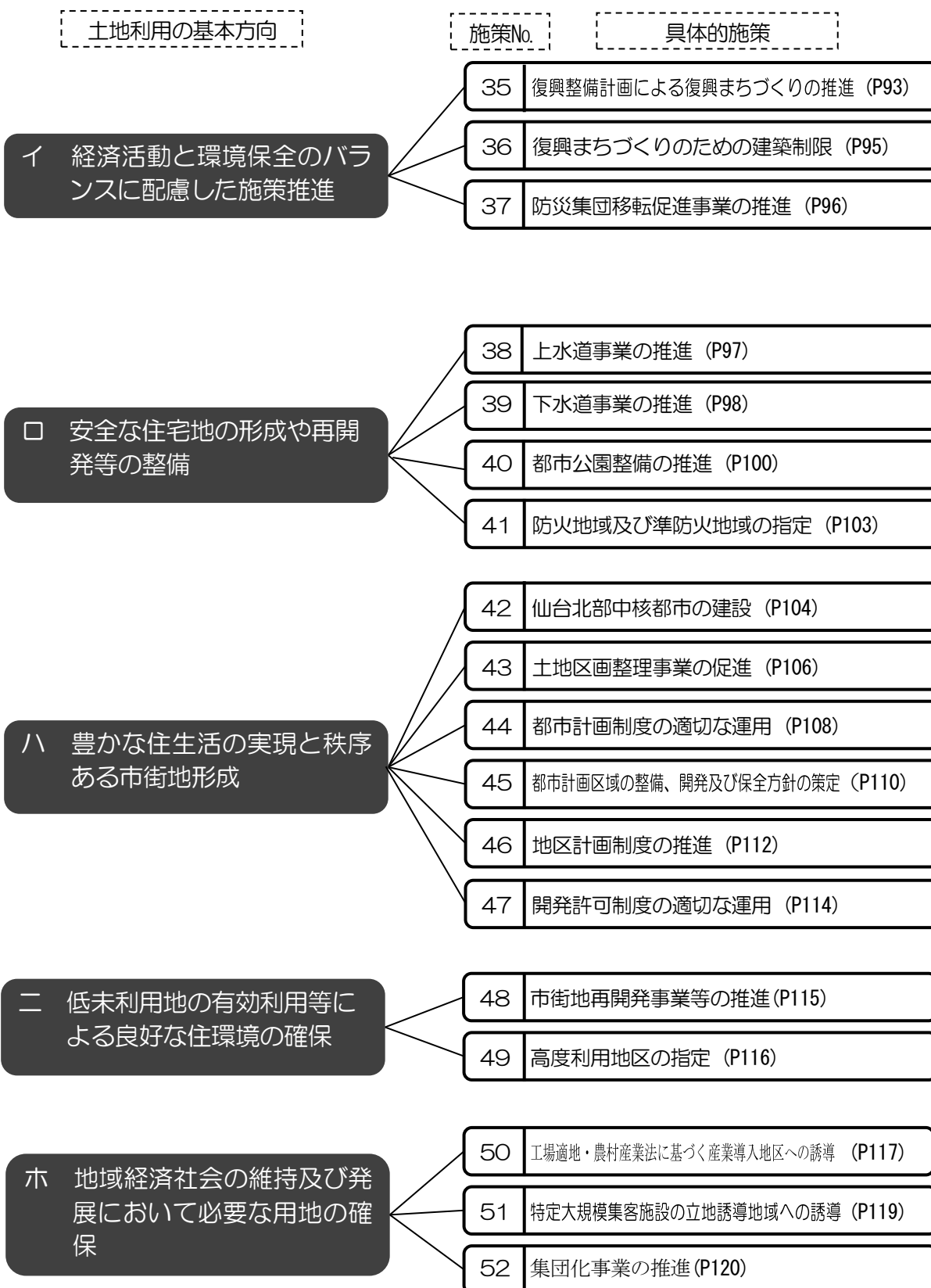
(3) 水面・河川・水路 (→ P74)



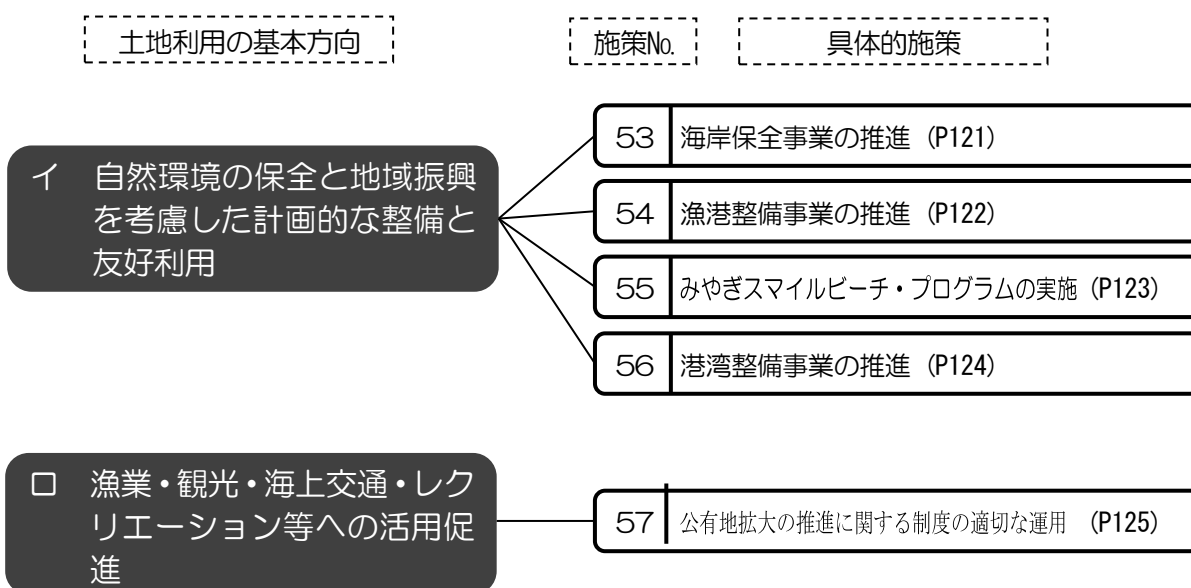
(4) 道路 (→ P82)



(5) 宅地 (→ P93)



(6) その他の区分等 (→ P121)



(7) 土地利用全般 (→ P126)

施策No.	具体的施策
58	市町村国土利用計画策定(変更)の支援 (P126)
59	土地利用基本計画の適切な運用 (P127)
60	宮城県地価調査の実施 (P128)
61	国土調査の推進 (P130)
62	環境影響評価制度の適切な運用 (P132)
63	廃棄物の適正処理等の推進 (P133)

2 国土利用計画関連施策一覧（措置の概要別）

宮城県国土利用計画では、計画を達成するために必要な措置を定めており、下記は関連する施策を必要な措置別に分類したものである（欄内のカッコ書きは、重複している措置を示している。）。

（1）適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(4)	農業振興課	44
2	2	農業振興地域施度の適切な運用	農業振興課	45
3	16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(4)	自然保護課	65
4	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(3)	復興支援・伝承課	93
5	36	復興まちづくりのための建築制限 →(2)	建築宅地課	95
6	37	防災集団移転促進事業の推進	建築宅地課	96
7	42	仙台北部中核都市の建設	産業立地推進課	104
8	44	都市計画制度の適切な運用	都市計画課	108
9	45	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	都市計画課	110
10	46	地区計画制度の推進 →(5)	都市計画課	112
11	47	開発許可制度の適切な運用 →(4)	建築宅地課	114
12	57	公有地拡大の推進に関する制度の適切な運用	地域振興課	125
13	58	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	地域振興課	126
14	59	土地利用基本計画の適切な運用	地域振興課	127
15	60	宮城県地価調査の実施	地域振興課	128
16	61	国土調査の推進	地域振興課	130
17	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(2)	環境対策課	132
18	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(3)	循環型社会推進課	133

（2）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	9	中山間地域等直接支払交付金事業の促進	農山漁村なりわい課	56
2	10	環境保全型農業の推進	みやぎ米推進課	58
3	11	自然公園地域の保全 →(4)	自然保護課	59
4	17	自然環境保全地域等の保全 →(4)	自然保護課	67
5	20	企業等との協働による森林整備 →(5)	自然保護課、森林整備課	71
6	21	環境林型県有林造成事業の推進	森林整備課	73
7	22	水循環保全制度の適切な運用 →(3)	環境対策課	74
8	23	ダム建設の推進 →(2)	農村振興課、河川課	76
9	24	河川改修事業の推進 →(2)	河川課	77
10	40	都市公園整備の推進 →(3)	都市計画課	100
11	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(1)	環境対策課	132

(3) 安全・安心を実現する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	12	地域森林計画の適切な運用 →(4)	林業振興課	61
2	13	市町村森林整備計画の推進 →(4)	林業振興課	62
3	15	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進	森林整備課	64
4	18	保安林制度による森林の保全 →(4)	森林整備課	69
5	19	治山事業の推進	森林整備課	70
6	22	水循環保全制度の適切な運用 →(2)	環境対策課	74
7	23	ダム建設の推進 →(2)	農村振興課、河川課	76
8	24	河川改修事業の推進 →(2)	河川課	77
9	25	砂防事業の推進	防災砂防課	78
10	26	土砂災害警戒区域等の指定	防災砂防課	79
11	30	林道開設事業の推進	林業振興課	84
12	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(1)	復興支援・伝承課	93
13	36	復興まちづくりのための建築制限 →(1)	建築宅地課	95
14	38	上水道事業の推進	食と暮らしの安全推進課、企業局水道経営課	97
15	39	下水道事業の推進	都市計画課、企業局水道経営課	98
16	40	都市公園整備の推進 →(2)	都市計画課	100
17	41	防火地域及び準防火地域の指定	都市計画課	103
18	53	海岸保全事業の推進	農村整備課、水産業基盤整備課、河川課、港湾課	121
19	54	漁港整備事業の推進 →(2)	水産業基盤整備課	122
20	56	港湾整備事業の推進 →(2)	港湾課	124
21	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(1)	循環型社会推進課	133

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(1)	農業振興課	44
2	3	農地中間管理事業の推進	農業振興課	47
3	4	耕作放棄地対策の推進	農山漁村なりわい課、農業振興課、農村振興課、農村整備課	48
4	5	農業経営基盤強化促進事業の推進	農業振興課	50
5	6	農地売買等事業の推進	農業振興課	52
6	7	農地整備事業の推進	農村振興課、農村整備課	53
7	8	草地畜産基盤整備事業の促進	畜産課	55
8	11	自然公園地域の保全 →(2)	自然保護課	59
9	12	地域森林計画の適切な運用 →(3)	林業振興課	61
10	13	市町村森林整備計画の推進 →(3)	林業振興課	62
11	14	森林育成事業の推進	森林整備課	63
12	16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(2)	自然保護課	65
13	17	自然環境保全地域等の保全 →(2)	自然保護課	67
14	18	保安林制度による森林の保全 →(3)	森林整備課	69
15	23	ダム建設の推進 →(3)	農村振興課、河川課	76
16	24	河川改修事業の推進 →(3)	河川課	77
17	27	水利施設整備事業の推進	農村振興課、農村整備課	80
18	29	農道整備事業の推進	農山漁村なりわい課、農村振興課	82
19	31	道路事業の推進	道路課	86
20	32	街路事業の推進	都市計画課	88
21	33	高規格幹線道路事業、地域高規格道路事業の推進	道路課	90
22	34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(5)	道路課	92
23	43	土地区画整理事業の促進	都市計画課	106
24	47	開発許可制度の適切な運用 →(1)	建築宅地課	114
25	48	市街地再開発事業の推進	都市計画課	115
26	49	高度利用地区の指定	都市計画課	116
27	50	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	産業立地推進課	117
28	51	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	商工金融課	119
29	52	集団化事業の推進	中小企業支援室	120
30	54	漁港整備事業の推進 →(3)	水産業基盤整備課	122
31	56	港湾整備事業の推進 →(3)	港湾課	124

(5) 多様な主体と連携した県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	20	企業等との協働による森林整備 →(2)	自然保護課、森林整備課	71
2	28	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	河川課	81
3	34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(4)	道路課	92
4	46	地区計画制度の推進 →(1)	都市計画課	112
5	55	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	河川課	123

3 国土利用計画関連施策一覧（担当部局・課室別）

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載ページ
復興・危機管理部	復興支援・伝承課	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進	93
企画部	地域振興課	57	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用	125
		58	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	126
		59	土地利用基本計画の適切な運用	127
		60	宮城県地価調査の実施	128
		61	国土調査の推進	130
環境生活部	環境対策課	22	水循環保全制度の適切な運用	74
		62	環境影響評価制度の適切な運用	132
	循環型社会推進課	63	廃棄物の適正処理等の推進	133
	自然保護課	11	自然公園地域の保全	59
		16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全	65
		17	自然環境保全地域等の保全	67
		20	企業等との協働による森林整備	71
食と暮らしの安全推進課	38	上水道事業の推進	97	
経済商工観光部	産業立地推進課	42	仙台北部中核都市の建設	104
		50	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	117
	商工金融課	51	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	119
	中小企業支援室	52	集団化事業の推進	120
農政部	農山漁村なりわい課	4	耕作放棄地対策の推進	44
		9	中山間地域等直接支払交付金事業の推進	56
		29	農道整備事業の推進	82
	農業振興課	1	農地転用規制の適切な運用	44
		2	農業振興地域制度の適切な運用	45
		3	農地中間管理事業の推進	47
		4	耕作放棄地対策の推進	48
		5	農業経営基盤強化促進事業の推進	50
		6	農地売買等事業の推進	52
	みやぎ米推進課	10	環境保全型農業の推進	58
	畜産課	8	草地畜産基盤整備事業の促進	55
	農村振興課	4	耕作放棄地対策の推進	48
		7	農地整備事業の推進	53
		23	ダム建設の推進	76
		27	水利施設整備事業の推進	80
		29	農道整備事業の推進	82
	農村整備課	4	耕作放棄地対策の推進	48
		7	農地整備事業の推進	53
		27	水利施設整備事業の推進	80
		53	海岸保全事業の推進	121

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載 ページ
水産林政部	水産業基盤整備課	53	海岸保全事業の推進	121
		54	漁港整備事業の推進	122
	林業振興課	12	地域森林計画の適切な運用	61
		13	市町村森林整備計画の推進	62
		30	林道開設事業の推進	84
	森林整備課	14	森林育成事業の推進	63
		15	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進	64
		18	保安林制度による森林の保全	69
		19	治山事業の推進	70
		20	企業等との協働による森林整備	71
		21	環境林型県有林造成事業の推進	73
土木部	道路課	31	道路事業の推進	86
		33	高規格幹線道路建設事業、地域高規格道路事業の推進	90
		34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施	92
	河川課	23	ダム建設の推進	76
		24	河川改修事業の推進	77
		28	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	81
		53	海岸保全事業の推進	121
		55	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	123
	防災砂防課	25	砂防事業等の推進	78
		26	土砂災害警戒区域等の指定	79
	港湾課	53	海岸保全事業の推進	121
		56	港湾整備事業の推進	124
	都市計画課	32	街路事業の推進	88
		39	下水道事業の推進	98
		40	都市公園整備の推進	100
		41	防火地域及び準防火地域の指定	103
		43	土地区画整理事業の促進	106
		44	都市計画制度の適切な運用	108
		45	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	110
		46	地区計画制度の推進	112
		48	市街地再開発事業等の推進	115
49		高度利用地区の指定	116	
建築宅地課	36	復興まちづくりのための建築制限	95	
	37	防災集団移転促進事業の推進	96	
	47	開発許可制度の適切な運用	114	
企業局	水道経営課	38	上水道事業の推進	97
		39	下水道事業の推進	98

4 具体的施策の概要

No.	1	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農地転用規制の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用、土地利用転換の適正化		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工業用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしている。

2 制度の概要

優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定を行う場合には、農地法上、原則として都道府県知事の許可（4ha を超える場合（地域整備法に基づく場合を除く）には農林水産大臣協議）が必要となる。

なお、市街化区域内の農地を農地以外のものにする場合には、農業委員会への届出で足りる。

3 農地の転用状況

(単位 : ha)

転用目的	年							
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
住宅用地	62.7	48.9	42.0	34.8	34.5	32.0	25.1	
工鉱業用地	9.5	7.3	3.3	1.7	5.5	3.7	1.7	
公的施設用地	1.9	2.7	2.6	2.4	2.6	2.0	1.7	
商業サービス等用地	15.5	12.7	15.0	9.3	11.6	5.1	9.8	
その他の業務用地	176.6	182.4	189.3	153.1	168.5	191.2	129.5	
植林	3.9	3.0	3.5	15.0	2.4	1.0	0.5	
その他	7.5	9.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	
合計	277.7	266.2	256.0	216.3	225.0	235.0	168.9	
法4、5条許可・届出以外の転用(許可不要等)	58.9	312.5	180.4	174.2	186.1	209.5	175.3	
転用総面積	336.6	578.7	436.4	390.5	411.1	444.5	344.2	

注1) 「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。

注2) 面積は端数処理の都合上、内訳と合計が必ずしも一致しない。

No.	2	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農業振興地域制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等								
1 制度の目的								
農業と農業以外の土地利用（宅地等）との調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することなどによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としている。								
2 農業振興地域について								
本県の農業振興地域 ¹ は、塩竈市、女川町を除く 33 市町村で指定しており、原則としてそれらの市町村ごとに農業振興地域整備計画が策定されている。								
令和 3 年 12 月 31 日現在の農業振興地域指定面積は、303,904.7ha であり、県土面積の約 4 割を占めている。								
また、農業振興地域のうち、優良農地として確保すべき農用地区域 ² の面積は、124,292.1ha であり、農業振興地域の約 4 割、県土面積の約 2 割を占めている。								
1) 農業振興地域								
県の農業振興地域整備基本方針に基づき、相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり、農業の振興を図ることが相当であるとして定められた地域。								
2) 農用地区域								
市町村の農業振興地域整備計画により、農業振興地域のうち今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として定められた区域。								
3 農用地区域面積の推移 (単位 : ha)								
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総面積	127,678	127,453	127,014	126,764	125,858	125,754	124,348	124,292
農用地	118,706	118,385	118,102	117,368	116,462	116,685	115,696	115,476
田	99,052	98,939	98,903	98,612	98,166	98,271	98,203	98,049
畑	14,014	13,924	13,684	13,270	12,842	12,963	12,525	12,459
樹園地	2,074	2,074	2,001	1,973	1,928	1,928	1,915	1,915
採草放牧地	3,567	3,448	3,514	3,513	3,526	3,523	3,053	3,053
混牧林地	169	169	242	242	242	437	428	428
農業用施設用地	710	720	750	758	815	821	861	870
山林原野（混牧林地以外）	6,441	6,528	5,070	5,545	5,457	5,085	4,638	4,793
その他	1,652	1,652	2,851	2,851	2,882	2,726	2,726	2,726

4 宮城県農業振興地域整備基本方針

現在の「宮城県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という）は、令和5年1月に変更したもので、6回目の変更となったこの基本方針では、令和12年において確保すべき農用地区域内の農地面積を109千haとしており、この目標達成のため、ほ場整備事業等の基盤整備、荒廃農地の発生抑制・再生等の農地の保全・有効利用等、農用地等の確保のための施策を推進することとしている。

No.	3	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農地中間管理事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づいて設置された農地中間管理機構が、農用地等を借り入れ農地中間管理権を取得し、農用地等の借受希望者に貸し付けることにより、経営規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するもので、農地集積の重要な政策手段となっている。

2 農地中間管理事業等の実績

(単位：ha)

年度 区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
借入面積	2,003	2,190	1,845	1,151	1,397	1,993	1,634
貸付面積	2,150	2,118	2,063	1,289	1,949	2,129	1,854

No.	4	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	耕作放棄地対策の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農山漁村なりわい課、農業振興課、農村振興課、農村整備課		

施策の概要等

耕作放棄地対策の概要

(1) 改正農地法等による農地の有効利用の促進（法律名がないものは全て「農地法」）

- ・ 農地の権利を有する者の責務の明確化（第2条の2）
- ・ 耕作放棄地対策の強化（第30条～第35条、第43条）
- ・ 農地を利用する者の確保・拡大
（第2条第3項第2号、第3条第3項、農協法第11条の31）

(2) 最適土地利用対策

荒廃農地調査で、基盤整備等を実施すれば農業利用が可能とされた荒廃農地、利用状況調査で2号遊休農地及び荒廃化のおそれのある農地のうち、農振農用地区域内にあるものについて、以下の事業を実施するもの。

- ・ 農地等活用推進事業
- ・ 低コスト土地利用事業

(3) 農業農村整備事業

- ・ 農地整備事業（経営体育成型）
- ・ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業
- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業 等

※ 令和3年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の概要

荒廃農地の位置と状況を把握するため、令和3年度に調査を実施し、荒廃農地を以下のとおり区分したものを。

○ 本県における調査結果

A 分類	農用地区域内	B 分類(※)		計	
			農用地区域内		農用地区域内
2,139	1,190	3,993	1,827	6,132	3,018

※非農地判断済み農地除く

※例年、調査結果は翌年度12月下旬に公表されるため、直近の値は令和3年度。

【A分類】

再生利用が可能な荒廃農地。具体には、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地・区画整理・客土等を行うことにより耕作することが可能な土地。

【B分類】

再生利用が困難と見込まれる荒廃農地。森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合等）。

注：平成24年度から、それまでの「耕作放棄地全体調査」から「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に変更された。これは、農林業センサスにおける「耕作放棄地」の定義との違いを明確化するためであり、呼称も「荒廃農地」に変更された。具体には、農林業センサスの「耕作放棄地」は農家の自己申告によるものであるが、本調査の対象農地は実際の土地の現状に基づき市町村、農業委員会が判断しているもので、農家の意思は含んでいない。

なお、令和2年度農林業センサスから、耕作放棄地に関する項目は削除され、荒廃農地調査は令和3年度以降農地法第30条に基づく利用状況調査に統合されることとなった。また、単語についても「遊休農地」に統合される。

No.	5	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農業経営基盤強化促進事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農業経営基盤強化促進事業の概要

農業経営基盤強化促進事業は、経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、それらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目的とするもので、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業である。

農業経営基盤強化促進事業は、以下3つの主要な事業から成る。

1. 利用権設定等促進事業¹⁾
2. 農用地利用改善事業促進事業
3. 農作業受委託促進事業等

1) 利用権設定等促進事業

- 農業者が農地等の貸し借りや売買を行う場合、市町村が定める基本構想に従って「農用地利用集積計画」（権利の設定・移転等についてまとめたもの）を市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告することによって、農地等の貸し借りや売買ができる制度で、農地等の集団的な権利移動を促進するものである。
- また、利用権設定等促進事業によって行われる農地の所有権の移転、賃貸借の設定については、農地法の規制の適用が除外されるため、農地を貸した場合、期限が来れば離作料を支払うことなく確実に農地を返してもらうことができる。

2 耕作を目的とする農地の権利移動の推移

(単位：ha・%)

区分 年	所有権移転		賃借権設定・移転・転貸		使用貸借 による 権利設定 ・移転	合計	
		うち自作地 有償移転		うち農業経営 基盤強化促進 事業			対前年比
H13	1,094.9	630.9	2,039.0	1,776.0	2,763.1	5,897.0	104.2
H14	1,244.3	761.0	2,002.8	1,767.4	1,654.7	4,901.8	83.1
H15	1,210.8	741.2	2,146.3	1,887.5	1,572.8	4,929.8	100.6
H16	1,222.2	691.5	2,591.3	2,351.9	1,685.3	5,498.8	111.5
H17	1,226.0	667.9	3,070.7	2,823.9	1,662.6	5,959.3	108.4
H18	1,267.2	692.3	3,903.1	3,652.0	1,309.1	6,479.4	107.9
H19	1,165.3	585.1	4,534.6	4,339.1	1,324.8	7,024.8	108.4
H20	1,105.1	588.3	4,189.1	3,947.2	1,209.1	6,503.3	92.6
H21	1,105.2	501.7	3,311.7	3,138.7	943.2	5,360.1	82.4
H22	—	—	—	—	—	—	—
H23	759.5	373.8	4,381.8	4,127.2	782.7	5,924.0	—
H24	933.2	387.8	4,049.9	3,843.9	962.6	5,945.8	100.4
H25	1,025.9	521.5	4,934.6	4,712.9	746.1	6,706.7	112.8
H26	965.1	543.2	5,089.1	4,882.7	892.6	6,943.2	103.5
H27	969.2	573.8	5,861.6	5,679.5	808.8	7,639.6	110.0
H28	934.0	564.8	5,379.5	5,171.9	718.5	7,032.0	92.0
H29	1,102.6	687.5	5,808.9	5,661.0	452.4	7,363.9	104.7
H30	819.3	503.2	6,102.6	5,945.3	662.8	7,584.7	103.0
R1	955.9	605.1	5,485.8	4,036.7	189.9	6,631.6	87.4
R2	1,054.1	681.9	6,302.4	4,124.1	341.0	7,697.5	116.1

注1) H21 までは「土地管理情報収集分析調査（農林水産省）」、H22 以降は「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。

注2) H22 は調査データなし。

注3) H26 から農地中間管理事業法による権利移動分が含まれている。

No.	6	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農地売買等事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地売買等事業の概要

農地売買等事業とは、平成 26 年度に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理事業の特例として規定された事業であり、農地中間管理機構が規模縮小農家等から農用地等を買入れ、意欲ある農業者に農用地等を売り渡すことにより円滑な経営規模の拡大を支援するものである。

2 農地売買等事業の実績

(単位 : ha)

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
買入面積	86.0	68.8	70.3	70.5	68.0	69.3	50.4	61.7
売渡面積	80.4	71.7	53.9	72.6	82.8	66.1	44.9	63.7

No.	7	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農地整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課、農村整備課		

施策の概要等			
1 事業の概要			
<p>農地整備事業とは、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路・排水路の整備などを総合的に実施するもので、整備を実施することにより、大型機械の導入が可能となり農業生産性の向上が図られるとともに、排水条件の整備、水田の汎用化により、麦、大豆、野菜などの作付けが可能となり、農地の高度利用を実現するもの。また、将来の地域農業を担う、担い手の育成と担い手への農地利用集積により、農業経営の安定化が実現し、地域農業構造の改善に寄与し、水田農業の体質強化を目指している。さらに、農地整備事業は、土地利用の秩序化や国土保全・防災の役割をも果たしている。</p>			
2 ほ場整備の状況（令和4年度）			
	全体面積(ha)	整備済面積(ha)	整備率(%)
水田	110,277	79,708	72
畑	26,070	6,281	24
合計	136,347	85,989	63
注1) 東日本大震災津波被災地域の農地転用面積等の整理が必要であり、整備済面積は参考値扱い			
注2) 水田、畑の全体面積はH22の数値			

3 地目別・年度別整備実績

年度 \ 区分	水田(ha)	畑(ha)	合計(ha)
H19	1,099	36	1,135
H20	863	69	932
H21	672	27	698
H22	401	8	409
H23	263	7	270
H24	297	3	300
H25	438	6	444
H26	1,574	33	1,607
H27	744	107	851
H28	654	132	786
H29	911	214	1,125
H30	828	15	843
R 元	530	13	542
R2	321	3	324
R3	355	3	358
R4	245	1	246

※端数処理の都合上、
内訳と合計が一致し
ない場合がある。

No.	8	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	草地畜産基盤整備事業の促進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	畜産課		

施策の概要等

1 草地畜産基盤整備事業の概要

畜産主産地として安定的な発展が見込まれている地域において飼料基盤及び農業用施設等整備を実施することにより、効率的な飼料生産基盤の確立・飼料自給率の向上・自然循環機能維持促進を図るもの。

2 草地畜産基盤整備事業の実績

(単位 : ha)

事業名	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度
草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備型)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
草地畜産基盤整備事業 (草地整備型)	7.9	2.0	—	—	—	—	11.7	12.7	—
年度計	7.9	2.0	—	—	—	—	11.7	11.7	—

No.	9	利用区分	農地
基本方向	防災機能や野生生物の生息環境といった多面的機能の発揮		
具体的な施策	中山間地域等直接支払交付金事業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	農山漁村なりわい課		

施策の概要等	
1	<p>中山間地域等直接支払交付金事業の概要</p> <p>耕作放棄地等の増加等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、5年間以上、農業生産活動と多面的機能を増進する活動等を行う農業等による協定組織に対して交付金を交付する制度。</p> <p>中山間地域は、水田や河川等の上流に位置することから、中山間地域等の農業農村がもつ「水源かん養や洪水防止等」の多面的な機能により、下流に位置する都市住民の生命や財産の保全に寄与している。しかし、中山間地域では平地に比べ農業生産条件が不利であることに加え、過疎化や高齢化が急速に進み、耕作放棄地の増加が目立ち始めている。このため、農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、農地の持つ多面的機能の維持・発揮を図る。</p>
2	<p>対象要件</p> <p>(1) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法及び棚田地域振興法の指定地域 ・ 上記のほか、知事特認地域（4法指定地域に接する農用地を有する地域、農林統計上の中山間地域、農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域） <p>(2) 対象農用地</p> <p>農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、傾斜や高齢化率等の要件を満たすもの。</p> <p>(3) 対象行為</p> <p>「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の基での、5年間以上継続する農業生産活動や多面的機能増進活動</p> <p>(4) 対象</p> <p>協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等</p>

3 令和3-4年度中山間地域等直接支払実施状況

市町村名	協定数	交付対象面積(ha)	交付額(万円)
白石市	8	134	2,563
角田市	4	45	944
七ヶ宿町	5	171	1,561
川崎町	3	62	496
丸森町	27	551	7,450
仙台市	11	181	1,834
大和町	2	44	732
大崎市	12	90	1,465
加美町	9	56	816
栗原市	68	519	11,099
登米市	1	12	261
気仙沼市	53	283	3,777
南三陸町	13	86	827
計	216	2,234	33,825

※端数処理の関係で、市町村ごとの交付対象面積、交付額の総和は合計と一致しない場合がある。

No.	10	利用区分	農地
基本方向	防災機能や野生生物の生息環境といった多面的機能の発揮		
具体的な施策	環境保全型農業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	みやぎ米推進課		

施策の概要等			
<p>1 概要</p> <p>環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業のことをいい、全国共通の「エコファーマー制度」や宮城県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」等の取組を通じて環境保全型農業の普及拡大に努めている。</p> <p>なお、令和4年7月1日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）の施行に伴い、「エコファーマー制度」の根拠法令である「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（以下「持続農業法」という。）が廃止されたため、認定制度については、みどりの食料システム法に基づき、「みどり認定」制度が創設された。</p>			
<p>2 各認証制度の概要等</p>			
	<p>有機農産物 (全国共通)</p>	<p>エコファーマー (全国共通)</p>	<p>みやぎの環境にやさしい 農産物認証・表示制度 (宮城県独自)</p>
<p>制度の概要</p>	<p>有機農産物の日本農林規格に従って、禁止された化学肥料や農薬を使用せずに生産を行い、農林水産省に登録された認定機関の検査により、農産物の認証が行われる。</p> <p>この制度により認証された農産物だけが、「有機農産物」「オーガニック〇〇」といった「有機」に関する表示をして販売することができる。</p>	<p>エコファーマーは、平成11年に制定された「持続農業法」に基づき、環境と調和しながら土づくりや化学肥料・化学合成農薬を減らして農業を行う生産者の愛称であり、これらの取組を一体的に行う計画を作成し、知事の認定を受けていた。</p> <p>なお、計画認定制度については、令和4年7月1日に「持続農業法」が廃止となり、「みどりの食料システム法」に基づき、「みどり認定」制度が創設された。</p>	<p>消費者の環境問題への関心の高まりに対応して、宮城県が制定した制度で、農薬や化学肥料などの使用を減らして生産される農産物を県が認証し、信頼性を確保するもので、認証された農産物は「認証票」を表示し販売することができる。</p>
<p>宮城県の状況</p>	<p>取組面積 359ha (R4年4月1日現在)</p>	<p>取組農家数 589人 (R5年3月末)</p>	<p>取組面積 2,350ha (R5年3月末)</p> <p>※認証登録面積</p>
<p>※ 上記のほか、JAグループでは「環境保全米づくり全県運動」を実施し、民間の認証機関（NPO法人環境保全米ネットワーク）が、「有機JAS栽培米」や「特別栽培米（農薬や化学肥料などの使用を減らして生産されたもの）」を「みやぎの環境保全米」として認証している。</p>			

No.	11	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	自然公園地域の保全		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成、土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然公園の概要

自然公園とは、自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称である。

(令和5年3月31日現在)

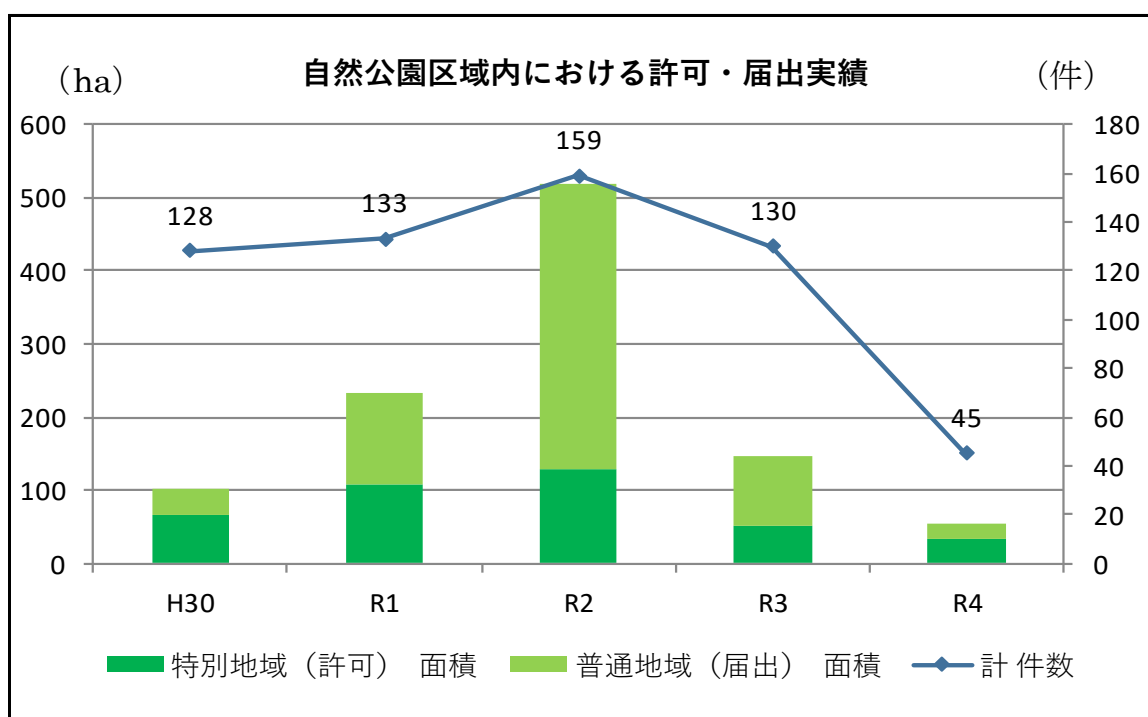
指定区分	自然公園名	指定年月日	総面積(ha)			
			特別地域	普通地域		
				(特別保護地区)		
国立	三陸復興国立公園	昭 39.6.1	14,884	14,580	410	304
国定	蔵王国定公園	昭 38.8.8	20,757	20,757	2,714	—
	栗駒国定公園	昭 43.7.22	29,516	25,550	1,800	3,966
県立	県立自然公園松島	明 35.9.9	5,410	0	—	5,410
	県立自然公園旭山	昭 15.12.13	34	0	—	34
	蔵王高原県立自然公園	昭 22.2.21	20,606	0	—	20,606
	県立自然公園二口峡谷	昭 22.8.1	9,230	8,195	—	1,035
	県立自然公園気仙沼	昭 23.12.29	21,079	0	—	21,079
	県立自然公園船形連峰	昭 37.11.1	35,449	26,509	—	8,940
	硯上山万石浦県立自然公園	昭 54.10.26	9,933	2,208	—	7,725
	阿武隈溪谷県立自然公園	昭 63.11.22	4,303	1,317	—	2,986
		合計	171,201	99,116	4,924	72,085

平成30年3月27日に三陸復興国立公園区域が変更され、本吉郡南三陸町志津川湾と石巻市祝浜の公園区域が拡張された。特に、石巻市祝浜においては、豊かな自然環境が再生されることが見込まれるため、自然再生事業が実施される。また、貴重な自然を有する湿原のうち、ニッコウキスゲやキンコウカの群落で有名な世界谷地については、栗駒国定公園内にあり、保全等が図られている。

2 自然公園区域の地域区分と規制内容

自然公園の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地域区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築、増築を含む。）や木竹の伐採等の行為を規制している。

地域区分		地域の説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的な自然が残る地域など、特に厳重に自然景観を保護する必要がある地域	許可制 (原則開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力保護する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については比較的認められる地域	
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



注1) 動植物の採取、建築物の色彩の変更等土地利用転換に関係しないものは除外

注2) 「許可」及び「届出」のほか、「協議」を含む。

No.	1 2	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	地域森林計画の適切な運用		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 地域森林計画の概要

地域森林計画は、森林法第5条の規定により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して策定する計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」の指針となる。

本県の森林は県土面積の約6割を占め、水源のかん養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしているが、昨今の森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷などにより林業生産活動が停滞し、森林を適切に管理していくことが困難になりつつあるなど、厳しい状況にある。

「地域森林計画」では、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示している。

本県の地域森林計画は宮城北部森林計画区と宮城南部森林計画区の2つの森林計画区ごとにたてられている。なお、各森林計画の対象市町村は以下のとおり。

森林計画	対象市町村
宮城北部森林計画	富谷市、大和町、大郷町、大衡村、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、栗原市、登米市、石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町
宮城南部森林計画	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町

2 地域森林計画対象民有林面積の推移 (単位：ha)

	宮城北部	宮城南部	計
平成21年度	177,494	108,418	285,912
平成22年度	177,624	108,523	286,148
平成23年度	177,489	108,534	286,023
平成24年度	177,665	108,510	286,175
平成25年度	177,663	108,647	286,310
平成26年度	177,514	108,625	286,139
平成27年度	177,274	108,550	285,824
平成28年度	177,198	108,468	285,666
平成29年度	177,167	108,400	285,567
平成30年度	177,167	108,385	285,552
令和元年度	175,860	107,696	283,556
令和2年度	175,711	107,591	283,302
令和3年度	175,523	107,534	283,057
令和4年度	175,321	107,464	282,785

※ 端数処理の関係で、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

No.	13	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	市町村森林整備計画の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

市町村森林整備計画の概要

市町村森林整備計画は、地域の森林のマスタープランとして、地域森林計画の対象となる民有林が所在する全ての市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

計画事項は、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項のほか、重視すべき公益的機能に応じたきめ細かな森林施業を推進するため、「公益的機能別施業森林区域」が設定されている。

市町村森林整備計画を実効あるものとするために、森林法によって下記の措置が講じられている。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出等制度

森林所有者などが立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられている。市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがある。

計画に沿った適切な伐採及び伐採後の再造林を確保するため、上記届出を行った者は伐採及び伐採後の造林の状況を市町村長に事後に報告することが義務づけられている。(作業方法が間伐の場合、事後報告は不要)

(2) 施業の勧告

市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することがある。

(3) 森林経営計画

森林経営計画は、森林所有者などが自発的に作成する伐採、造林、保育、保護及び路網などの計画である。

市町村森林整備計画に適合し、一定の基準を満たす場合、市町村長などによる認定を受けることができる。

(4) 森林の土地の所有者届出制度

地域森林計画対象森林において、売買や相続、贈与等によって、森林の土地を新たに取得した場合、市町村長へ事後に届けるもの。

なお、国土利用計画法に基づく届出を提出した場合は、本届出は不要となる。

No.	14	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	森林育成事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 森林育成事業の概要

森林は、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しているが、森林資源の充実、公益的機能を高度に発揮させるためには森林を整備し、健全な森林としなければならない。

森林育成事業は、植林、下刈、除・間伐等の森林の整備をする際に、国と県がその経費の一部を助成する制度である。

2 森林育成事業の実施状況

(1) 植林（造林）の実績

(単位：ha)

年 度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
再造林	128	147	156	165	155	166	224	203	223	148	198
拡大造林	85	48	88	51	42	69	76	49	76	85	91
計	213	195	244	216	197	235	300	252	299	233	289

注) 樹下植栽及び改良植込を含まない。

(2) 間伐の実績（除伐を含む）

(単位：ha)

年 度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
間伐	5,067	3,619	2,806	2,972	2,714	3,661	3,197	3,555	3,303	3,366	2,933

No.	15	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進の概要

森林資源の持続的活用及び公益的機能の高度発揮に向けて、再造林を推進していく必要がある。

一方、スギ花粉症の罹患者が国民の約3割とも言われている現状を踏まえ、本県の人工造林面積の約6割をスギについては、花粉の少ないスギに順次切り替えていく必要がある。

現在、県では、令和14年度までに県内に流通する全てのスギ苗木(80万本)をスギ花粉症対策に資する苗木に置き換えることを目標に、みやぎ環境税を充当した「チャレンジ!みやぎ500万本造林事業」等を活用しながら、宮城県林業技術総合センターにおける増産体制の強化等を進めている。

【用語解説】

- ① 低花粉スギ品種 : 通常のスギと比較して雄花の着花量が約20%以下の品種
- ② 少花粉スギ品種 : 通常のスギと比較して雄花の着花量が約1%以下の品種
- ③ 無花粉スギ品種 : 正常に雄花を着花するものの、花粉が形成されない品種
- ④ 特定母樹 : 通常のスギと比較して成長が1.5倍以上早く雄花の着花量が約50%以下
- ⑤ 花粉の少ないスギ苗木 : 上記①～④から採取された種穂を由来とする苗木の総称

2 花粉の少ないスギ苗木の植栽状況

区分		施行年度			
		H30	R1	R2	R3
スギ花粉症対策に資する苗木の植栽		23 ha	30 ha	59 ha	24 ha
林業技術総合センター関係	少花粉スギ種子販売量	0.79 kg	0.40 kg	0.60 kg	0.20 kg
	少花粉スギ挿し木生産量	84,355 本	88,254 本	81,098 本	85,622 本

No.	16	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用、土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 林地開発許可制度の概要

林地開発許可制度とは、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）において1haを超えて開発行為をしようとする場合には知事の許可を必要とするもの。

森林（民有林）は私有財産であると同時に、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しており、これらの機能は、一旦失われると回復することが非常に困難である。開発行為を行う際には、これらの機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であることから、森林の適正な利用を確保することを目的とするものである。

2 林地開発許可の実績

（単位：ha）

年度	宅地系	農地系	その他		合計	件数 (件)
			土石の採取	その他		
H18	13.0	0.0	31.4	16.6	44.4	10
H19	92.1	0.0	11.7	5.7	103.7	7
H20	16.4	0.0	32.7	14.9	49.1	14
H21	11.0	5.0	11.8	7.4	27.8	8
H22	0.0	1.4	47.6	4.7	49.0	7
H23	0.0	0.0	24.8	8.1	24.8	7
H24	27.3	31.6	99.3	87.9	158.2	29
H25	36.5	112.6	130.9	76.5	280.0	56
H26	0	0	205.8	142.3	205.8	48
H27	239.0	19.2	106.1	87.9	364.3	49
H28	179.2	13.3	47.4	32.5	239.9	32
H29	195.6	1.7	56.6	50.7	253.9	28
H30	169.9	4.4	21.8	18.2	196.1	30
R1	342.2	0.0	27.1	0.0	369.3	19
R2	21.5	0	144.4	6.4	165.9	15
R3	31.1	3.8	87.1	9.7	121.9	12
R4	41.0	0.0	63.3	3.3	104.3	11

注) 林地開発協議を含む。

3 違反行為について

林地開発許可制度は、森林のもつ公共的機能を確保するために設けられた制度であるため、本制度に違反する行為は、公共の福祉に悪影響を生じるおそれがある。違反者については、罰則が設けられているほか、知事は必要に応じて開発行為の中止を命じ、森林の機能維持に必要な復旧

措置を行うよう命令することができる。

なお、近年は、土砂の採取による違反行為が多発している状況にあり、地元関係機関との連携を密にし、パトロール体制を強化するほか、ホームページなどで一般県民にも情報提供を呼びかけている。

No.	17	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	自然環境保全地域等の保全		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成、土地利用転換の適正化		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然環境保全地域の概要

県自然環境保全地域とは、自然環境保全条例第 12 条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを知事が指定するものである。県内の県自然環境保全地域は、16 地域となっている（令和 5 年 3 月末現在）。

（令和 5 年 3 月末現在）

県自然環境保全 地域名称	指定年月日	総面積(ha)			
		特別地区 (野生動植物保護地区)	普通地区		
伊豆沼・内沼	昭和 48.8.17	559.00	—		559.00
篔岳山	昭和 48.8.17	34.70	—		34.70
仙台湾海浜	昭和 48.8.17	1,507.69	—		1,507.69
太白山	昭和 48.8.17	451.11	—		451.11
樽水・五社山	昭和 48.8.17	1,317.00	253.50		1,063.50
釜房湖	昭和 48.8.17	1,676.00	—		1,676.00
谷山	昭和 48.8.17	894.00	—		894.00
御嶽山	昭和 54.3.16	49.65	7.58	7.58	42.07
一桧山・田代	昭和 54.3.16	614.50	322.47		292.03
鱒淵観音堂	昭和 54.3.16	24.40	12.91		11.49
魚取沼	昭和 54.3.16	84.11	84.11	17.26	—
翁倉山	昭和 54.3.16	541.04	62.32		478.72
斗蔵山	昭和 54.3.16	28.15	12.38		15.77
東成田の自然林	平成 10.3.10	35.97	9.62		26.35
荒沢	平成 22.3.23	754.60	—		754.60
商人沼	平成 25.5.21	2.25	—		2.25
	合計	8,574.17	764.89	24.84	7,809.28

2 緑地環境保全地域の概要

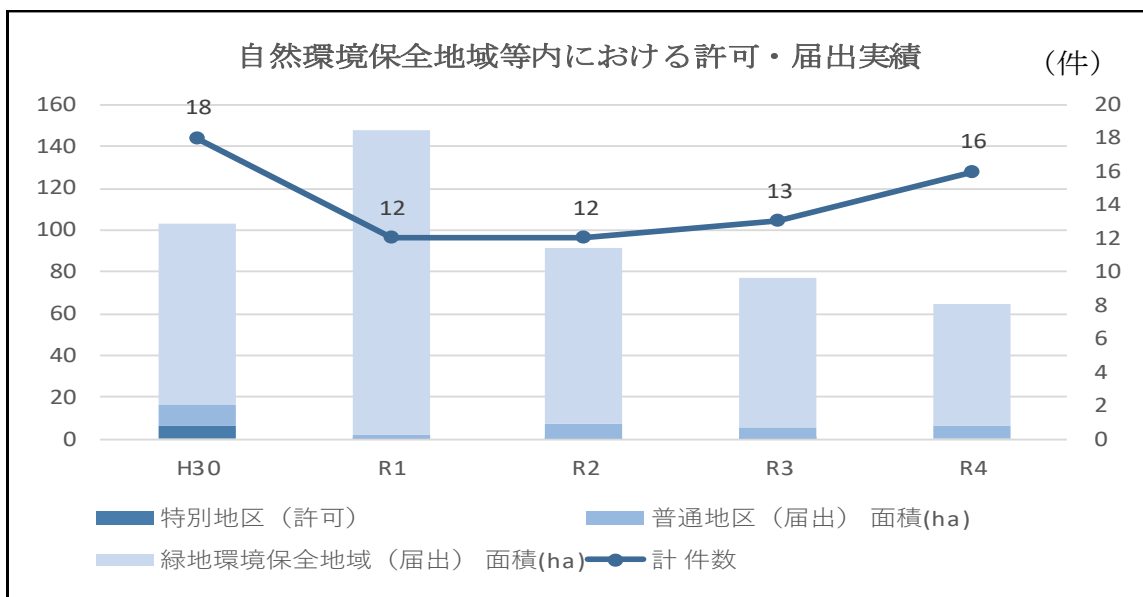
緑地環境保全地域とは、自然環境保全条例第 23 条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資するものを知事が指定するものである。県内の緑地環境保全地域は、11 地域となっている（令和 5 年 3 月末現在）。

緑地環境保全 地域名称	指定年月日	総面積(ha)
蕃山・斎勝沼	昭和 51.8.3	1,942.00
加瀬沼	昭和 48.8.17	65.00
県民の森	昭和 48.8.17	1,045.00
丸太沢	昭和 48.8.17	124.00
権現森	昭和 48.8.17	857.00
加護坊・篋岳 山	昭和 59.5.1	2,896.00
深山	昭和 61.11.7	311.52
高館・千貫山	昭和 61.12.26	2,830.00
愛宕山	平成 5.8.31	30.58
昭和万葉の森	平成 29.9.1	21.81
番ヶ森山周辺地域	平成 29.9.1	800.04
	合計	10,922.95

3 自然環境保全地域等の地区区分と規制内容

自然環境保全地域等の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地区区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築、増築を含む。）や土地の形質変更等の行為を規制している。

地区区分		規制内容
自然 環 境 保 全 地 域	特別地区	許可制
	野生動植物保護地区	
	普通地区	事前届出制
緑地環境保全地域		



注：動植物の採取等土地利用転換に関係しないものは除く。

No.	18	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	保安林制度による森林の保全		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	森林整備課		

施策の概要等					
1 保安林制度の概要					
保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、目的に応じて17種類に区分され、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。					
2 保安林面積の推移					
県内の種類別保安林面積の推移は以下のとおり。					
(単位：ha)					
保安林種 年度	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	合計
平成24年度	155,587	18,924	308	7,504	182,323
平成25年度	155,718	18,943	313	7,485	182,459
平成26年度	155,705	18,956	313	7,445	182,419
平成27年度	155,355	18,949	311	7,416	182,031
平成28年度	155,599	19,027	310	7,439	182,376
平成29年度	155,866	19,030	312	7,452	182,661
平成30年度	156,104	19,052	314	7,436	182,906
令和元年度	156,543	19,066	313	7,431	183,353
令和2年度	157,136	19,161	313	7,404	184,014
令和3年度	157,084	19,234	313	7,396	184,028
令和4年度	157,226	19,317	313	7,398	184,254
※ 各年度末現在					
3 本県の保安林整備の特色					
(1) 森林面積に対する保安林面積は44%で、全国平均49%*を下回っている。					
(2) 保安林の85%を占める水源かん養保安林は、県西部の奥羽山脈沿いに、10%を占める土砂流出防備保安林は、江合川、鳴瀬川及び白石川の上流地域に主に配備されている。					
(3) 石巻市以南の約80kmに及ぶ仙台湾には、飛砂防備保安林及び潮害防備保安林が帯状に配備され、石巻市以北のリアス式海岸には、古くから魚つき保安林が連続的に配備されている。					
(4) 農用地区域に存在するかんがい用ため池周辺には、干害防備保安林が多く配備されている。					
* 全国平均は令和4年3月31日現在					

No.	19	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	治山事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	森林整備課		

施策の概要等						
1 治山事業の概要						
<p>治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、保安林の指定目的を達成するため、荒廃山地などにおいて森林法に基づく保安施設事業や地すべり防止事業などを緊急かつ計画的に実施し、県土の保全、水源のかん養機能の発揮及び生活環境の保全形成を図る事業である。</p> <p>また、山崩れ、地すべり、土石流などの山地災害が発生するおそれの高い民有林を「山地災害危険地区」に指定し、危険度の高い地区を優先して恒久的な治山事業を実施している。</p>						
2 山地災害危険地区の状況（令和5年3月末現在）						
（単位：地区）						
区 区分	地 地区数	（危険度別）				
		A	B	C		
山腹崩壊危険地区	836	261	323	252		
地すべり危険地区	59	38	16	5		
崩壊土砂流出危険地区	1,367	428	832	107		
計	2,262	727	1,171	364		
<p>※ 危険度 A：地形が急峻で、被害を受ける危険性が最も高い地区 B：地形がやや急峻で、被害を受ける危険性が中程度の地区 C：地形が緩やかだが、被害を受ける危険性がある地区</p>						
3 治山事業の実施状況（令和5年3月末現在）						
（単位：地区、％）						
区 区分	地 地区数 ①	うちA	着手数		着手率	
			②	うちA	②/①	うちA
山腹崩壊危険地区	836	261	359	98	42.9	37.5
地すべり危険地区	59	38	34	21	57.6	55.3
崩壊土砂流出危険地区	1,367	428	774	225	56.6	52.6
計	2,262	727	1,167	344	51.6	47.3

No.	20	利用区分	森林
基本方向	脱炭素社会の構築における生態系や景観への配慮を含めた適正な土地利用		
具体的な施策	企業等との協働による森林整備		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成、多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	自然保護課、森林整備課		

施策の概要等

1 みやぎの里山林協働再生支援事業

(1) 事業の内容

里山林は、かつて薪炭林として利用されながら地域住民により維持管理されてきたが、管理放棄等により荒廃している状況が見られる。一方で、環境問題への関心が高まる中、環境貢献や社会貢献を目的とした森林づくりに参加しようとする企業等が増加している。

県は、それらの企業等と、その場を提供しようとする森林所有者等との橋渡し役となり、地域に根ざした里山環境の整備活動を支援する。

(2) 企業等と森林所有者等との使用協定締結実績状況

令和4年度末の協定締結状況は以下のとおり。

市町村名	協定締結件数(件)	森林面積(ha)
蔵王町	1	24.16
大和町	7	60.16
富谷市	7	1.72
利府町	1	5.94
登米市	1	35.65
女川町	2	1.65
計	19	129.28

(施業内容) 植栽、下刈 など

2 わたしたちの森づくり事業

(1) 事業の内容

企業や団体による森づくり活動のフィールドとして県有林を貸与するもの。

「フォレストメイキング」と「フォレストパートナー」の2つのメニューがある。

① フォレストメイキング

植栽や下刈、除伐等、作業に不慣れな方でも取り組みやすい作業を団体や企業が自ら実施し、希望があれば命名権を売却する。

② フォレストパートナー

団体や企業と県が共同で森づくりを行い、県有林の命名権を譲渡し、命名権料を原資として県が間伐等の本格的な整備を実施する。

(2) 団体等と県との協定締結実績

令和4年度末の協定締結件数は以下のとおり。

※ () 内は事業を開始した平成18年度からの延べ件数。

メイキング (件)	パートナー (件)
12 (38)	0 (6)

※ 命名権取得件数 10件 (35件)

3 宮城県森林インストラクターの養成

(1) 宮城県森林インストラクターの役割

森林インストラクターは、自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、自然体験活動、自然環境教育などについての知識、技能を有しており、森林を訪れる人々が心地よく過ごし、楽しみ、感じ、森林を取り巻く自然環境を深く知ることができるよう、以下のような活動を通じてサポートを行うことが期待されている。

- ・ 森林・林業に関する普及・PR
- ・ 森林づくり活動の指導
- ・ 森林における自然観察会等の指導
- ・ 森林愛護思想、野外活動マナーの普及等

(2) 宮城県森林インストラクターの養成

県では、宮城県森林インストラクターの養成を平成10年から実施し、年間約20日間の実習や講義を受講し、一定レベルの知識、技能を習得した方を知事が認定している。

令和3年度末までに、683名が認定を受けている。

4 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

(1) 事業の内容

東日本大震災の津波により流失した海岸防災林を再生するため、植林活動等の実施を表明する民間団体等と協定を締結し、森林づくりへの参加・協働を推進する。

(2) 団体等と協定締結実績

令和4年度末の協定締結件数は以下のとおり。

協定数 (件)	協定面積 (ha)
37	143.07

No.	21	利用区分	森林
基本方向	脱炭素社会の構築における生態系や景観への配慮を含めた適正な土地利用		
具体的な施策	環境林型県有林造成事業の推進		
措置の概要	環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 環境林型県有林造成事業の概要

県行造林の地上権設定契約が満了した森林について、再契約により環境林型県有林として造成（再造林・保育等）し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止を図る事業である。

2 環境林型県有林造成事業の実施状況

(単位：ha)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
植栽	23	26	23	21	0	3	1	0	2	9	3	
下刈	24	70	94	125	112	112	88	79	73	37	25	

※1 必要に応じて獣害対策（防鹿柵設置等）を実施

※2 H29、H30、R2、R3、R4の植栽は補植面積を記載

No.	22	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	安定した水供給		
具体的な施策	水循環保全制度の適切な運用		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	環境対策課		

施策の概要等	
1	<p>ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年6月制定）</p> <p>この条例は、健全な水循環の保全について、基本理念を定め、県・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。</p>
2	<p>宮城県水循環保全基本計画（第2期）（令和3年3月策定）</p> <p>この計画は、健全な水循環の保全を目指し、県民、事業者、行政等がそれぞれ公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示したものである。</p> <p>（1）計画の期間 令和3年度～令和12年度</p> <p>（2）計画の目標と施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標 <ul style="list-style-type: none"> 〔清らかな流れ〕 目標：全ての水域において水質環境基準を達成する。 〔豊かな流れ〕 目標：平常時の河川の水量を豊かにする。 〔安全な流れ〕 目標：河川整備、海岸堤防整備を推進し、河川整備率、海岸堤防整備率の向上を図る。 〔豊かな生態系〕 目標：多様な生態系の保全に向け、森林、農地、水辺環境を保全する。 ・施策の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 施策の連携及び上流域と下流域の連携 県民と事業者と行政等の協働 <p>（3）計画の推進</p> <p>計画の推進にあたっては、宮城県内を5つの流域に分け、流域水循環計画を策定する。</p> <p>① 南三陸海岸流域、② 北上川流域、③ 鳴瀬川流域、④ 名取川流域、⑤ 阿武隈川流域</p>
3	<p>流域水循環計画</p> <p>この計画は、宮城県水循環保全基本計画の計画目標に基づき、それぞれの流域の特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示すものである。</p> <p>【策定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴瀬川流域水循環計画（第2期）（平成31年3月策定） 計画期間：平成30年度～令和9年度（10年間） ○ 北上川流域水循環計画（第2期）（令和3年3月策定） 計画期間：令和2年度～令和12年度（11年間） ○ 名取川流域水循環計画（第2期）（令和3年3月策定） 計画期間：令和2年度～令和12年度（11年間） ○ 南三陸海岸流域水循環計画（第1期）（令和4年3月策定）

計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

- 阿武隈川流域水循環計画（第1期）（令和4年3月策定）

計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

4 水道水源特定保全地域

ふるさと宮城の水循環保全条例第13条の規定により、知事は、流域水循環計画に基づいて、山間部の水道水源地域のうち、その地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域を水道水源特定保全地域として指定することができる。

〔指定状況〕

- 鳴瀬川流域水道水源特定保全地域（令和2年6月告示）
- 北上川流域水道水源特定保全地域（令和3年12月告示）
- 名取川流域水道水源特定保全地域（令和3年12月告示）
- 阿武隈川流域水道水源特定保全地域（令和5年1月告示）

〔開発行為に対する規制〕

水道水源特定保全地域内において開発行為をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に届け出なければならない。（条例第14条 開発行為の届出）

No.	23	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	ダム建設の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課、河川課		

施策の概要等

1 ダム建設の概要

日本の川は諸外国に比べ急勾配であり、降った雨は、山から海へ一気に流下するため、大雨が降った場合などには、河川は氾濫し、洪水を引き起こす場合がある。

そのため、洪水時に上流からの河川流量を調整し、下流の河川流量を低減させ洪水被害の軽減を図る必要がある。このダムによる洪水調整機能は下流部の河川の改修効果とともに、洪水防御を行う有効な治水機能を有している。

また、ダムは、治水機能のほか、かんがい用水や上水道用水・工業用水を貯蓄する利水機能も有している。

2 県内の主なダム（完成済み）

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考
大倉ダム	仙台市	160	F N W I A P	
七北田ダム	仙台市	50	F N W	
南川ダム	大和町	90	F N W	
七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	410	F N W I A	国管理
釜房ダム	川崎町	390	F N W I P	国管理
化女沼ダム	大崎市	65	F N	
鳴子ダム	大崎市	210	F N P	国管理
岩堂沢ダム	大崎市	69	A	
漆沢ダム	加美町	83	F N W I P	
二ッ石ダム	加美町	52	A	
栗駒ダム	栗原市	83	F A P	
荒砥沢ダム	栗原市	76	F A	
小田ダム	栗原市	88	F A	
花山ダム	栗原市	240	F N W P	
長沼ダム	登米市	610	F N R	

※ たん水面積が 50ha 以上のものを記載

1) 目的 F：洪水調節、N：流水の正常な機能の維持増進、A：新規農業用水
W：新規上水道用水、I：新規工業用水、P：水力発電、R：レクリエーション

3 県内の建設中・調査中のダム

(令和4年度末現在)

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考(進捗率)
川内沢ダム	名取市	18	F N	65.5%

No.	24	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	河川改修事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	河川課		

施策の概要等

1 河川改修事業の概要

日本の河川は急勾配で豪雨時には、その水が一気に流下するとともに、洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域（氾濫区域）に人口と資産が多く集中している。

そのため、洪水時の河川流量を下流に安全に流下させ、洪水被害を防御するなどの河川改修事業が必要である。

2 本県の状況

本県の河川整備率は4割未満と低く、また近年、氾濫区域において土地利用の高度化や資産の集積が進んでいることから、ひとたび洪水が起こると被害は甚大なものになると予想される。このため水害対応する治水施設の整備水準の向上を計画的に進める必要があるとともに、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実を進め、水害による人命被害の軽減を図る必要がある。

3 河川改修状況

区分	項目	管理区間 延長(km)	要改修 延長(km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
県（令和4年度末現在）		2139.9	1360.0	518.4	38.1
	基本施設区間	—	177.2	121.7	68.7
	地域防災施設区間	—	1,182.8	396.7	33.5

注1) 県の整備率は、基本施設区間については日雨量200mm相当、地域防災施設区間については時間雨量40mm相当の降雨に対する河川の整備状況をいう。

2) 基本施設区間とは、流域面積が200k㎡以上の大河川をいい、地域防災施設区間とは、流域面積が200k㎡未満の中小河川をいう。ただし、準用河川及び普通河川は含まない。

No.	25	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	砂防事業等の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等

1 砂防事業・地すべり防止事業の概要

一級水系、二級水系及びその他水系の荒廃溪流で、豪雨等による土砂流出により下流人家や耕地及び公共施設等に土砂災害発生のおそれがある溪流並びに蔵王火山を初めとする火山地域における土砂災害から生命・財産を守るため、砂防指定地の指定の進達、砂防堰堤等の砂防設備の整備を図るもの。

また、地すべりにより家屋の破壊、山林及び田畑の流出等の被害が予想される区域を地すべり防止区域に指定し、各種調査結果を踏まえて、危険度や保全対象の重要度に応じ、効率的に工事を進め、恒久的な地すべり対策を図っている。

さらに、危険ながけ地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図りながら、危険度の高い地区から逐次防止工事を施工し、がけ崩れによる災害から人命、財産を保護している。

2 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の状況（令和4年度末現在）

事務所名	区分	砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
	溪流名	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
大河原土木事務所	白石川他	309	1,435.06	20	657.55	28	44.954
仙台土木事務所	広瀬川他	167	617.28	8	105.25	94	94.169
北部土木事務所	鳴瀬川他	287	2,725.41	8	222.34	45	52.613
栗原地域事務所	迫川他	136	611.77	4	47.14	20	22.805
東部土木事務所	皿貝川他	355	538.52	1	6.51	122	196.218
登米地域事務所	大関川他	165	930.78	—	—	18	18.354
気仙沼土木事務所	津谷川他	118	428.23	—	—	51	71.418
合計		1,537	7,280.67	41	1,038.79	378	500.531

3 砂防・地すべり・急傾斜事業の実施状況

（令和4年度末現在）

事務所名	区分	要対策箇所数	着手数	着手率	概成数	概成率
	A	B	B/A	C	C/A	
大河原土木事務所		531	83	15.6%	74	13.9%
仙台土木事務所		756	136	18.0%	135	17.9%
北部土木事務所		240	61	25.4%	61	25.4%
栗原地域事務所		132	29	22.0%	27	20.5%
東部土木事務所		906	226	24.9%	223	24.6%
登米地域事務所		165	42	25.5%	42	25.5%
気仙沼土木事務所		244	78	32.0%	77	31.6%
合計		2,974	655	22.0%	639	21.5%

No.	26	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	土砂災害警戒区域等の指定		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等

1 土砂災害警戒区域の概要

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備を図る区域である。

さらに、土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危険が生じるおそれのある区域においては、土砂災害特別警戒区域とされ、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

2 本県の状況

令和4年度末までに、8,423箇所土砂災害警戒区域等の指定を行い、1順目基礎調査に係る土砂災害警戒区域等の指定が概ね完了している。今後は、引き続き土地の改変箇所の再調査である2巡目基礎調査を進めるとともに、令和2年8月に改定された土砂災害防止対策基本指針に則り、高精度な地形情報に基づく基礎調査箇所の抽出を進め、市町村の警戒避難体制の支援を推進する。

3 県内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数（令和4年度末現在）

事務所名	土石流		急傾斜地		地すべり		合計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
大河原土木事務所	1,130	953	714	695	70	0	1,914	1,648
仙台土木事務所	587	481	1,675	1,618	37	0	2,299	2,099
北部土木事務所	351	283	348	335	28	0	727	618
栗原地域事務所	261	220	250	244	21	0	532	464
東部土木事務所	541	460	1,021	1,016	0	0	1,562	1,476
登米地域事務所	282	252	422	419	1	0	705	671
気仙沼土木事務所	377	338	307	297	0	0	572	527
合計	3,529	2,987	4,737	4,624	157	0	8,423	7,611

No.	27	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	健全な水循環系の構築と多様な機能の維持・向上		
具体的な施策	水利施設整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農村振興課、農村整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

水稻等への農業用水の供給と排水不良地域を解消するため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場等の基幹的用排水施設や水管理システムの整備を推進する。

2 用排水改良の状況

平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」（計画期間：平成23年～令和2年度）に基づき、受益面積100ha以上の基幹的な農業水利施設（水路）の整備を進めてきたことにより、下表のと通りの整備実績となった。

令和3年度以降についてもこれまでと同様に、以下の事業を活用し、用排水路の整備を推進していくこととしている。

- ・国営かんがい排水事業、水利施設整備事業（基幹水利施設整備型） 等

（単位：km）

区分 年度	用水改良	排水改良	合計
平成17年	45.2	13.0	58.3
平成18年	47.9	14.9	62.8
平成19年	50.7	19.0	69.7
平成20年	54.6	20.2	74.8
平成21年	55.8	22.8	78.6
平成22年	56.4	23.5	79.9
平成23年	56.4	24.5	80.9
平成24年	56.4	24.5	80.9
平成25年	56.4	25.7	82.1
平成26年	56.8	26.1	82.9
平成27年	57.4	26.1	83.5
平成28年	58.2	26.1	84.3
平成29年	59.7	26.4	86.1
平成30年	61.3	26.4	87.7
令和元年	62.7	26.6	89.3
令和2年	65.9	28.3	94.3
令和3年	66.2	28.7	94.9
令和4年	66.2	29.1	95.3

※ 平成13年度からの累計値。

※ 端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合がある。

No.	28	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	健全な水循環系の構築と多様な機能の維持・向上		
具体的な施策	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施		
措置の概要	多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	河川課		

施策の概要等		
1 スマイルリバー・プログラムの概要		
<p>従来から河川区域内の除草や清掃等については河川愛護団体の協力を受け、連携を図りながら実施しているが、県が管理する河川におけるボランティア活動の活性化及び河川に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成15年4月よりアダプト制度として「みやぎスマイルリバー・プログラム」を実施。</p>		
2 スマイルリバー・プログラムの仕組み		
<p>県は、県管理河川の一定区間において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な河川環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルリバーサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。</p> <p>活動を始める前に、スマイルリバーサポーター、市町村及び河川管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。</p> <p>活動区間には、スマイルリバーサポーター名を記した表示板が、スマイルリバーサポーターの希望に応じ設置される。</p>		
3 活動メニュー		
<p>県管理河川の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、樹木の剪定、伐採など。</p>		
4 県内のスマイルリバーサポーター		
<p>令和4年度末のスマイルリバーサポーターの団体数等は以下のとおり。</p>		
参加団体数	活動延べ人数	活動延べ延長
206 団体	8,553 人	465,865m

No.	29	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	農道整備事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	農山漁村なりわい課、農村振興課		

施策の概要等																																							
1 事業の概要	<p>未舗装箇所の整備や、流通の効率化のための路線整備を行い、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止など、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連絡する農道網の整備を行うことにより、農業生産の近代化と都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住の促進を図るもの。</p>																																						
2 農道整備の状況	<p>平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」（計画期間：平成23年～令和2年度）に基づき、下表のとおり基幹的な農道の整備を進めてきた。</p> <p>令和3年度以降についてもこれまでと同様に、整備要望がある場合はその必要性や緊急性を勘案しつつ、以下の事業を活用し、基幹的な農道の整備を推進していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備事業（通作条件整備）、農村整備事業（農道・集落道整備事業） 等 <p style="text-align: right;">（単位：km）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>整備 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成17年</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>17.3</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	区分 年度	整備 実績	平成17年	9.3	平成18年	17.3	平成19年	6.9	平成20年	5.0	平成21年	2.0	平成22年	5.7	平成23年	2.5	平成24年	5.1	平成25年	2.4	平成26年	0.3	平成27年	0.0	平成28年	0.0	平成29年	0.0	平成30年	0.0	令和元年	0.0	令和2年	0.0	令和3年	0.0	令和4年	0.0
区分 年度	整備 実績																																						
平成17年	9.3																																						
平成18年	17.3																																						
平成19年	6.9																																						
平成20年	5.0																																						
平成21年	2.0																																						
平成22年	5.7																																						
平成23年	2.5																																						
平成24年	5.1																																						
平成25年	2.4																																						
平成26年	0.3																																						
平成27年	0.0																																						
平成28年	0.0																																						
平成29年	0.0																																						
平成30年	0.0																																						
令和元年	0.0																																						
令和2年	0.0																																						
令和3年	0.0																																						
令和4年	0.0																																						

3 農道整備の状況（路線別）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	供用 (予定)	整備 状況	進捗率
(広域農道) 仙南2期地区	蔵王町	3.6	2	H17	H27	済	100%
(広域農道) 仙南東部2期地区	柴田郡大河原町	0.7	2	H17	H24	済	100%
(基幹農道) 迫南方2期地区	登米市	1.2	1	H16	H23	済	100%
(基幹農道) 上沼地区	登米市	3.8	2	H20	H25	済	100%
(基幹農道) 柳田峠2期地区	丸森町	2.0	1	H27	R8	整備中	0%
(一般農道) 浅草地区	登米市	1.2	1	H20	H23	済	100%
(中山間事業) 水流・大沢線	登米市市道水流・大沢線～登米市市道水流・大沢線	0.5	1	H22	H23	済	100%
(中山間事業) 沢尻・平倉線	登米市その他市道平倉・要害線～登米市一級市道相川線	0.6	1	H26	H27	済	100%
(中山間事業) 南田・堂山線	国道346号～登米市市道堂山線	0.5	1	H20	H26	済	100%
(中山間事業) 乗越・岩ノ沢線	登米市市道大清水・岩ノ沢線～登米市市道大清水・岩ノ沢線	0.4	1	H21	H22	済	100%
(中山間事業) 山桑線	登米市その他市道石橋・菅浪線～登米市その他市道山桑線	0.3	1	H18	H26	済	100%

No.	30	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	林道開設事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 林道開設状況 (国有林内林道を除く。) (令和5年3月31日現在)

年度	開設延長 (km)	路線数	路線数			
			公共	非公共	県単	その他
平成25年	1	3	3	—	—	—
平成26年	1	4	4	—	—	—
平成27年	1	4	4	—	—	—
平成28年	1	4	4	—	—	—
平成29年	1	4	4	—	—	—
平成30年	1	4	4	—	—	—
令和元年	1	2	2	—	—	—
令和2年	1	2	2	—	—	—
令和3年	1	2	2	—	—	—
令和4年	1	3	3	—	—	—

(参考) 林道・林内公道の現況

年度 区分	年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
	林道(km)		1,457	1,458	1,459	1,464	1,465	1,465	1,466	1,465	1,466
林内公道(km)		3,558	3,558	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560
計		5,015	5,016	5,019	5,024	5,025	5,025	5,025	5,025	5,026	5,030
民有林面積(千ha)		286	286	286	286	286	286	286	286	284	284
林道密度(m/ha)		5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2
林内道路密度(m/ha)		17.5	17.5	17.5	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.7	17.7

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある。

2 林道整備の状況 (国有林内林道を除く。)

(令和5年3月31日現在)

路線名	起点～終点	延長 (km)※	車線数	着工 年度	整備 状況	進捗率
登米東和線	登米市登米町日根牛上 羽沢～東和町米谷朝田 貫	4.3	1	H21	未	95%
上嘉太神線	大和町吉田欠入西～吉 田上嘉太神	3.9	1	H23	済	供用開始 R3.4.20
七ツ森湖～ 泉ヶ岳線	大和町吉田字旦ノ原～ 仙台市泉区福岡字岳山	9.5	1	R2	未	8%
女川北線	女川町女川浜字日蕨第 二～指ヶ浜字下道	17.0	1	R4	未	0%

No.	31	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	道路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	道路課		

施策の概要等						
1 道路整備計画						
令和3年度策定の「宮城県土木・建築行政推進計画」、「同アクションプラン（前期）」、「宮城の道づくり基本計画」に基づき道路整備を進める。道路整備の基本方針及び基本目標は以下のとおり。						
基本方針：「富県躍進！～未来へつなぐ道づくり～」						
基本目標1：災害に強い道づくり						
基本目標2：富県躍進を支える道づくり						
基本目標3：地域生活を支える道づくり						
基本目標4：戦略的ストックマネジメントによる道づくり						
2 道路建設状況（一般国道、主要地方道）						
（1）一般国道（道路法第3条第2号の一般国道）						
（令和4年度末現在）						
路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
国道457号(湯船沢)	仙台市泉区西田中字萱場山～芋沢字湯船沢	1.0	歩道 設置	H21	済	100%
国道286号(鹿野工区)	仙台市太白区鹿野1丁目地内	0.2	交差点 改良	H28	未	100%
国道4号 (築館バイパス)	栗原市築館赤坂～城生野	6.4	4	S58	未	53% (一部供用済)
国道4号(仙台拡幅)	仙台市宮城野区苦竹～燕沢～鶴ヶ谷	4.6	6	H元	未	58% (一部供用済)
国道4号(大衡道路)	大衡村大衡～大衡村駒場	4.5	2(4)	H28	未	70%
国道108号 (古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚～稲葉	5.1	4	H2	未	61% (一部供用済)
国道108号 (石巻河南道路)		7.8			未	1%
国道108号 (鳴子岡台)	大崎市鳴子温泉 鬼首岡大	3.6	2	H25	未	100%
国道113号(蔵本)	白石市福岡蔵本	1.0	2	H25	未	82%
国道113号(横倉)	角田市横倉	0.2	2	H31	済	100%
国道286号(支倉)	仙台市太白区坪沼 ～川崎町大字支倉	2.6	2	H28	未	43%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
国道 346 号(飯土井)	登米市東和町米川字六反～登米市東和町米川字飯土井	0.8	2	H27	未	82%
国道 457 号 (岩出山矢木)	大崎市岩出山池月上宮埋ヶ森	0.7	2	H29	未	51%
国道 457 号 (一迫西沢)	栗原市一迫西沢	1.8	2	R3	未	8%

(2) 主要地方道

(道路法第 56 条に基づき国土交通大臣の指定する主要な都道府県道及び市町村道)

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台松島線(大槻工区)	仙台市宮城野区大槻地内	0.6	交差点 改良	H20	未	61%
泉塩釜線(野村工区)	仙台市泉区野村字太斉山 ～七北田字古内	1.0	2	H16	未	57%
泉塩釜線(実沢工区)	仙台市泉区実沢字明神 ～上刈谷字舞台	0.5	2	H16	未	52%
泉塩釜線(野村西工区)	仙台市泉区野村字新八木 沢～野村字長淵	0.7	歩道 設置	H29	未	25%
井土長町線 (上飯田 3 工区)	仙台市若林区今泉字久保田東 ～字門暮	0.3	2	H20	済	100%
仙台山寺線 (枇杷原工区)	仙台市太白区秋保町湯元 字青木～秋保町湯本字枇 杷原西	1.1	2	H15	済	100%
井土長町線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市若林区二木字二木 前～二木字新原	1.6	2	H25	済	100%
塩釜亘理線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市宮城野区岡田字新 浜中通～若林区藤塚字一 本松	6.8	2	H24	済	100%
仙台山寺線 (舟木南工区)	仙台市太白区茂庭字相ノ 沢南～茂庭字舟木南	1.1	歩道 設置	H26	未	81.6%
仙台村田線 (菅生 S I C)	村田町菅生	1.0	2	H29	済	100%
丸森柴田線(坂津田)	角田市坂津田	1.8	2	H12	未	86%
仙台三本木線(落合)	黒川郡大和町落合舞野 ～大和町落合松坂	1.5	2	R4	未	3%
女川牡鹿線 (大谷川浜小積浜)	石巻市大谷川浜 ～石巻市小積浜	2.0	2	H29	未	12%
気仙沼唐桑線 (化粧坂)	気仙沼市本町一丁目 ～気仙沼市化粧坂	0.5	2	H26	未	72%

注：仙台市の街路事業分は除く。

No.	32	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	街路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 街路事業

街路事業も道路事業と同様「道路」を整備する事業であるが、街路事業は原則として都市内（既成市街地内）の都市計画道路を整備する事業である。

なお、既成市街地以外の区域では、次のように道路事業と区分されている。

- ・ 都市計画法に基づき用途地域が指定されている区域は、街路事業者と道路事業者で「協議」のうえ決定
- ・ 用途地域のない都市は、既成市街地の外線からおおむね 500m を含む区域については、街路事業者と道路事業者で「協議」のうえ決定

2 本県の都市計画道路の状況

本県の都市計画道路は、32 市町村において総延長約 1,502 km が都市計画決定されているが、令和 4 年 3 月末現在の整備状況は整備延長約 988 km で、整備率は 65.8% となっている。

	都市計画 決定延長(km)	改良済延長(km)	整備率(%)
宮城県全域	1,502.2	988.1	65.8
仙台市を除く宮城県域	1,071.8	635.9	59.3
仙台市	430.4	352.2	81.8
全国※	71,308.1	47,952.9	67.2

※ 全国は令和 4 年都市計画年報（令和 3 年度末データ）より

3 都市計画道路の建設状況（仙台市を除く）

（令和4年度末現在）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島名取線 (大手町下増田線)	名取市大手町～名取市増田	0.5	4	H19	済	H28 供用
愛島名取線 (植松田高線)	名取市飯野坂～名取市小山	0.4	2	H24	済	R 3 供用
岩沼停車場線 (駅前南通線)	岩沼市館下	0.1	2	H24	済	R 元供用
古川佐沼線 (並柳福浦線)	大崎市古川七日町～ 大崎市古川三日町	0.2	2	H25	未	97%
古川佐沼線 (古川中央線)	大崎市古川十日町～ 大崎市古川七日町	0.3	2	H31	未	86%
河南築館線 (源光町田線)	栗原市築館字源光～ 栗原市築館字内沢	0.2	2	H26	済	R 元供用
岩沼蔵王線 (小池石生線)	村田町字小池～ 村田町字広畑	0.6	2	H29	未	40%
坂本古川線 (稲葉小泉線)	大崎市古川竹ノ内～ 大崎市古川小泉	1.55	2	H29	未	59%
鹿島台停車場線 (鹿島台駅前線)	大崎市鹿島台	0.07	2	R2	未	5%
大衡仙台線 (北四番丁大衡線)	大和町字八反田上～ 大衡村字八幡前	2.74	4	R3	未	4%

No.	33	利用区分	道路
基本方向	強靱な県土作りを推進する社会資本整備の継続		
具体的な施策	高規格幹線道路事業、地域高規格道路事業の推進		
措置の概要	土地利用転換の適正化		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 本県の概況

県内の高規格幹線道路としては、東北縦貫自動車、東北横断自動車道酒田線、常磐自動車道、仙台東部道路、仙台北部道路、三陸縦貫自動車道の6路線がある。

地域高規格道路としては、仙台南部道路、みやぎ県北高速幹線道路2路線がある。

2 高規格幹線道路の建設状況（令和元年度末現在）

（1）高速自動車国道（道路法第3条第1号の高速自動車国道）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
常磐自動車道 (川口～仙台市)	山元町(福島県境)～山元 IC	10.0	2(4)	H18	済	100% ※2車線供用

（2）一般国道の自動車専用道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
三陸縦貫自動車道(桃生登米道路)	石巻市桃生町太田～登米 市中田町浅水(桃生豊里 IC～登米IC)	13.8	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
三陸縦貫自動車道(南三陸道路)	南三陸町志津川字小森～ 歌津字白山(志津川IC～ 歌津IC)	7.2	2	H20	済	100%
三陸縦貫自動車道(歌津本吉道路)	歌津字白山～気仙沼市本 吉町津谷長根(歌津IC～ 本吉津谷IC)	12.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道(本吉気仙沼道路(Ⅱ期))	気仙沼市本吉町津谷長根 ～本吉町多丸(本吉津谷 IC～大谷海岸IC)	4.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道 (本吉気仙沼道路)	本吉町九多丸～気仙沼市 松崎高谷(大谷海岸IC～ 気仙沼中央IC)	7.1	2	H18	済	100%
三陸縦貫自動車道(気仙沼道路)	気仙沼市松崎高谷～唐桑 町只越(気仙沼中央IC～ 唐桑半島IC)	9.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道(唐桑高田道路)	気仙沼市唐桑町館～陸前 高田市竹駒町相川(唐桑 小原木IC～陸前高田IC)	10.0 (県内2.0)	2	H23	済	100%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台北部道路	利府町加瀬～富谷市富谷(利府 JCT～利府しらかし台 IC～富谷 JCT～国道4号)	13.5	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
仙台東部道路	宮城県亶理郡亶理町逢隈牛袋～仙台市宮城野区中野(亶理 IC～仙台港北 IC)	24.8	2(4)	H8	済	100% ※2車線供用

(3) 地域高規格幹線道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台南部道路	仙台市若林区今泉～仙台市太白区茂庭(若林 JCT～仙台南 IC)	12.2	2(4)	S45	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速 幹線道路(I期)	栗原市築館萩沢～登米市迫町北方(築館東 IC～北方)	8.9	2(4)	H7	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速 幹線道路(II期)	登米市迫町佐沼～中田町宝江(佐沼 IC～中田)	4.7	2	H23	済	100%
みやぎ県北高速 幹線道路(III期)	登米市迫町北方～登米市迫町佐沼(北方～佐沼 IC)	3.6	2	H25	済	<u>100%</u>
みやぎ県北高速 幹線道路(IV期)	栗原市志波姫南堀口～栗原市築館萩沢(志波姫～築館東 IC)	1.7	2	H25	済	100%
築館登米線 (仮称) 栗原 I C	栗原市築館萩沢地内	2.2	2	H30	未	26%

No.	34	利用区分	道路
基本方向	自然環境との調和に配慮した利用		
具体的な施策	みやぎスマイルロード・プログラムの実施		
措置の概要	土地の有効利用の促進、多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 スマイルロード・プログラムの概要

スマイルロード・プログラムとは、地域の人々が道路を清掃・美化する仕組みのこと。宮城県では行政と県民とがパートナーシップを確立し、ボランティア活動に意欲のある方々に対して、支援を行いながら住民参加のまちづくりのお手伝いをしたいという想いをシステム化したもので、平成13年12月から取組を開始している。

2 仕組みについて

ボランティア活動に意欲を持つ地域の方々や企業の方々に「スマイルサポーター」と認定し、宮城県が管理する道路（仙台市内を除く県道、一部の国道）の一定区間で、定期的に、清掃や緑化作業などの美化活動や歩道の除雪を行っていただくもの。

活動を始める前に、スマイルサポーター、市町村及び道路管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。

活動区間には、スマイルサポーター名を記した表示板が設置される。

3 活動メニュー

原則として、スマイルサポーターの希望で作業内容を決める。具体的には、空き缶等のごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の剪定、歩道の除雪（冬季）など。

4 県内のスマイルサポーター

令和4年度末のスマイルサポーターの団体数等は以下のとおり。

参加団体数(個人)数	活動延長	登録人数
419	398,282m	12,395人

No.	35	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	復興整備計画による復興まちづくりの推進		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進、県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	復興支援・伝承課		

施策の概要等

1 復興整備計画・復興整備協議会の概要

- 東日本大震災復興特別区域法において、被災市町村等は、市街地の整備や農業生産基盤の整備など、地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備計画を作成できるとされている。
- 復興整備計画の作成により、市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置が適用される。また、事業実施に必要な許可手続等のワンストップ化により、通常の手続よりも迅速な処理が可能となる。
- 復興整備計画は、被災市町村、県、国の関係機関等で構成される復興整備協議会における協議・同意を経て公表される。
- 復興整備協議会において協議・同意を経た復興整備計画を公表することで、許可手続やゾーニングの変更（土地利用基本計画の変更、都市計画区域の変更等）等を一括して処理できる（手続のワンストップ化）ほか、市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置の適用を受けることができる。

※復興整備計画に記載する事業の追加や変更等が生じた場合は、その都度復興整備協議会での協議が必要となる。

〔手続フロー〕

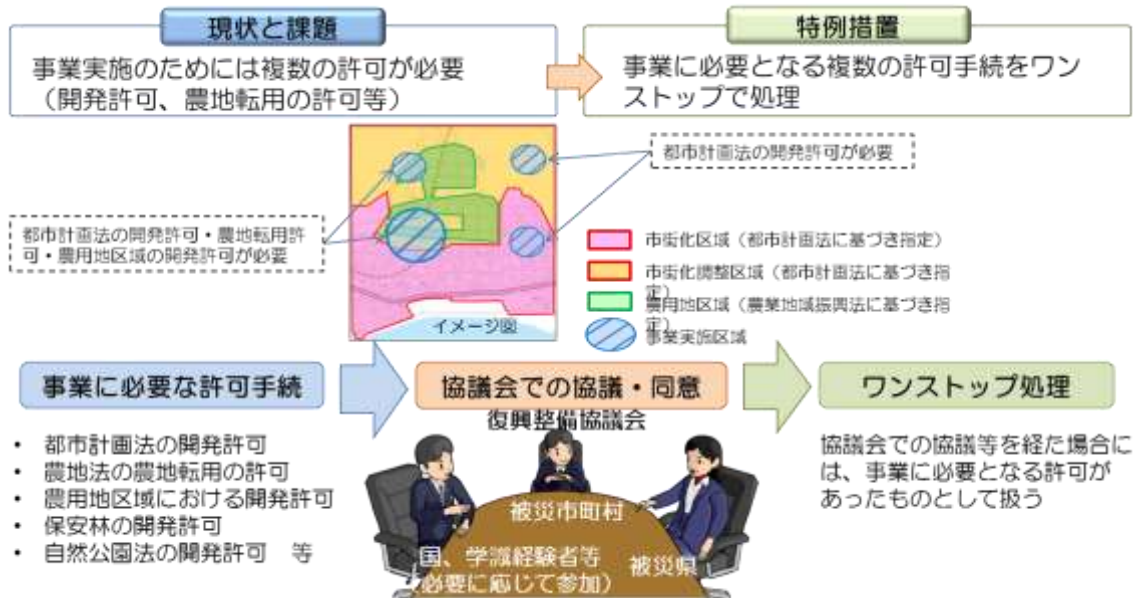
```

graph TD
    A[復興整備計画の作成] --> B[復興整備協議会における協議・同意]
    B --> C[復興整備計画の公表]
    C --> D[事業に必要な許可の特例適用  
手続のワンストップ処理]
  
```

2 事業実施に必要な許可の緩和の例

現状と課題	特例措置
事業実施のために必要な許可が得られない	復興事業のためであれば、特例的に許可
<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の開発行為：限定的に許可 ※ 許可対象が限定：農家用住宅、日用品販売店舗等 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域のままでも開発を許可
<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域での農地転用：禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域のままでも転用を許可

3 事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化



4 復興整備計画の事業地区数・公表回数と主な許認可毎の地区数 (令和5年3月31日現在)

○沿岸 15 市町のうち、14 市町で下記の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。

市町名	防災集団移転促進事業 (地区数)	土地活用整備事業 (地区数)	災害公営住宅整備事業 (地区数)	津波復興拠点整備事業 (地区数)	道路事業 (計画数)	その他 (事業区分数)	復興整備協議会実施回数	復興整備計画の公表回数
仙台市	13					3	4	25
石巻市	50	15			22	14	27	53
塩竈市	2		4				4	8
気仙沼市	50	4	21	2	14	9	28	94
名取市	2	1	4		5	4	10	25
多賀城市				1			1	3
岩沼市	2	1	1			3	6	15
東松島市	8	2	10	2		2	11	25
亶理町	5		10			4	7	23
山元町	3		5	2	2	1	4	12
七ヶ浜町	5	4	5			3	4	18
利根町			1				1	4
女川町	23	1	15	1	1	1	12	37
南三陸町	28	1	9	2	5	4	20	44
合計	191	29	85	10	50	48	139	386

○主な許認可毎の地区数

- ・農地法の転用許可みなし (12 市町 計 237 地区)
- ・都市計画法の開発・建築許可みなし (13 市町 計 189 地区)
- ・土地利用基本計画の変更みなし (7 市町 計 75 地区)
- ・地域森林計画区域の変更みなし (7 市町 計 72 地区)
- ・自然公園法の行為許可みなし (4 市町 計 37 地区)

※ 2、3 の図については、東日本大震災復興特別区域法資料 (復興庁 URL <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/index.html>) を加工して作成。

No.	36	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	復興まちづくりのための建築制限		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進、県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等		
○ 災害危険区域		
<p>地方公共団体は、条例で津波、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するとともに、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他の制限で災害防止上必要なものを条例で定めることができるとされている。(建築基準法第39条)</p>		
＜災害危険区域の指定状況＞		(令和5年3月31日現在)
市町名	区域指定日※	災害危険区域
山元町	平成23年11月11日	山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部
仙台市	令和2年3月31日 (変更)	青葉区、宮城野区、若林区、太白区及び泉区の各一部
東松島市	平成24年6月1日	大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網地区、浜市地区、野蒜地区、中下地区、宮戸地区の各一部
亘理町	平成24年6月18日	荒浜地区、吉田地区の各一部
気仙沼市	平成26年8月20日 (変更)	気仙沼地区、鹿折地区、松岩地区、階上地区、大島地区、面瀬地区、中井地区、唐桑地区、小原木地区、小泉地区、津谷地区、大谷地区の各一部
南三陸町	平成24年10月1日 (変更)	歌津地区の一部、志津川地区の一部、戸倉地区の一部
七ヶ浜町	平成30年3月15日 (変更)	湊浜地区、松ヶ浜地区、菖蒲田浜地区、花湊浜地区、吉田浜地区、東宮浜地区、遠山地区、汐見台南地区の各一部
名取市	平成25年12月24日 (変更)	下増田地区、杉ヶ袋地区、閑上地区、小塚原地区の各一部
石巻市	平成24年12月1日	市街地、石巻半島地域、河北地域、雄勝地域、北上地域、牡鹿地域の各所
女川町	平成24年12月10日	中心部地区・離半島部の各所
岩沼市	平成25年12月12日 (変更)	下野郷地区、押分地区、早股地区、寺島地区、空港南五丁目の各一部
塩竈市	平成28年12月1日 (変更)	寒風沢地区、桂島地区の各一部
丸森町	平成15年6月30日	阿武隈川沿い地区の一部
大郷町	令和3年6月10日	粕川地区の一部
※ 区域変更のあったものは、直近の区域変更指定日のみを記載		

No.	37	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	防災集団移転促進事業の推進		
措置の概要	創造的な復興のための土地利用の推進		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 防災集団移転促進事業の概要

震災により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町において、住民の安全確保のため、国の防災集団移転促進事業を活用し、事業主体（市町）が被災住宅の高台等への集団移転促進を図るもの。

2 進捗状況等

（令和5年3月31日現在）

市町名	計画地区数	造成工事着手等地区 (下段：率)	住宅等建築工事可能地区 (下段：率)
気仙沼市	51	51 (100.0%)	51 (100.0%)
南三陸町	26	26 (100.0%)	26 (100.0%)
石巻市	56	56 (100.0%)	56 (100.0%)
女川町	22	22 (100.0%)	22 (100.0%)
東松島市	7	7 (100.0%)	7 (100.0%)
塩竈市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
七ヶ浜町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
仙台市	14	14 (100.0%)	14 (100.0%)
名取市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
岩沼市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
亘理町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
山元町	3	3 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	195	195 (100.0%)	195 (100.0%)

※計画地区数は、県の数えによる。

※造成工事着手等地区とは、工事契約請負等済みの地区を指す。

※住宅等建築工事可能地区とは、土地を購入又は借地し、住宅を建てられる準備が整った地区を指す。

No.	38	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	上水道事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	食と暮らしの安全推進課、企業局水道経営課		

施策の概要等							
1 上水道事業の課題							
<p>水道は最も基礎的な社会インフラであり、上水道事業には安全・安心な水を持続的に供給することが強く求められている。</p> <p>今後、人口減少や施設設備の更新需要の増大を踏まえ、水道事業の経営基盤の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、広域連携の推進や民間活力の導入をはじめとした経営基盤強化施策とともに、計画的な施設設備の更新による強靱化・耐震化、浄水処理の高度化や確実な水質検査の実施による安全な水道水の確保などの取組を進めていく。</p>							
2 宮城県年度別水道普及状況 (出典：令和3年度宮城県の水道 (R5.3))							
	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	総人口(人)	2,309,354	2,302,477	2,292,357	2,282,334	2,271,776	2,259,011
	給水人口(人)	2,287,301	2,282,001	2,273,501	2,263,850	2,254,864	2,242,139
内訳	上水道	2,253,384	2,273,380	2,266,099	2,257,108	2,254,591	2,238,389
	簡易水道	31,276	6,089	5,781	5,690	35,454	2,860
	専用水道	2,641	2,532	1,621	1,052	2,624	890
	施設数(箇所)	181	149	149	147	142	135
内訳	上水道	33	33	33	33	34	33
	簡易水道	45	14	12	12	51	8
	専用水道	102	102	104	102	102	94
	普及率(%)	99.0	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3
	全国平均普及率(%)	97.9	98.0	98.0	98.1	98.1	98.2
3 広域水道事業							
	事業名	目標年度	計画給水量(m ³ /日)	水源	構成市町村数	給水開始	
	大崎広域水道	未定	120,000	漆沢・南川ダム	10	S55 一部	
	仙南・仙塩広域水道	未定	553,000	七ヶ宿ダム	17	H2 一部	
	石巻地方広域水道	R14	82,610	旧北上川等	2	S58 一部	
4 整備中の広域水道施設 (令和4年度末現在)							
	施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況	備考(進捗率)
	仙南仙塩広域水道南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山	18.6	県企業局	S52	未	95%

No.	39	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	下水道事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	都市計画課、企業局水道経営課		

施策の概要等					
1 本県の下水道事業の概要					
<p>下水道は、健康で安全かつ快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために有効な施設であり、都市部では勿論のこと、農山漁村集落等においても下水道施設整備等の促進が強く求められている。</p> <p>本県の下水道事業は、明治32年に仙台市が開始して以来、現在では、県内35市町村の全てが供用を開始している。</p> <p>また、広域的かつ効率的に公共用水域の水質保全と地方定住圏域の生活環境の改善を目的とした流域下水道事業の制度化を受けて、昭和47年に仙塩流域下水道事業に着手したのを始め、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川、北上川下流、迫川及び北上川下流東部の7流域下水道事業に取り組んでおり、全ての流域下水道が供用を開始している。</p> <p>さらに、下水道事業では、汚水対策と合わせて、安全で安心できるまちづくりに向けた総合的な雨水対策事業も実施しており、県内28市町村において雨水渠やポンプ場の整備を進め、浸水被害の解消に努めている。</p>					
2 下水道整備の状況 (令和4年度末現在)					
区分	汚水			雨水	
	処理面積(ha)	処理区域人口(千人)	普及率(%)	排水区域(ha)	
公共下水道(県計) (特定環境保全公共下水道を含む)	45,215.0	1,875.8	83.5	35,270.4	
上記の内、流域下水道関連分	25,913.7	886.3	84.4	19,265.7	
3 整備中の下水道施設 (令和3年度末現在)					
施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況
仙台市 広瀬川浄化センター	仙台市青葉区折立三丁目	4.9	仙台市	S63	未
仙台市 南蒲生浄化センター	仙台市宮城野区蒲生字 八郎兵衛谷地第二	23.5	仙台市	S34	未
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター	多賀城市大代六丁目	20.6	県	S47	未
阿武隈川流域流下水道 県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川	18.5	県	S49	未
吉田川流域下水道 大和浄化センター	大和町鶴巢下草字作内田	6.4	県	S63	未

施設名	所在	面積 (ha)	設置主体	着工	整備 状況
大崎市 師山下水浄化センター	大崎市古川師山字丈競	3.0	大崎市	S46	未
鳴瀬川流域下水道 鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新 三ツ星	4.4	県	S57	未
登米市 佐沼環境浄化センター	登米市迫町佐沼大網下	6.9	登米市	S63	未
迫川流域下水道 石越浄化センター	登米市石越町東郷字六反 新田	7.2	県	H5	未
北上川下流東部流域下水道 石巻東部浄化センター	石巻市魚町一丁目	3.0	県	S48	未
北上川下流流域下水道 石巻浄化センター	石巻市蛇田字新ヱ切	7.7	県	H3	未
気仙沼市 気仙沼終末処理場	気仙沼市川口町二丁目	5.2	気仙沼市	S48	未

No.	40	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	都市公園整備の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市公園整備の方針

生活様式や価値観の変化に伴う多様なニーズとともに、防災や環境面で緑とオープンスペースの持つ機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる種々の都市公園の整備が要求されている。このため、下記の5つの視点により、地域的なバランスを考慮し、都市計画事業はもとより、種々のまちづくりや地域開発等の諸地域計画等と連携させながら進めることが必要であり、特に市街地においては、より効果の高い整備を促進して良好な生活環境を目指すことが重要である。

- ① 優れた自然環境を構成する緑地の保全・整備（環境）
- ② 地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全・整備（歴史文化）
- ③ 優れた景観資源の保全・整備（景観）
- ④ 日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション、コミュニティー活動空間の整備（レクリエーション）
- ⑤ 都市災害防止や緩和及び避難地や防災拠点ともなる緑のオープンスペースの整備（防災）

2 都市公園整備量及び水準の推移

区分 年度	都市公園整備量		都市公園水準	
	面積(ha)	箇所	人口(千人)	1人当たり面積 (㎡/人)
H17	3,116.7	2,422	2,019	15.44
H18	3,136.7	2,465	2,041	15.37
H19	3,172.9	2,518	2,052	15.46
H20	3,227.7	2,580	2,028	15.92
H21	3,252.8	2,644	2,042	15.93
H23	3,291.8	2,682	2,056	16.01
H24	3,284.7	2,696	2,074	15.84
H25	3,276.0	2,788	2,061	15.90
H26	3,619.7	2,835	2,049	17.7
H27	3,854.7	2,956	2,047	18.8
H28	3,892.9	3,009	2,083	18.7
H29	4,005.4	3,054	2,078	19.3
H30	4,017.7	3,092	2,072	19.4
R01	4,065.8	3,121	2,053	19.8
R02	4,141.8	3,157	2,040	20.3
R03	4,165.5	3,190	2,042	20.4
全国(R03)	130,352.2	113,828	120,696	10.8

(最新結果：令和3年度末都市公園等整備現況調査) ※県データには仙台市分を含む
 ※東日本大震災の影響により H22 年度末調査は未実施

3 整備中の都市公園（仙台市を除く）

（令和4年度末現在）

名称	所在	面積 (ha)	着 工 年 度	整 備 状 況	備考 (共用開始年)
十三塚公園	名取市手倉田字山	17.7	S47	済	S57
中央公園	多賀城市市川字館前 他	12.7	H5	未	76.0%
岩沼海浜緑地	岩沼市下野郷字浜 他	107.3	S56	済	H3
加瀬沼公園	塩竈市大日向町、多賀城市市川、利府町加瀬	5.0	S57	済	H8
宮城県総合運動公園	利府町菅谷	90.4	S63	済	H7
万葉クリエートパーク	大衡村大衡字大日向	33.3	H9	済	H15
国営みちのく杜の湖畔公園	川崎町小野字下新田 他	16.5	H25	済	H27
石巻市総合運動公園	石巻市南境字外谷	14.2	H25	済	H27
相野釜緑地	岩沼市下野郷字浜	16.5	H26	済	H26
二野倉緑地	岩沼市押分字須加原	9.5	H26	済	H27
防災緑地2号	石巻市渡波町三丁目 他	8.8	H26	済	R5
表浜緑地	七ヶ浜町花淵浜字表浜一 他	5.5	H26	済	H30
長谷釜緑地	岩沼市早股字前川 他	13.5	H27	済	H28
新浜緑地	岩沼市寺島字川向	5.5	H27	済	H30
名取市民墓地公園	名取市小塚原字西土手外 他	10.2	H28	済	R2
菖蒲田浜海浜公園	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂 他	4.2	H28	済	H29
矢本海浜緑地	東松島市大曲字下台	11.2	H28	済	H30
南三陸町震災復興祈念公園	南三陸町志津川字中瀬町 他	6.3	H28	済	R2
石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市門脇町3丁目 他	22.2	H28	済	R2
石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市門脇町4丁目 他	16.6	H28	済	R2
中瀬公園	石巻市中瀬	4.6	H29	未	67.1%

No.	4 1	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	防火地域及び準防火地域の指定		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	都市計画課		

施策の概要等					
1 防火地域及び準防火地域の概要					
防火地域及び準防火地域は市街地における火災の危険を防除するため定められるものであり、建築基準法により、必要な建築制限がなされる。					
現在、中心商業地域及び周辺の既成市街地等で、防災上重要な地区について定めている。					
2 防火地域及び準防火地域決定状況					
(令和4年度末現在)					
都市計画区域名	市町村名	防火地域		準防火地域	
		面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
仙塩広域	仙台市	256.9	H24.9.28 仙台市告示第 422 号	3,880.0	R4.6.1 仙台市告示第 360 号
	塩竈市	—	—	210.6	H22.5.18 塩竈市告示第 53 号
	多賀城市	—	—	10.3	H14.4.9 多賀城市告示第 32 号
	富谷市	—	—	42.0	H9.5.23 富谷町告示第 24 号
石巻広域	石巻市	—	—	246.2	R5.1.26 石巻市告示第 227 号
大崎広域	大崎市	—	—	220.5	H22.3.26 大崎市告示第 16 号
仙南広域	白石市	—	—	105.7	H25.3.29 白石市告示第 43 号
気仙沼	気仙沼市	0.2	S28.3.31 建告第 412 号	159.6	H28.12.21 気仙沼市告示第 225 号
合計		257.1		4,874.9	

No.	42	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	仙台北部中核都市の建設		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等														
1 基本構想														
仙台北部中核テクノポリス開発計画において開発区として位置づけられている大和町及び大衡村において、両町村にまたがる約 1,230ha を開発整備区域として整備し、仙台市の高次の都市機能を活用しながら、先端技術産業や研究開発産業等を集積させ、宮城県はもとより東北地方における工業開発の中核的拠点の形成を図る。														
2 開発整備区域の土地利用構想														
(単位：ha 平成 20 年 3 月仙台北部中核都市（奥田地区）に係る基本構想等一部見直し調査による。)														
区分	産業系							居住系						合計
	生産機能					流通機能		住宅機能						
	松坂	奥田	衡南	大童	平場	松坂南	吉岡東	大和 I C	奥田	吉岡南	吉岡市街地	大童	平林(※)	
面積	300	312	45	10	35	35	71	45	14	128	160	50	25	1,230
※ 平林は居住機能を含むコミュニティセンター														
3 整備の状況														
(1) 松坂地区（第一仙台北部中核工業団地）														
仙台北部中核都市の中核的生産活動拠点として、第一仙台北部中核工業団地（300ha）を昭和 59 年 9 月から地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 6 年度には造成が完了している。平成 20 年度には、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分全てを宮城県土地開発公社が買い取り、第二仙台北部中核工業団地、大和流通・工業団地とあわせて県が主体的に企業誘致を推進している。分譲は昭和 63 年 10 月から開始しており、令和 5 年 3 月現在、43 社が立地している。														
(2) 奥田地区（産業系：第二仙台北部中核工業団地）														
重点整備地区に位置付けられている奥田地区については、平成 4 年度に産業系（第二仙台北部中核工業団地）、居住系、公園系の基本設計調査を実施している。このうち産業系については、平成 9 年度に地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 13 年度に第 1 期（63ha）、平成 16 年度に第 2 期（15ha）の分譲を開始した。その後、企業の立地規模が大規模化し、県内の既存工業団地ではその用地需要に応えることが困難な状況になったことから、平成 20 年度に奥田地区(居住系)の相当面積を工業用地に変更し、工業団地を整備することとした。整備にあたっては、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分を土地開発公社が全て買い取って造成し、県が主体となって戦略的な企業誘致にあたった。令和 5 年 3 月現在、15 社が立地している。														

また令和 3 年度には、それまでオーダーメイド方式として企業の希望に合わせての造成・分譲を行う方針としていた松の平 3 丁目地区約 31.2ha について、企業のリードタイムを重視したレディメイド方式に転換することとし、整備に着手している。

(3) 松坂南地区 (大和流通・工業団地)

松坂南地区は、平成 13 年に、大和インターチェンジに近接する利点を生かし、第一仙台北部中核工業団地、第二仙台北部中核工業団地の流通機能を担う団地として宮城県土地開発公社が事業主体となり整備した。しかし、大和町、大衡村に自動車関連産業の集積が進みつつあり、大規模な生産機能用地の需要が高まったことから、平成 20 年度に当団地の用途を工業専用地域に変更し、工業団地の機能も併せ持つ団地に位置付けた。用途変更に伴い、既存の区画道路を整理する等の再造成を行った。令和 5 年 3 月末現在、8 社が立地している。

(4) 奥田地区 (居住系)

富県戦略の実現に向けた取り組みの一環として、平成 19 年度に居住系用地の相当面積を産業系用地に転用した。開発面積は減少したものの、奥田地区周辺においては自動車関連産業の集積が進みつつあり、これらの従業者等の住宅需要に応える住宅地として、平成 21 年度に宮城県住宅供給公社が事業主体となり開発に着手した。平成 22 年度から分譲開始した。

No.	43	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	土地区画整理事業の促進		
措置の概要	土地の有効利用の促進、土地利用転換の適正化		
担当課	都市計画課		

施策の概要等						
1 土地区画整理事業の概要						
土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることを目的としている。						
2 土地区画整理事業の施行状況						
(1) 土地区画整理事業（通常）（仙台市を除く）				(令和4年度末現在)		
事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島東部第二	名取市愛島	45.8	組合	H11	済	H28完了
多賀城駅周辺	多賀城市中央	8.2	多賀城市	H11	済	H29完了
三軒茶屋西	岩沼市押分	31.0	組合	H11	済	H28完了
高屋敷	富谷市高屋敷	21.4	〃	H26	済	H29完了
吉岡南第二	大和町吉岡	68.2	〃	H13	済	H30完了
巳待田	大崎市鹿島台平渡	4.6	〃	H14	済	H28完了
朝日	岩沼市栄町	9.7	〃	H20	済	H29完了
野中南	利府町加瀬	9.6	〃	H15	済	R1完了
新中道	利府町新中道	32.7	〃	H25	済	R1完了
明石台東	富谷市明石	43.7	〃	R1	未	45%
成田南	富谷市成田	7.1	個人	R2	未	98%
新太子堂	利府町森郷	8.0	組合	R2	未	19%
杜の丘北部	大和町小野	17.8	〃	R2	未	83%
飯野坂東部	名取市飯野坂	7.3	〃	R2	未	59%
高屋敷西	富谷市富谷	36.1	個人	R3	未	36%
成田二期東	富谷市西成田	23.3	組合	R3	未	20%
岩切羽黒前利府町神谷沢	仙台市宮城野区岩切羽黒前・利府町神谷沢	10.8	組合	R3	未	23%
吉岡西部	大和町吉岡	30.4	大和町	R4	未	4%
明ヶ沢	利府町赤沼	7.2	個人	R4	未	19%
※岩切羽黒前利府町神谷沢地区は、2市町に跨っているため県知事認可						

(2) 被災市街地復興土地地区画整理事業（復興）（仙台市を除く） (令和4年度末現在)

事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
鹿折	気仙沼市西みなと町	42.0	気仙沼市	H24	済	R1 完了
南気仙沼	気仙沼市幸町	32.5	〃	H24	済	R2 完了
魚町・南町	気仙沼市南町	11.3	〃	H25	済	R2 完了
松崎片浜	気仙沼市松崎片浜	4.8	〃	H30	済	R2 完了
志津川	南三陸町志津川	60.0	南三陸町	H25	済	H30 完了
新蛇田	石巻市蛇田	46.5	石巻市	H24	済	H29 完了
新蛇田南	石巻市蛇田	27.4	〃	H25	済	H30 完了
新蛇田南第二	石巻市蛇田	13.7	〃	H26	済	H30 完了
新渡波	石巻市渡波	17.8	〃	H24	済	H28 完了
新渡波西	石巻市渡波	11.1	石巻市	H25	済	H28 完了
あけぼの北	石巻市蛇田	5.6	〃	H25	済	H28 完了
上釜南部	石巻市門脇	37.6	〃	H26	済	R2 完了
下釜第一	石巻市三ツ股	12.1	〃	H25	済	H30 完了
下釜南部	石巻市大街道東	25.4	〃	H26	済	R3 完了
新門脇	石巻市門脇	23.7	〃	H25	済	H30 完了
湊西	石巻市大門町	40.4	〃	H25	済	R3 完了
湊東	石巻市大門町	29.6	〃	H25	済	R3 完了
湊北	石巻市湊町	14.8	〃	H25	済	R2 完了
中央一丁目	石巻市中央一丁目	1.5	〃	H25	済	H29 完了
中央二丁目	石巻市中央二丁目	1.4	〃	H28	済	R3 完了
女川（中心部）	女川町石浜	198.0	女川町	H24	済	R1 完了
野蒜北部丘陵	東松島市野蒜	91.5	東松島市	H24	済	H29 完了
東矢本駅北	東松島市矢本	22.0	〃	H24	済	H28 完了
大曲浜	東松島市大曲	51.2	〃	H26	済	R2 完了
北浜	塩竈市北浜	5.1	塩竈市	H25	済	R2 完了
藤倉二丁目	塩竈市藤倉	1.0	〃	H25	済	H29 完了
菖蒲田浜	七ヶ浜町菖蒲田浜	4.1	七ヶ浜町	H25	済	H30 完了
花渕浜	七ヶ浜町花渕浜	9.8	〃	H25	済	R2 完了
代ヶ崎浜 A	七ヶ浜町代ヶ崎浜	4.7	〃	H25	済	H30 完了
代ヶ崎浜 B	七ヶ浜町代ヶ崎浜	7.4	〃	H25	済	R2 完了
宮内	多賀城市宮内	7.1	多賀城市	H24	済	H29 完了
関上	名取市関上	56.8	名取市	H25	済	R3 完了
関上東	名取市関上	57.7	〃	H28	済	R3 完了
西原	岩沼市西原	5.6	岩沼市	H27	済	H29 完了

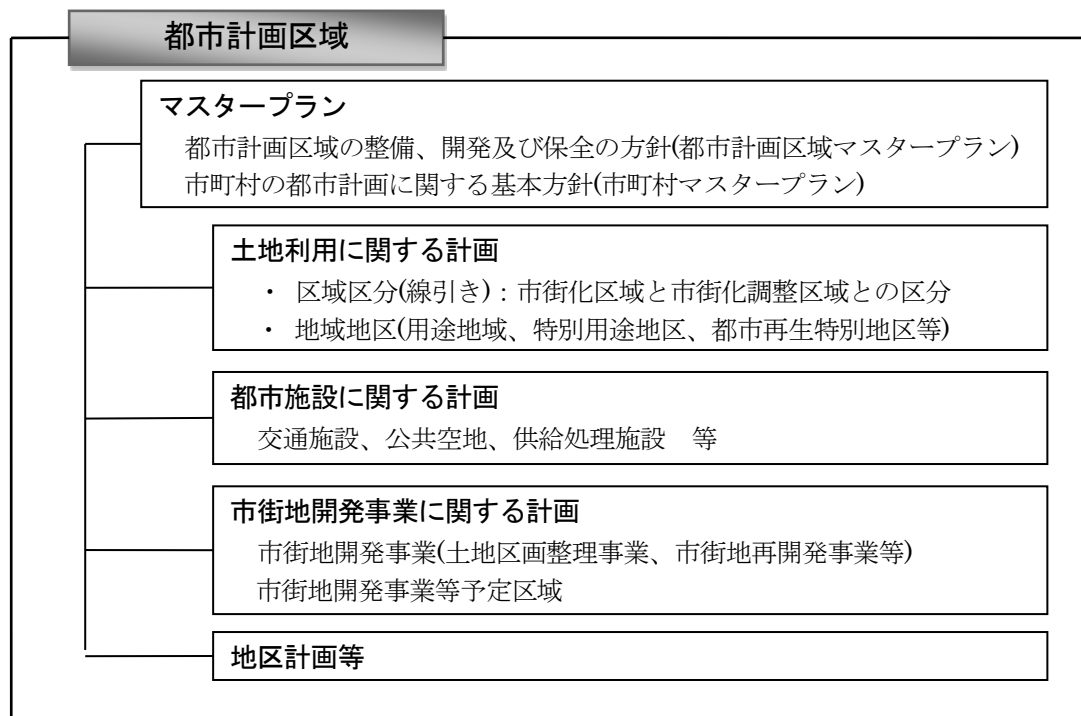
※女川（中心部）は荒立地区、陸上競技場跡地、宮ヶ崎を含む

No.	44	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画制度の適切な運用		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画制度の概要

都市計画制度は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活の確保、機能的な都市活動の確保及び適正な制限のもと土地の合理的な利用が図られることを基本理念として土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるもの。



2 各種制度の指定状況

(令和4年度末現在) (単位: ha)

都市計画名	市町村名	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	特別用途地区	当初指定年月日
仙塩広域	仙台市	44,296	18,080	26,216	18,079	2,650	T14.3.11
	塩竈市	1,737	1,291	446	1,291	—	S10.8.30
	名取市	9,817	1,808	8,010	1,819	—	S24.10.15
	多賀城市	1,969	1,350	619	1,350	10	S10.8.30
	岩沼市	6,045	1,152	4,893	1,152	38	S10.8.30
	富谷市	4,918	1,237	3,681	1,237	—	S45.7.7
	松島町	5,352	347	5,005	347	—	S20.5.5
	七ヶ浜町	1,319	416	903	416	—	S10.8.30
	利府町	4,489	963	3,526	967	—	S10.8.30
	大和町	6,190	1,020	5,170	1,019	—	S43.3.30
	大衡村	2,802	502	2,300	525	—	S43.3.30
石巻広域	東松島市	10,136	756	9,430	756	95	S24.8.19
	女川町	3,851	340	3,511	340	—	S9.5.17
	石巻市	13,014	3,325	9,689	3,325	551	S10.4.11
河北	石巻市	1,508	—	—	—	—	S50.4.8
大崎広域	大崎市	11,460	—	—	2,399	13	S11.4.22
	加美町	1,197	—	—	—	—	S24.10.15
	涌谷町	1,340	—	—	—	—	S23.9.16
	美里町	1,929	—	—	463	—	S23.1.1
登米	登米市	8,066	—	—	535	—	S24.4.21
栗原	登米市	125	—	—	—	—	S42.5.24
	栗原市	9,016	—	—	826	—	S13.2.17
大郷	大郷町	3,832	—	—	—	—	H2.5.25
仙南広域	白石市	6,498	—	—	956	56	S11.4.22
	角田市	3,612	—	—	911	—	S24.8.19
	蔵王町	4,713	—	—	—	—	S37.1.23
	大河原町	2,501	—	—	650	10	S13.6.23
	村田町	6,775	—	—	298	—	S24.4.21
	柴田町	3,200	—	—	1,079	—	S13.2.16
	川崎町	7,312	—	—	33	—	S24.8.19
	丸森町	1,927	—	—	—	—	S40.4.10
亘理	亘理町	7,000	—	—	652	—	S25.6.9
山元	山元町	6,448	—	—	65	—	S56.3.20
気仙沼	気仙沼市	4,682	—	—	1,559	222	S10.4.11
志津川	南三陸町	900	—	—	138	—	S12.3.6
合計		209,976	32,587	83,399	43,187	3,645	

※ 宮城県内には、35市町村のうち33市町村で12の都市計画区域が指定されている。

※ 端数処理の関係上、合計と内訳は必ずしも一致しない。

No.	45	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定		
措置の概要	地域整備施策の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法第6条の2に基づき策定するもので、主に広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定める都市計画であり、都市の将来像、区域区分の有無及び土地利用・都市施設等の主要な都市計画の決定方針を明らかにし、都市計画の総合性、一体性を確保しようとするものである。また個々の都市計画はこの方針に即して定める必要がある。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めることとされている。

① 都市計画の目標	人口の現状及び将来の見通し	産業の現状及び将来の見通し
② 区域区分を定める際の方針	区域区分の有無	区域区分の方針
③ 主要な都市計画の決定の方針	土地利用に関するもの	自然環境の整備又は保全に関するもの
	都市施設に関するもの	市街地開発事業に関するもの

2 本県の策定状況

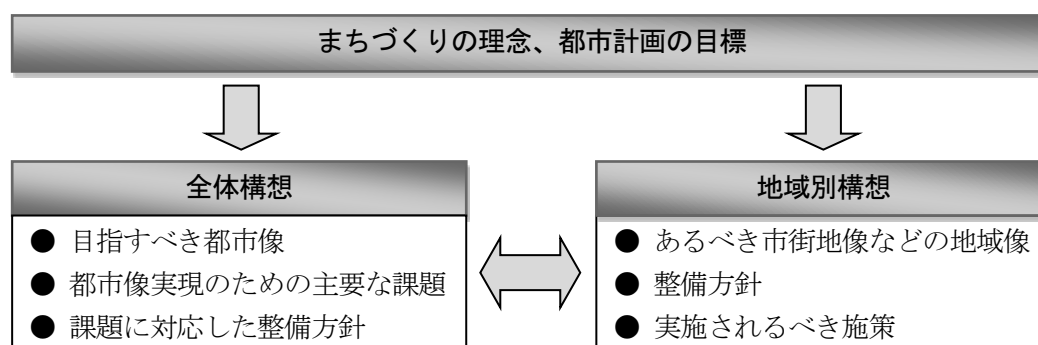
(令和4年度末現在)

都市計画区域名	市町村名	決定年月日
仙塩広域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村	平成30年5月15日
石巻広域	石巻市、東松島市、女川町	令和元年5月17日
河北	石巻市	平成30年3月13日
大崎広域	大崎市、加美町、涌谷町、美里町	平成30年3月13日
登米	登米市	平成30年3月13日
栗原	栗原市、登米市	平成30年3月13日
大郷	大郷町	平成30年3月13日
仙南広域	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	令和2年2月12日
亘理	亘理町	平成29年4月28日
山元	山元町	平成29年4月28日
気仙沼	気仙沼市	平成29年9月26日
志津川	南三陸町	平成29年4月28日

〔参考〕市町村の都市計画に関する基本方針（市町村マスタープラン）

都市計画法第18条の2に基づき、市町村が策定するもの。市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

なお、本県では令和元年度末現在、都市計画区域を有する県内33市町村のうち、29市町村で策定済みである。



No.	46	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	地区計画制度の推進		
措置の概要	地域整備施策の推進、多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 地区計画制度の概要

地区計画は、住民に身近な地区を単位として住民の意向を反映しつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することができる都市計画・建築規制制度で、地区の特性に応じて定めるまちづくりの計画である。

2 地区計画制度の種類

地区計画	(根拠法令) 都市計画法
	建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。
防災街区整備地区計画	(根拠法令) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。
歴史的風致維持向上地区計画	(根拠法令) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
	歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。
沿道地区計画	(根拠法令) 幹線道路の沿道の整備に関する法律
	道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。
集落地区計画	(根拠法令) 集落地域整備法
	集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。

3 地区計画等の決定状況

● 地区計画

(令和4年度末現在)

都市計画区域名	市町村名	箇所数	面積(ha)
仙塩広域	仙台市	117	3,064.6
	塩竈市	2	6.0
	名取市	17	1018.9
	多賀城市	6	118.9
	岩沼市	6	165.1
	富谷市	11	650.7
	松島町	2	57.5
	七ヶ浜町	5	106.5
	利府町	12	309.7
	大和町	5	189.7
	大衡村	3	81.6
石巻広域	東松島市	5	76.3
	石巻市	13	353.9
河北	石巻市	1	19.4
大崎広域	大崎市	5	156.2
	美里町	1	34.3
登米	登米市	2	49.4
栗原	栗原市	1	30.3
仙南広域	大河原町	1	37.8
	村田町	1	32.1
	柴田町	3	63.1
	川崎町	1	33.0
山元	山元町	3	55.7
気仙沼	気仙沼市	8	178.0
志津川	南三陸町	5	49.8
計	24 市町村	236	6,938.5

● 集落地区計画

(令和4年度末現在)

都市計画区域	市町村名	箇所数	面積(ha)
大崎広域	大崎市	1	68.3

No.	47	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	開発許可制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用、土地利用転換の適正化		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 開発許可制度の概要

「主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を「開発行為」と定義して、下記の規模以上の開発行為について、道路、給排水、敷地の安全性等に関して一定の水準（技術基準）を確保することを目的として許可制としているもの。

なお、市街化調整区域での開発行為については、技術基準に適合しているものであるほか、例外的にその立地が許容される開発行為を列挙した立地基準を満たす必要がある。

- 市街化区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000 m²以上
- 非線引き都市計画区域及び準都市計画区域・・・・3,000 m²以上
- 都市計画区域及び準都市計画区域以外・・・・・・10,000 m²以上
- 市街化調整区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・面積に関わらない

2 県内の開発許可の件数・面積（平成31年3月31日現在）

（単位：ha）

年度	件数 (件)	市街化区域・ 非線引き都市計画 区域内の用途地域	市街化調整 区域	その他の 都市計画区域	都市計画 区域外	計
平成17年	173	55.9	12.2	23.3	10.2	101.6
平成18年	142	40.4	2.3	13.4	21.5	77.6
平成19年	145	50.1	11.3	9.5	8.3	79.3
平成20年	153	309.5	78.7	2.9	6.3	397.4
平成21年	98	42.0	3.3	48.1	0.0	93.4
平成22年	98	35.4	7.0	22.9	0.0	65.3
平成23年	79	56.6	6.4	7.7	6.5	77.2
平成24年	98	12.1	9.8	21.1	0.0	43.0
平成25年	112	20.8	3.4	62.3	2.8	89.3
平成26年	103	15.4	2.9	33.2	4.1	55.6
平成27年	84	14.8	8.7	25.9	0.0	49.4
平成28年	155	30.8	8.7	26.3	16	81.8
平成29年	131	30.4	34.3	13.3	1.7	79.7
平成30年	131	53.1	6.4	28.8	8.1	96.4

No.	48	利用区分	宅地
基本方向	低未利用地の有効利用等による良好な居住環境の確保		
具体的な施策	市街地再開発事業等の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 市街地再開発事業の概要

市街地再開発事業は、既成市街地内の低層木造建築物等が密集し、生活環境が悪化した地区及び駅前広場、街路等の公共施設の整備が必要な地区で土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、① 細分化された宅地の統合 ② 不燃性の共同建築物の建築 ③ 公園・緑地・広場及び街路等の公共施設の整備 を目的として総合的・一体的な市街地整備、安全で快適な都市環境の確保を図ろうとするものである。

2 市街地再開発事業等の実績

(1) 災害復興市街地再開発事業（復興）

(令和4年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度 (予定含む)	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
中央三丁目1番(石巻市)	0.5	H25～H28	約32	1,686	分譲住宅・店舗等
立町二丁目5番(石巻市)	0.3	H25～H28	約18	934	災害公営・福祉施設等
中央一丁目14・15番(石巻市)	0.5	H25～H30	約34	496	災害公営・生活支援施設等
名取駅前(名取市)	0.7	H27～R2	約66	2,534	分譲住宅・公益施設等
海岸通1・2番(塩竈市)	0.8	H27～R4	約43	2,082	分譲住宅・店舗等

(2) 市街地再開発事業（通常）（仙台市を除く）

(令和4年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
塩竈市中央(塩竈市)	0.50	S61～H2	約23	661	公益施設等
大河原駅前(大河原町)	0.72	H6～H11	約26	1,541	店舗・駐車場等
八日町(登米市(旧迫町))	0.14	H13～H14	約4	179	店舗・共同住宅等(優良)
三日町三丁目(気仙沼市)	0.41	H14～H17	約16	451	住宅・老人福祉施設等
台町(大崎市(旧古川市))	1.80	H13～H17	約31	2,396	シネコン・住宅・店舗等
多賀城駅北(多賀城市)	1.0	H19～H28	約68	2,320	公益施設・店舗等
古川七日町西(大崎市)	1.2	H30～R4	約69	2,910	公益施設・住宅・店舗等

No.	49	利用区分	宅地
基本方向	低未利用地の有効利用等による良好な居住環境の確保		
具体的な施策	高度利用地区の指定		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

高度利用地区の概要

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため地区指定を行い、容積率の最高限度等を定めるものである。

県内では、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、石巻市、大河原町及び気仙沼市の26地区が指定されている。
(令和4年度末現在)

計画都市	市町村名	地区名	面積(ha)	決定(変更)年月日	上限・下限 容積率の	上限 建ぺい率の	下限 建築面積の	制限 壁位置の
仙塩広域	仙台市	仙台駅東第一地区	約0.4	S51.12.15	○	○	○	—
		中央一丁目第一地区	約1.5	S51.12.15	○	○	○	○
		仙台駅東第一・2号地区	約1.2	S53.8.15	○	○	○	○
		一番町四丁目第一地区	約1.6	S59.12.4	○	○	○	○
		仙台駅北部第一南地区	約1.7	S61.10.7	○	○	○	○
		花京院一丁目地区	約1.4	H18.4.28	○	○	○	○
		長町三丁目地区	約0.2	S63.4.11	○	○	○	○
		河原町一丁目西地区	約0.5	H2.11.16	○	○	○	○
		花京院一丁目第二地区	約0.8	H17.12.16	○	○	○	○
		国分町三丁目第一地区	約0.4	H4.8.20	○	○	○	○
		北仙台駅第一地区	約3.4	H6.11.1	○	○	○	—
		長町駅前第一地区	約1.2	H6.11.1	○	○	○	○
		本町二丁目2番地区	約0.2	H8.9.13	○	○	○	○
		泉中央駅前地区	約5.3	H25.3.8	○	○	○	○
		中央一丁目第二地区	約0.6	H15.7.23	○	○	○	○
		一番町二丁目四番地区	約0.3	H21.5.22	○	○	○	○
	塩竈市	塩竈市中央地区	約0.5	S61.12.23	○	○	○	—
		塩竈市海岸通地区	約1.2	H26.3.25	○	○	○	—
	多賀城市	多賀城駅北地区	約0.8	H20.3.28	○	○	○	—
		多賀城駅南地区	約0.6	H26.7.7	○	○	○	—
名取市	名取駅前地区	約0.8	H28.2.24	○	○	○	○	
石巻広域	石巻市	中央三丁目1番地区	約0.5	H24.11.22	○	○	○	○
		立町二丁目5番地区	約0.3	H25.3.22	○	○	○	○
		中央一丁目14・15番地区	約0.5	H25.10.25	○	○	○	○
気仙沼	気仙沼市	三日町三丁目地区	約0.4	H16.2.27	○	○	○	—
仙南広域	大河原町	大河原駅前地区	約0.7	H25.3.29	○	○	○	○
合計			約27.0	※ 「○」は定めあり。				

No.	50	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等

1 年別工場立地の動向（工場・研究所建設を目的とする用地取得（1,000㎡以上）の状況）

年次 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
立地件数	26	16	32	35	47	23	29	25	17	11	21
敷地面積 (ha)	34.6	7.8	32.4	25.3	66.9	24.7	22.1	27.6	16.8	14.7	47.5

（※電気業を除く。）

2 工場適地の状況（令和4年度末現在）

地域特性に見合った工場立地を図るため、県内を7工業地区に分け、34の工場適地（造成済又は造成中のもの）を配しており、ブロック毎に1年に1度見直しを行っている。

区分	地区	仙南	仙塩	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	合計
適地数		5	11	4	2	3	7	2	34
適地面積(ha)		60.0	693.4	34.7	39.9	17.0	372.7	5.2	1222.9
立地未定面積(ha)		35.8	280.7	32.0	34.8	14.1	45.1	4.6	447.1

3 農村産業法に基づく産業導入地区の状況（令和3年度末現在）

農業と調和を図りながら工業等の導入を進めるため、農村地域産業等導入実施計画を策定し、農産団地を設定しており、57団地が指定されている。

団地数	面積	導入済面積	導入企業数
57	608.9ha	532.4ha	214

4 整備中の工業団地等

・工業団地、商業・流通施設団地

(令和4年度末現在)

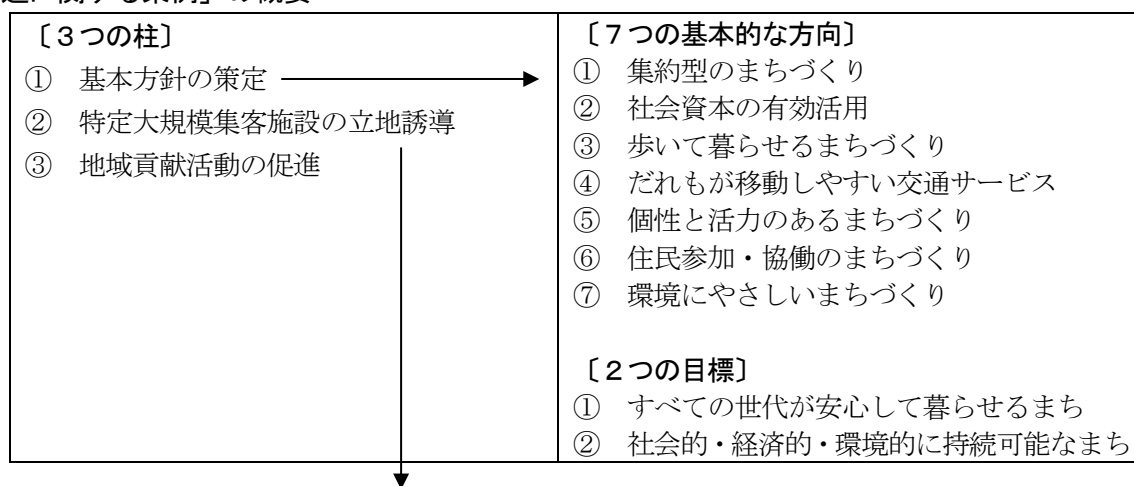
事業名	所在	面積(ha)	着工年度
大原	色麻町四竈字大原	9.8	R1
高屋敷西	富谷市富谷仏所外	36.1	R3
愛島西部(第二期)	名取市愛島台	43.0	R4
松の平3丁目	大衡村松の平	45.1	R4
金山	丸森町金山字西新田地内	1.47	R4
石浜港湾	女川町市場通り	3.8	R4

※ 造成中の工業団地、商業・流通施設団地について記載した。

No.	51	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	商工金融課		

施策の概要等

1 「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」の概要



2 特定大規模集客施設の新設等に関する届出制度の概要

- 特定大規模集客施設¹の新設等を行う場合には、県への事前の届出が必要となる。
- 立地する場所が立地誘導地域²の場合は、手続きが不要。

1) 特定大規模集客施設

集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル超又は店舗面積（※大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積）の合計が6,000平方メートル超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等は、合計した面積で判断されます）

2) 立地誘導地域

- ・ 都市計画法に定める近隣商業地域及び商業地域
- ・ 中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- ・ 市町村の申請に基づき知事が指定した地域 など

3 特定大規模集客施設の届出状況

- ・ 立地誘導地域の指定 0件
- ・ 特定大規模集客施設の新設 9件

No.	52	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	集団化事業の推進		
措置の概要	土地の有効利用の促進		
担当課	中小企業支援室		

施策の概要等

1 集団化事業の概要

集団化事業は、市街地等で事業を営んでいる中小企業者が、公害・作業環境の改善・事業所の拡張等の諸問題を解決するために適地に集団移転、施設を整備し、経営基盤の強化を図るものである。

2 集団化事業（工場等移転）の実績（平成元年度以降分）

貸付年度	工場団地名	貸付先	貸付の内容
H元	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 9,592.30 m ²
	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合	組合会館 1,079.82 m ²
H2・H3	なし		
H4	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 933.55 m ²
H5	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 5,455.50 m ²
H6	同上	同上	工場・事務所等 1,704.72 m ²
H7・H8	なし		
H9	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 1,809.36 m ²
H10	同上	同上	工場 1,637.93 m ²
H11	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	工場 1,230.00 m ²
	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合及び1組合員	土地 3,329.79 m ² 組合食堂 263.50 m ²
H12	同上	仙台印刷工業団地協同組合の5組合員	土地 3,037.02 m ² 、 工場・事務所等 6,345.16 m ²
H13～H18	なし		
H19	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	土地 1,284.61 m ²
H20～H29	なし		
H30	仙台工業団地	仙台工業団地協同組合	土地 69,991 m ²
R1～R3	なし		
R4	仙台工業団地	仙台工業団地協同組合及び3組合員	土地 9,763.00 m ² ※土地区画整理法に基づく換地処分後は1,971.00 m ² となる予定。 工場・事務所等 4,705.98 m ²

No.	53	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	海岸保全事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保		
担当課	農村防災対策室、農村整備課、水産業基盤整備課、河川課、港湾課		

施策の概要等

1 概況

本県の沿岸は、牡鹿半島を境に南北に二分され、北はリアス式海岸の三陸南沿岸、南は平均的な砂丘状の海岸線を形成している仙台湾沿岸で、その海岸線延長は約800kmに達している。

台風や低気圧の通過に伴う高潮及び高波による被害を防止するため、海岸の全区域を指定し、堤防工、消波工及び護岸堤等の防護施設を築造している。

本県の海岸保全事業は、昭和25年から始まっており、昭和35年のチリ地震津波を契機にその整備が急速に進んだ。

2 海岸の所管別内訳

(令和4年度末現在)

所管別	国土交通省			農林水産省			合計		
		水管理・国土保全局	港湾局		農村振興局	水産庁			
海岸線延長(m)	536,038	414,335	121,703	290,265	29,366	260,899	826,303		
要保全海岸延長(m)	156,261	96,624	59,590	141,148	29,581	111,567	297,409		
海岸保全区域延長(A)(m)	156,261	96,624	59,590	141,148	29,581	111,567	297,409		
有施設延長(B)(m)	120,736	69,053	51,705	80,128	28,319	51,809	200,864		
(B)/(A) (%)	77.3	71.5	86.8	56.8	95.7	46.4	67.5		
保全施設	堤防護岸	104,266	62,139	42,149	79,368	28,319	51,049	183,634	
	突堤	基	34	20	8	23	3	20	57
		有効延長(m)	14,033	13,122	911	811	226	585	14,844
	離岸堤	基	56	44	16	30	11	19	86
有効延長(m)		10,071	6,051	4,020	3,790	1,619	2,171	13,861	

※ 国土交通省水管理・国土保全局編 海岸統計 令和5年度版(令和4年度末現在)

No.	54	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	漁港整備事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	水産業基盤整備課		

施策の概要等

1 漁港施設現況 (令和4年3月31日現在 (※))

種別	漁港	施設延長		合計(m)
		外かく施設(m)	係留施設(m)	
第4種	1	2,334.4	1,502.6	3,836.9
特定第3種	3	24,152.9	10,647.0	34,799.9
第3種	2	11,847.7	5,179.1	17,026.8
第2種	21	57,445.4	16,791.1	74,236.5
第1種	116	81,165.2	28,918.9	110,084.1
合計	143	176,945.6	63,038.7	239,984.2

※前々年度末時点が最新のデータとなるため。

2 漁港施設等災害復旧事業の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県内の大部分の漁港施設および海岸保全施設が被災し、漁業者及び水産関係者と協議を行い、優先順位を決め、順次災害復旧事業を実施中である。

○災害復旧費 (令和5年3月31日現在)

管理者別	件数	決定額
県管理	596件	1,805億円
市町管理	794件	1,532億円
合計	1,390件	3,337億円

※決定額については四捨五入による端数処理を行っています。

○災害復旧事業着手状況 着手漁港数/漁港数 (令和5年3月31日現在)

県管理漁港	市町管理漁港	合計
100% (27港/27港)	100% (115港/115港)	100% (142港/142港)

No.	55	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施		
措置の概要	多様な主体との連携・協働による県土管理の推進		
担当課	河川課		

施策の概要等					
1 スマイルビーチ・プログラムの概要	<p>県土木事務所が管理する公共海岸におけるボランティア活動の活性化及び海岸に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成20年1月よりアダプト制度として「みやぎスマイルビーチ・プログラム」を実施。</p>				
2 スマイルビーチ・プログラムの仕組み	<p>県は、県管理海岸の全部又は一部の区域において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルビーチサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。</p> <p>活動を始める前に、スマイルビーチサポーター、市町村及び海岸管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。</p> <p>活動区間には、スマイルビーチサポーター名を記した表示板が、スマイルビーチサポーターの希望に応じ設置される。</p>				
3 活動メニュー	<p>県管理海岸の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、緑化など。</p>				
4 県内のスマイルビーチサポーター	<p>令和4年度末のスマイルビーチサポーターの団体数等は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="258 1424 756 1516"> <thead> <tr> <th>参加団体数</th> <th>活動延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 団体</td> <td>1,004 人</td> </tr> </tbody> </table>	参加団体数	活動延べ人数	26 団体	1,004 人
参加団体数	活動延べ人数				
26 団体	1,004 人				

No.	56	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	港湾整備事業の推進		
措置の概要	県土の保全とさらなる安全性の確保、土地の有効利用の促進		
担当課	港湾課		

施策の概要等

1 本県の港湾の概況

本県では、国際拠点港湾である仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）のほか気仙沼港、女川港など7つの地方港湾を有している。港湾における取扱貨物量は、令和4年で3,889万トン、内訳は外貿1、198万トン、内貿2、691万トンとなっている。

2 港湾施設の現況（令和4年度末現在）水深-4.5m以上の係留施設が整備されている港を掲載

港名称等	種別	延長・面積	箇所数	水深
仙台塩釜港 仙台港区	係留施設	3,621m	17	-5.0m~-14.0m
	荷捌地	95,281 m ²	7	-
	野積場	572,214 m ²	19	-
仙台塩釜港 塩釜港区	係留施設	2,326 m	13	-4.5m~-9.0m
	荷捌地	32,449 m ²	11	-
	野積場	46,640 m ²	19	-
仙台塩釜港 石巻港区	係留施設	3,736 m	18	-4.5m~-13.0m
	荷捌地	139,982 m ²	18	-
	野積場	115,903 m ²	6	-
気仙沼港	係留施設	576 m	6	-4.5m~-7.5m
	荷捌地	13,570 m ²	3	-
	野積場	34,174 m ²	2	-
女川港	係留施設	199 m	2	-4.5m~-7.5m
	荷捌地	15,650 m ²	5	-
	野積場	2,097 m ²	1	-

3 整備中の港湾整備事業（令和4年度末現在）

港湾名称 (整備事業)	所在	面積 (ha)	用途	事業 主体	埋立 免許 取得	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率)
仙台塩釜港（仙台港区）向洋地区	仙台市宮城野区蒲生字町地先公有水面 外	2.3	埠頭用地	県	H30	R3	未	0%
仙台塩釜港（仙台港区）向洋地区	仙台市宮城野区中野字高松地先公有水面 外	1.3	埠頭用地	国	H30	H30	未	0%
仙台塩釜港（石巻港区）雲雀野地区	石巻市潮見町地先公有水面 外	148.8	埠頭用地 外	県	H3	H3	未	48%
女川港石浜地区	牡鹿郡女川町石浜字高森地先公有水面 外	3.9	埠頭用地 外	女川町	H25	H25	未	0%

No.	57	利用区分	その他の区分等
基本方向	公用・公共用施設用地の確保		
具体的な施策	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用		
措置の概要	公拡法に基づく適切な土地の先買いの推進		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 公有地の拡大の推進に関する制度の概要

地方公共団体等による公有地の拡大の推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を目的とした「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「公拡法」という。）が、昭和47年に制定されている。

これにより、都市計画区域内の一定規模以上の土地を譲渡しようとするときは事前の届出が必要となり、また土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望するときは申出ができることが制度化された。その趣旨は、地方公共団体等が公共施設等を整備するために必要となる土地を、先買いにより取得することが可能となるよう、民間の取引に先立って買い取り協議を行える機会を与えるものである。

2 公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）による届出等の状況（仙台市を除く）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
届出件数		79	68	54	60	63	64	129
申出件数		5	8	13	13	18	10	10
計		84	76	67	73	81	74	139
買取協議の通知件数		4	9	11	18	20	15	8
買取協議の成立 (先買い)	件数	4	9	10	13	13	8	8
	面積 (ha)	0.7	1.0	1.9	2.7	0.7	11.4	0.7

No.	58	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	市町村国土利用計画策定(変更)の支援		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 市町村国土利用計画の概要 (→P7)

2 市町村国土利用計画の策定(変更)の支援

県は市町村の計画策定(変更)を支援するため、「市町村国土利用計画策定(変更)のための参考資料」を平成22年4月に作成し、平成24年5月にはその改訂版を発行した。また、利用区分別土地利用の現況についての情報提供や、市町村と県関係課との意見調整の機会を設けるなどし、策定(変更)の支援に努めている。

3 市町村国土利用計画の策定(変更)状況

(令和5年3月末現在)

市町村名	現計画策定 (変更)年月日	基準 年次	目標 年次	市町村名	現計画策定 (変更)年月日	基準 年次	目標 年次
仙台市	— 未策定	—	—	柴田町	3次 H13.2.20	H10	H22
石巻市	— 未策定	—	—	川崎町	4次 H23.3.10	H20	R2
塩竈市	1次 H8.6.25	H2	H12	丸森町	4次 H29.3.27	H27	R7
気仙沼市	1次 H23.3.2	H21	H28	亘理町	4次 H28.11	H25	R7
白石市	3次 R4.3.31	R1	R12	山元町	5次 R1.12.13	H27	R10
名取市	5次 R1.12.16	H29	R12	松島町	4次 H28.3.4	H26	R7
角田市	3次 H13.12.20	H12	H22	七ヶ浜町	4次 H22.12.9	H20	R2
多賀城市	3次 H12.12.7	H12	H22	利府町	5次 R3.3.16	H27	R12
岩沼市	5次 H27.3	H22	R5	大和町	5次 R4.3.29	H27	R13
登米市	1次 H19.9.27	H16	H27	大郷町	4次 H29.4	H27	R7
栗原市	2次 H29.2.28	H26	R8	大衡村	5次 R2.3.6	H29	R12
東松島市	2次 H28.3	H25	R7	色麻町	5次 R4.3.29	R1	R13
大崎市	2次 H30.2.5	H27	R8	加美町	2次 H29.3.31	H26	R6
富谷市	1次 H29.9.15	H27	R7	涌谷町	3次 H22.6.17	H19	R2
蔵王町	4次 H21.6.18	H18	H30	美里町	— 未策定	—	—
七ヶ宿町	1次 S57.3.12	S50	H2	女川町	3次 H18.3.2	H12	H27
大河原町	4次 H31.3.13	H27	R11	南三陸町	2次 H29.2.17	H24	R7
村田町	4次 H23.3.3	H21	R2				

No.	59	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	土地利用基本計画の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 土地利用基本計画の概要 (→P8、P169)

2 五地域面積 (面積：ha、割合：%)

区分	R4.3.31 時点		変更 増減	R5.3.31 時点	
	面積	割合		面積	割合
五地域	都市地域	210,659	28.9		210,647 28.9
	農業地域	314,218	43.1	-6	314,212 43.1
	森林地域	418,717	57.5	-191	418,526 57.5
	自然公園地域	170,690	23.4		170,690 23.4
	自然保全地域	8,401	1.2		8,401 1.2
計	1,122,673	154.2	-197	1,122,476 154.1	
白地地域	15,176	2.1	35	15,211 2.1	
県土面積	728,229	100.0	0	728,229 100.0	

※ 重複地域が存在すること及び端数が発生しているため、合計値は県土面積とは一致しない。

3 重複地域の状況 (面積：ha、割合：%)

区分	R4.3.31 時点		変更 増減	R5.3.31 時点		
	面積	割合		面積	割合	
重複のない地域	351,973	48.3	96	352,069	48.3	
重複地域	二重複地域	314,927	43.2	-97	314,830	43.2
	三重重複地域	43,764	6.0	-34	43,730	6.0
	四重複地域	2,389	0.3	0	2,389	0.3
重複地域合計	361,080	49.6	-131	360,949	49.6	
白地地域	15,176	2.1	35	15,211	2.1	
県土面積	728,229	100.0	0	728,229	100.0	

※ 端数が発生しているため、合計値は県土面積とは一致しない。

No.	60	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	宮城県地価調査の実施		
措置の概要	地価調査実施と結果の分析・公表		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

地価調査と地価公示

公的機関による地価の調査としては、国土利用計画法施行令に基づき都道府県が行う地価調査と地価公示法に基づき国土交通省土地鑑定委員会が行う地価公示がある。

地価公示が公示区域内（原則として都市計画区域）に限定されているのに対し、地価調査は、国土利用計画法に基づく土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、県内全域にわたって行われるもので、地価公示とともに一般の土地取引価格の指標となるものである。

なお、県が実施する地価調査の結果については、地域振興課HPで公表するほか、各市町村等で閲覧できるようにしている。

区分	地価調査	地価公示
根拠法令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実施主体	宮城県	国土交通省(土地鑑定委員会)
価格の名称	標準価格	公示価格
地点(画地)の名称	基準地	標準地
調査対象区域	県内全域 (35市町村)	公示区域 (都市計画区域を有する33市町村)
調査方法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385地点 林地 20地点 計 405地点	宅地及び宅地見込地 575地点
価格の判定基準日	7月1日	1月1日

○ 令和5年度宮城県地価調査（地域別・用途別平均変動率）

（単位：％）

	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途	林地
県全体	1.7	5.5	3.9	2.6	2.3	▲1.0
仙台市	7.1	—	7.8	10.6	7.4	
仙台市周辺市町村 ²	5.6	7.7	4.4	7.3	5.4	
その他の市町 ³	▲1.2	3.3	▲0.8	▲0.2	▲1.1	

*平均変動率は、各継続調査地点の変動率を合計したものを、その調査地点数で割った値

*仙台市周辺市町村は、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町及び大衡村の9市町村

*その他の市町は、仙台市及び仙台市周辺市町村を除く25市町

〔結果概要〕

- ・ 県全体における全用途の平均変動率は2.3%で11年連続の上昇となった。上昇率は前年より拡大した。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市が7.4%、仙台市周辺市町村が5.4%で、ともに12年連続の上昇となった。上昇率は前年より拡大した。その他の市町は▲1.1%で9年連続の下落となった。
- ・ 県全体の用途別では、住宅地、商業地、工業地ともに上昇率は前年より拡大した。林地は▲1.0%となった。

○ 令和5年地価公示（地域別・用途別平均変動率）

（単位：％）

	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途
県全体	4.0	1.1	3.6	7.7	3.9
仙台市	5.9	4.0	6.1	14.1	6.1
仙台市周辺市町村 ²	5.2	—	3.5	5.5	4.9
その他の市町 ⁴	▲0.7	▲1.9	▲1.0	▲1.5	▲0.8

*その他の市町は、仙台市、仙台市周辺市町村及び都市計画区域のない色麻町と七ヶ宿町を除く23市町

〔結果概要〕

- ・ 県全体における全用途の平均変動率は3.9%となり、11年連続の上昇となった。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市の平均変動率が6.1%となり11年連続で上昇し、仙台市周辺市町村が4.9%となり10年連続の上昇となった。その他の市町は▲0.8%となり8年連続で下落した。

No.	61	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	国土調査の推進		
措置の概要	県土に関する調査の推進と成果の普及啓発		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 国土調査の体系

国土調査は、土地分類調査、水調査、地籍調査の3つに大別される。それぞれの概要は以下のとおり。

調査名	調査の概要	本県の実施状況等
土地分類調査	地形、表層地質及び土壌等の自然条件や土地条件を科学的かつ総合的に調査するもの。	平成9年度までに完了済み。
水調査 (都道府県水調査)	主要な二級水系との周辺地域を対象に水文(降水量及び地下水水位観測等)・利水(農業用取・排水及び上水道一覧表等)・治水(ダム及び水力発電一覧表等)に関する既存資料を収集整備し、その結果を「都道府県水調査書」と「利水現況図」に取りまとめるもの。	未実施
地籍調査 (実施主体：主に市町村)	一筆の土地(一区画)ごとに、その所有者、地番及び地目(宅地、田、畑等)の調査や、境界に関する測量・面積測定(境界点測量)を行い、その成果を基に地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成する土地の基礎調査である。これらの成果は、認証承認後に登記所に送付され、備え付けの登記簿や地図が書き換えられることとなっている。	実施中 (進捗率 89.3%) R4年度末現在

2 地籍調査の実施状況(令和4年度末現在)

地籍調査の対象面積は、県土面積 7,282.29km²のうち国有林野及び公有水面の面積 1,488.94km²を除く 5,793.35km²であり、このうち、優先実施地域は、5,380.27km²である。

令和2年5月に策定した第7次十箇年計画に基づき調査を実施しており、令和4年度末時点の調査完了面積は、5,173.49km²で、進捗率は89.3%と全国第4位の進捗状況である。

県内35市町村のうち3市町で実施中、3市で休止中であり、残りの29市町村は全域完了あるいは緊急完了※1となっている。

※1 緊急完了とは、19条5項指定予定地(土地区画整理事業等)や、防衛施設等の地籍調査対象除外地を除く、緊急に地籍を明確にすべき地域の調査が完了している状態。

〔実施市町別進捗率〕（令和4年度末現在）

（単位：％）

実施市町	進捗率	対前年度	備考
仙台市	29.8	+0.0	休止中、19条5項指定による増
石巻市	96.4	0	休止中
気仙沼市	95.1	+0.0	
白石市	94.4	+0.0	
名取市	96.5	0	休止中
川崎町	79.7	+0.5	

〔計画別進捗率〕（令和4年度末現在）

区分	計画		実績		達成率 (%)
	期間	面積(k㎡)	期間	面積(k㎡)	
任意方式	—	—	S27～S31	56.50	
特定計画	S32～S41	900	S32～S37	67.00	7.4
第1次10か年計画	S38～S47	800	S38～S44	349.82	43.7
第2次10か年計画	S45～S54	1,900	S45～S54	1,847.46	97.2
第3次10か年計画	S55～H元	2,300	S55～H元	1,846.79	80.3
第4次10か年計画	H2～H11	700	H2～H11	497.06	71.0
第5次10か年計画	H12～H21	407	H12～H21	268.33	65.9
第6次10か年計画	H22～R元	300	H22～R元	58.42	19.5
第7次10か年計画	R2～R11	65	R2～R4	7.55	11.6
計			71年間	4,998.93	

※地籍調査のみの面積を計上(19条5項指定面積を除く)

No.	62	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	環境影響評価制度の適切な運用		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用、環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	環境対策課		

施策の概要等

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者自らが、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境の保全のための措置を検討した上で、環境影響を総合的に評価するものである。

環境影響評価制度は、事業者自らが、調査・予測・評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴きながら、環境に配慮していく手続を定めたものであり、環境悪化を未然に防止し、環境を保全していくための重要な施策である。

2 本県の環境影響評価制度

本県は、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」（旧要綱）、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」（以下「新要綱」という。）を制定し、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導してきた。

その後、制度を充実・強化した「環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を平成10年3月に制定し、平成11年6月から施行している。さらに、近年の電力システム改革等を背景に小規模火力発電所の設置計画が全国的に増加してきていることに鑑み、平成29年2月に環境影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業に追加している。

なお、「環境影響評価法施行令」の一部改正（令和元年7月5日公布）により、太陽電池発電事業が環境影響評価法の対象になることとの整合を図るため、条例においてこれまで「その他規則で定める事業」としていた風力、火力発電事業と併せて、太陽電池発電事業を発電所に係る事業として環境影響評価対象とする条例を改正した（令和2年3月24日公布、令和2年4月1日施行）。

3 条例による環境影響評価の実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	審査状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	78.5ha	H12.10.5 方法書 H15.3.17 準備書 H15.10.6 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H13.2.7 方法書 H14.12.24 準備書 H15.7.10 評価書
仙台松島道路4車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町 松島町	11.5km	H15.10.10 方法書 H19.7.11 準備書 H20.3.3 評価書
(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業	富谷市成田二期北土地区画整理組合設立準備委員会	富谷市	199.8ha	H20.10.31 方法書
気仙沼市民の森風力発電事業	株式会社市民の森風力発電所	気仙沼市	7.480kW	H25.5.17 方法書 H26.1.23 準備書 H26.8.1 評価書
(仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業	アマテラス・ソーラー合同会社	白石市	401.8ha	H29.3.9 方法書 H31.2.14 準備書 R1.10.3 評価書
(仮称)石巻港バイオマス発電事業	株式会社レノバ	石巻市	74.950kW	H29.11.28 方法書 H30.11.6 方法書② H31.2.27 準備書 R1.9.13 評価書
G-BiO石巻須江発電事業	合同会社G-BiO石巻須江	石巻市	102.750kW	H30.12.25 方法書 R3.3.26 準備書 R4.3.22 評価書
オニコウベ発電所建設事業	PurpleSol合同会社	大崎市	331.36ha	H31.1.30 方法書 R1.5.29 事業廃止
新産業廃棄物最終処分場整備事業	公益財団法人宮城県環境事業公社	大和町	13.28ha	R4.9.29 方法書

No.	63	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	廃棄物の適正処理等の推進		
措置の概要	国土利用計画法等の適切な運用、環境の保全と美しい県土の形成		
担当課	循環型社会推進課		

施策の概要等

1 「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」

平成28年3月に策定した第2期宮城県循環型社会形成推進計画が、令和2年度で計画期間の5年間を終了したことから、令和3年度を初年度とする第3期計画を策定した。

〔循環型社会の形成に向けた目標と達成状況（産業廃棄物）〕

（単位：％、排出量のみ千t）

区分	年度										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R12 (目標)
排出量(千トン/年)	10,343	11,168	11,997	10,576	12,239	10,930	10,962	10,486	10,248	10,488	10,000
再生利用率(%)	41.6%	44.0%	42.0%	40.2%	40.6%	39.5%	35.6%	33.7%	34.5%	36.9%	35.0%
減量化率(%)	56.5%	54.0%	55.8%	57.9%	57.5%	58.8%	62.7%	64.7%	64.1%	61.4%	-
最終処分量(%)	2.0%	2.0%	2.1%	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.6%	1.3%	1.8%	1.0%

※その他量（保管等）は減量化量に含む。

2 廃棄物処理施設設置状況

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (市町村・事務組合分)	焼却施設（溶融施設含む。）	17
	粗大ごみ処理施設	12
	資源化等施設	18
	保管施設	19
	最終処分場	33
	し尿処理施設	16
	コミュニティプラント	4
	リユース・リペア施設	2
	堆肥化施設	0
	その他施設	1
合 計	122	

※環境省「日本の廃棄物処理（R3年版）」より（R3年度末現在）

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (民間分)	ごみ処理施設	80
	最終処分場	2
合 計	82	

※一般廃棄物処理施設台帳より（R4年度末現在）仙台市除く

区 分		箇所数
産業廃棄物処理施設	中間処理施設	1,002
	最終処分場	16
合 計	1,018	

3 造成中の産業廃棄物処理施設（処分場のみ、仙台市分を除く。）

（令和4年度末現在）

施設名	所在	面積 (ha)	設置 主体	着工	整備 状況	備考 (埋立済容量)
クリーンプラザ みやぎ	大和町鶴巣小鶴沢字大沢5	61.4	公財	S52	未	97.2%

1 宮城県国土利用計画（第六次）

令和3年3月19日
宮城県議会議決

※本文中の元号、市町村名などは令和3年3月策定当時のまま掲載しています。

県土利用の基本方針

「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」

適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土

- ・移住・定住の促進
- ・需要に応じた都市機能の最適化
- ・農地の集約
- ・荒廃農地の発生抑制
- ・森林の整備・保全

自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用する県土利用

- ・生態系ネットワークの適正な維持管理
- ・美しい景観の維持、創出
- ・物質循環・県土保全機能の発揮

安全・安心を実現する県土利用

- ・災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
- ・ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策
- ・国土・県土のリスク分散

複合的な施策の推進と県土の選択的利用

- ・住み続けることによる持続的な県土管理
- ・県内産業振興
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備の推進
- ・所有者不明土地の抑制
- ・粗放的管理の検討

多様な主体と連携した県土利用

- ・住民、企業、NPO等が県土管理に参画する仕組みの推進

利用区分別の県土利用の基本方向

都市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く効率的でゆとりある土地利用 ・経済基盤となる仙台市等の発展を支援し地域間交流で波及効果を発揮
農山漁村	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と文化伝統を活かした第一次産業の持続的発展と県土管理への多様な主体の参画を推進
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な保護と再生 ・データ整備 ・自然体験等の推進や再エネ施設との調和
低未利用地 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転元地の活用支援 ・地域の実情に応じた利用や管理のあり方と所有者不明土地の適正利用に向けた施策の検討

地域類型別の県土利用の基本方向

利用区分	利用方向
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・有効利用に主眼を置き、面積減少を見込む
森林	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能に配慮 ・森林としての維持利用を基本 ・再エネ施設への転用では適正利用となるよう調整
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・治水・防災のための機能増進を図る
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、都市機能、産業振興、環境保全に配慮し整備
宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な法規制の運用と既存宅地の有効利用を検討
その他 ・低未利用地	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴い一定の増加を見込むが、沿岸部の災害危険区域や放置森林、荒廃農地など機能が様々であり、地域の事情に即した適正管理の施策を検討

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、宮城県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して、「新・宮城の将来ビジョン（以下「新ビジョン」という。）」との整合を図りながら、必要な事項を定めるものであり、県内の市町村が、その区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び宮城県土地利用基本計画の基本となるものである。

この計画は、社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うものとする。

1 策定に関する基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨・背景

本県では、平成22年3月に第五次国土利用計画（以下「第五次計画」という。）を策定し、平成27年3月に東日本大震災に伴う土地の現況の変化を踏まえた変更を行いつつ、おおむね10年間の計画期間について、県土の効果的な利用・保全を進めてきたところである。

令和2年に、第五次計画における目標年次の到来を迎え、今後、本格的な人口減少・高齢化の局面に入ること、復興の進展等に伴い土地の利用状況にも変化が生じていること等を踏まえ、次の10年間の県土づくり、土地利用の方向性を示すため、第六次国土利用計画を策定するものである。

(2) 計画の性格

本計画は、県民の諸活動の共通の基盤であり、現在及び将来における県民のための限られた資源である県土について、県民の暮らしと関わりのある農地、森林、宅地等の土地利用の方向性等を示し、公共の福祉を優先させつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、社会情勢の変化に対応した県土の有効利用を図るためのものであり、新ビジョンを着実に推進し、持続可能な地域社会の実現に向けて、土地利用の観点から貢献するための計画である。

(3) 計画の構成と期間

本計画の基本的な構成は、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第1条第1項及び第2項の規定により、「県土利用の基本方針」、「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「計画の実現に向けた措置」に関する事項を定めるものとする。

計画の目標年次は、新ビジョンの計画期間を踏まえ、令和13（2031）年とし、基準年次は平成29（2017）年とする。

(4) 策定の方向性

「持続可能な県土管理の実現」を目標とする第五次計画の基本的な方向性は引き継ぎつつ、第五次計画の変更を行った平成27年3月以降の県土利用を巡る諸課題等を踏まえ、次のイからハまでに重点を置いた計画とする。

イ 本格的な人口減少下における県土利用

全国計画（国土利用計画）と国土形成計画が平成27年8月に改定され、本格的な人口減少下において国土の適切な利用・管理を維持していくための新たな理念（複合的な施策の推進と国土の選択的な利用、多様な主体による国土の国民的経営など）が示されていることから、当該理念を基本とし、本県各地域

の実状に即した県土の利用・管理を目指す。

ロ 復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用

東日本大震災から10年を経過し、被災地におけるインフラの復旧・整備等は進んだものの、地域コミュニティの弱体化に伴う土地の管理水準の低下が懸念されることや、防災集団移転元地等の利活用など、なお解消されない課題や、新たに顕在化した課題があることから、全国計画（国土利用計画）の理念などを踏まえて改善に向けた施策を推進するとともに、美しい景観をはじめとした本県固有の地域資源を活用した県土利用により、地方創生の更なる推進を図る。

ハ 安全・安心を実現する県土利用

本県は、東日本大震災後、沿岸被災地を中心とする高台移転や多重防御によるまちづくりなどの先進的な防災対策を進めてきたが、令和元年東日本台風に伴う豪雨災害等に代表される内水氾濫、浸水及び土砂災害のリスクが改めて顕在化したところであり、今後も地震や津波に限らず、感染症など様々なリスクに対応した県民の安全確保策を進める必要がある。

このため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき策定した「宮城県国土強靱化地域計画」に即し、事前防災や減災並びに迅速な復旧復興等に資する土地利用の推進を図る。

2 県土利用の現状と課題

(1) 県土利用の現状

平成29年（本計画の基準年）における本県の県土面積は約7,282 km²であり、県土面積に占める各地目の割合は、森林が56.9%、農地が17.6%、宅地が6.6%、道路が4.6%、水面・河川・水路が4.5%、原野等が0.5%、その他が9.3%となっている。

第五次計画の期間中に東日本大震災が発生し、沿岸部の広大な農地や宅地が利用不能となったことから、これらの土地面積は一時的に大きく減少した。その後、復旧・復興事業により被災住宅地の移転や農地復旧を進めたことで、平成25年（第五次計画（平成27年3月変更）の基準年）から平成29年までの県土利用の推移について、農地は復旧事業の実施に伴い大幅に増加してきたが、事業の収束に加え、通常の人為改廃や農地転用により再び減少傾向に転じている。他方で道路及び宅地は、復旧・復興事業を主因とした増加をなお続けている。また、森林は、住宅用地造成や盛土用土砂採取等に伴う開発面積が大幅に増加したことから減少傾向であったが、近年は復旧・復興事業に伴う開発が落ち着く一方、太陽光発電施設の建設等に伴う開発などにより、引き続き減少傾向にある。

(2) 県土利用上の諸課題

平成30年度に実施した第五次計画（平成27年3月変更）の点検結果等から、以下のような県土利用上の諸課題を考慮する必要がある。

イ 復興の進展後もなお残る課題

東日本大震災で被災した沿岸部の住宅地は、高台移転や高盛土・多重防御等による現地再建など、地域の意向や実情を踏まえた再建を行ったところであるが、震災前から続く人口減少及び高齢化に加え、避難生活の長期化等から人口流出や地域空洞化が加速するとともに、防災集団移転や復興住宅整備に伴い再構成

された地域コミュニティが従前と同様の機能を発揮するには時間を要すほか、住民相互の交流が乏しくなるなど、地域生活に欠かせない共助の力などが弱体化する懸念があり、被災者の心のケアの継続が不可欠である。

また、災害危険区域に指定された被災住宅地の多くは、防災集団移転促進事業により市町村が買取を進め、農地や商工業地としての利活用を図るほか、震災復興祈念公園などのメモリアル施設整備及び地域交流の場などとして、防災機能の充実とともに居住地以外の利活用を図っているものの、小規模な集落跡地やモザイク状に買取が進められた土地などは利活用方法を見出すことが困難であり、今後の管理費用の問題も含め、利用・管理上の問題を有している。

地域の良好な環境は、地域コミュニティを中心とした自主的な管理活動により維持されているが、地域コミュニティの弱体化や、利用目的の定まらない公有地の拡大は、人口減少と相まって、土地管理水準の低下に直結するため、有効な県土利用の観点からも対策が求められる。

ロ 人口減少による国土管理水準等の低下

被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており、今後は一部の地域を除き、人口減少に伴う低未利用地や空き家の増加、離農等による農地や山林の荒廃、所有者不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化してくると考えられる。これらの課題については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の制定など新たな法制度の整備も進められていることから、既存の発想や仕組みにとらわれず、誰もが暮らしやすい機能的なまちづくりを進めていく中で、適正な土地の管理に向けた新たな施策を講じ、適正な費用負担のあり方とその水準を定め、持続可能な地域の再構築を進める必要がある。

ハ 自然環境と景観等の悪化

本県では環境に配慮した復旧・復興事業を進めたものの、県民の生命と財産を守ることを最優先とした結果、住宅地やインフラの再構築に伴い、森林等の開発も進むこととなった。その結果、以前から存在していた開発後に利用放棄された土地の荒廃化と併せて、里地・里山等における自然環境や景観の悪化に繋がるとともに、開発や集落移転等で地域の土地利用状況が変化したことに伴い、イノシシやニホンジカなど野生鳥獣の生息数が増加し生息域が拡がり、農作物や森林の食害が深刻化した経緯がある。

このため、被災地における地域コミュニティの再構築と、農山漁村におけるなりわいの維持・再生を進める上で、新たな土地利用状況に即した自然景観の再生と、特にイノシシ及びニホンジカを中心とした野生鳥獣の適正管理を一層進めていく必要がある。

また、これまでの震災復興を優先した開発促進の施策から転換し、今後は持続可能な地域社会の実現を目標とした施策に取り組むこととなるが、そのためには、震災後の新たな土地利用において、自然環境の保護を行うエリアと、人為的土地利用を進めるエリアの適正な住み分けを効果的に進めるとともに、地球温暖化による生態系への影響等、気候変動の影響を最小限に抑えるため、国を挙げて進めている再生可能エネルギーの適正・有効な利用を本県でも進める必要がある。一方で、固定価格買取制度に支えられた再生可能エネルギー利用による発電施設等の整備拡大は、それ自体が新たな開発圧力となり自然的土地利用の減少を招くことにも繋がっており、特に太陽光発電施設は、比較的安価に発電設備が調達できる代わりに、まとまった広大な土地が必要であること、

他方で、他の用途では利用が困難な斜面の活用に適していること等から、地価の安い山間部の森林に設置されることが多く、森林減少の一因となっている。

森林は空気中の二酸化炭素を吸収し固定する機能があり、適正な育成管理によって二酸化炭素排出量の抑制及び木材・バイオマス燃料といった持続的な資源活用が可能となるほか、土砂災害の防止や水源かん養といった多面的機能を有していることから、近年多発する豪雨災害の低減化においても重要な役割を果たしている。このように森林は気象災害・水害の抑制・防止において短期的にも長期的にも重要であり、基本的には森林としての維持を図ることが望ましいが、再生可能エネルギー発電施設の設置が森林の維持に影響する場合には、様々に異なるリスクやメリットについて、適正な指標を用いて科学的に比較考量しながら、最適な土地利用を図っていくことが求められる。

ニ 安全・安心な県土利用に対する要請

本県では引き続き復旧・復興事業の完了に向けて全力で取り組み、津波対策を中心とした災害に強いまちづくりの完遂を図るとともに、石巻市など東日本大震災による地盤沈下が起こった地域では、標高の低下とともに、津波対策として行った防潮堤の強化に伴い雨水排水の自然流下機能が制限されたことから、雨水排水処理施設整備等を同時に進めているが、令和元年東日本台風により施設の完成前に集中豪雨による浸水被害が発生するなど、水害の激甚化への対応も喫緊の課題となっている。また、平成27年関東・東北豪雨でも氾濫・決壊が起こった大崎市の渋井川や大和町の吉田川では、河川改修の途中で再度水害が発生したほか、吉田川は下流の大郷町粕川地区で決壊し、大郷町及び大崎市鹿島台において甚大な浸水被害が生じた。県南部では阿武隈川水系において大規模な水害及び土砂災害が発生し、特に丸森町では内水氾濫により町の中心部が広範囲で浸水するとともに、山間部の土砂崩れによる住宅被害や道路損壊による集落の孤立などが発生し、県全体で死者20名、家屋損壊6,073棟、浸水被害13,704棟（令和2年9月30日現在）に及ぶ深刻な被害となった。

近年の豪雨災害及び土砂災害の頻発化・激甚化に伴い、このような深刻な被害が今後も繰り返されるおそれが高まっていることから、河川改修など排水機能の強化を加速的に進める必要があるほか、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域における土地利用のあり方についても、土木工事によるハード面の対策にとどまらず、適切な避難行動や土地利用の転換等、幅広い対策の検討が求められている。

ホ 新型コロナウイルス感染症の流行による影響

令和元年末から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、グローバル化を背景に、短期間で世界中に拡大した。この感染症が我が国及び世界に与えたインパクトは極めて大きく、社会経済活動等に重大な影響を及ぼしている。感染拡大を防ぐには人の移動や接触を減らす必要があり、不要不急の外出を控える行動変容に伴い、テレワーク・リモートワーク・在宅勤務等への取組が進み、通信販売の利用が拡大する一方、飲食店の利用や集客イベント、国内外からの観光誘客など、人を集めることを前提とした経済活動は事実上抑制されている。

このような変化に伴い、我が国における首都圏への一極集中がもたらすリスクや、都市部への過度な人口集中に伴う課題が浮き彫りとなったことから、事業者にはテレワーク等の拡大によりオフィスを分散する動きが見られ、就労者

には感染症リスクや生活コストの高い都市部から地方への移住気運が高まっていくことが考えられる。このことにより、人口集中地区におけるオフィスや賃貸住宅、飲食店向け物件や宿泊施設等の不動産需要は減少に向かい、他方、地方都市の住宅需要や物流拠点及び道路等の整備に関する土地需要は増加すると考えられる。また、感染症の影響が長期化すれば、展示場やホール、教育機関などの立地動向にも影響が及ぶ可能性もあり、動向を注視する必要がある。

3 県土利用の基本方針

2(2)で示した課題と、全国計画(国土利用計画)を踏まえ、基本方針を「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」と定める。

この基本方針の下、県は具体的に以下の施策に取り組むこととする。

(1) 人口減少社会と復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用の推進

イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

人口減少社会では、人為的土地利用の範囲は長期的に縮小する見込みであるが、本県では人口減少の進み方に地域差があることから、仙台都市圏を中心に都市の拡大傾向はなお続いており、当面はその傾向が維持されると見込まれる。こうした中、都市地域にあっては、高齢化の進展や空き家の発生などが課題となり、土地の有効利用及び適正管理の水準が低下していくと考えられる。他方、新型コロナウイルス感染症がもたらした働き方の変化は、首都圏からの移住・定住を後押しするものでもあり、仙台都市圏だけでなく地方都市や農山漁村等、多様なニーズに合わせた幅広い移住・定住先の選択肢を用意することで、このような土地利用の問題解決を図り、地域を活性化させる可能性もある。

このような状況下で、引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、無秩序な開発の抑制、最小限度の地目転換、市街地再開発事業の活用、公共施設の更新に伴う再配置等も含めた抜本的な検討など、移住・定住の促進も視野に入れた上で、需要に応じた都市機能の最適化を念頭に置いた土地利用を進めていくこととする。

農地に関しては、河川の氾濫原を基礎とする広大な低平地を利用する形で開発が進められたが、東日本大震災の津波被害により、広範囲で営農が不可能な状態となった。その後進められた農地復旧事業により、営農基盤の回復と改良が図られたが、人口減少問題は農業の担い手不足にもつながっていることから、今後は少人数で効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、一層の農地集積・集約を進め、荒廃農地の発生も抑制していく。

森林に関しては、土砂災害や水害の抑制、水源かん養による健全な水循環の維持など、県土保全において重要な役割を果たしているが、林業経営環境の厳しさや農山村における生活・経営形態の変化、地方部で特に進んでいる少子高齢化や人口減少に伴い、地域住民による森林資源の循環的利用を核とした従来型の森林の適正管理が困難となっている。近年は特に防災の観点から森林の機能が重視されており、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の制定により、個人を中心とする民間に依存した従来型の森林管理に加えて、市町村が私有林の管理を行える仕組みが整備されたことから、官民協働による森林の整備・保全を一層進め、土砂災害や水害の低減、都市部における適正な緑地配置等の

対策と併せて、県土全体に渡る自然的土地利用を有効に推進する。

ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県県土は、奥羽山脈及び北上山地・阿武隈山地と、その間を流下する大小の河川により形成され、特に東北を代表する大河川である北上川と阿武隈川の河口に位置しているという特徴から、複雑で多様な自然環境に恵まれており、日本三景松島や蔵王連峰といった著名な景勝地に加え、気仙沼市から牡鹿半島にかけての北部リアス式海岸から南部の広大な砂浜海岸に一転する対照的な海岸風景、汽水域に形成された干潟などの希少な自然環境、渡り鳥の一大集積地である伊豆沼・内沼をはじめとした水田農業の伝統に支えられた内水面環境など、森林から河川を経て、海までが一体となった水系を基礎とする特有の生態系が構成されている。その多くは県自然環境保全地域等や自然公園区域に指定され、保全管理が図られており、ラムサール条約の指定を受けた湿地や海岸、日本ジオパーク認定を受けた特異な地質構造地、世界農業遺産に認定された大崎耕土などと併せて、世界に誇るべき価値のある自然環境と、人間の営みが調和して織りなす美しい景観を形成している。このような自然条件の優れた地域を中心に、豊かな水系を特徴とする生態系ネットワークを適正に維持管理し、天然林から里山・居久根（屋敷林）等の二次林及び農地に連なる自然環境、河川及び水路を軸に都市まで連なる水環境を保全し、美しく豊かな海の生態系に至るまで、自然環境と景観を総合的に保全し、美しい景観を維持・創出する取組を継続していく。また、これらの取組により、自然の有する物質循環機能や県土保全機能の健全な発揮を促し、自然の仕組みを上手に利用した共生型の県土づくりを進める。

ハ 安全・安心を実現する県土利用

本県は、東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、県土を震災前の状態に戻す単なる復旧ではなく、将来を見据えた新しい県土づくりを目指し、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築に取り組んできた。今後とも、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、被害を最小化するため、災害に強い県土づくりに取り組むとともに、これらの地域に特徴的な職住分離・多重防御型の土地利用形態における適切な避難行動のあり方を県民とともに検討し、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定の設定及び各種ハザードマップの活用等と併せて、地域の土地利用の特徴を踏まえた日頃の備えと災害発生時の速やかな避難を実現することで、ハード面だけでなくソフト面からの防災・減災対策の取組を促進する。

津波被害が甚大であった沿岸部は土地利用の転換を含む各種施策により、一定のリスク低減を図ったところであるが、今後は土砂災害や洪水といった内陸部にも共通する災害リスクに対応した取組を進めるため、災害危険度判定の精度向上、リスク判断の前提となる気象条件の再検討にも取り組み、特に災害リスクの高い地域については、各種法制度による土地利用制限を導入することも検討する。

災害が発生した場合には避難路の確保と集落の孤立化防止及び早期解消が重要であり、あわせて生命を維持するために必要な各種ライフラインの途絶を防ぐため、適切な対策を講ずる。具体的には、平時の交通手段の確保に加え、狭隘な道路の改良や複数の進入経路の開設、ライフラインの更新に合わせた多重化・強靱化や、小規模分散型のエネルギー施設の導入を推進することも含め、地域の特徴や技術革新を踏まえた様々な対応や見直しに継続して取り組む。

さらに、人口密集の緩和及び災害等も含めた国土のリスク分散策として、本

県の地方創生を一層進めることにより、社会経済活動の広範な維持を図ることを目指す。

ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用（新規）

平成27年8月に策定された全国計画（国土利用計画）において、人口減少社会における国土利用のあり方が示されたことから、本県でもこの取組を進めていくこととする。その中核となるのが、人口減少下においても地域に住み続けることができ、そのことにより持続的に県土を管理していくことができるようにする施策である。具体的には、生活環境の維持を図りながら、多様なライフスタイルを互いに認め合い、緩やかな共同体を形成しつつ、都市においても農山漁村においても、人口減少に対応した地域存続の取組として、集約市街地の形成、小さな拠点の形成など、地域の実情に応じた県土利用の再構築の検討を進めていく。

また、本県の特徴である、都市と自然豊かな農山漁村との往来・交流が比較的容易で、利便性とゆとりある生活を両立できる地理的特性を活かした定住促進策を一層推進する。地域経済を支える企業活動については、空路、海路、陸路、鉄道により首都圏をはじめ様々な地域及び海外とのアクセスに有利な特徴を最大限活用し、引き続き企業立地促進及び起業支援に取り組み、環境に配慮しながら、ニーズに合わせた産業用地の拡充やインフラ強化を進める。

また、県土の管理水準を維持するため、所有者不明土地のこれ以上の発生を抑制し、既存の所有者不明土地についてはその解消ないし地域による利活用や管理の仕組みを導入する等の方法により、放置化された土地による景観や治安の悪化を防止する施策を市町村と共に講ずる。森林については、これまでの経済原則に依存した管理体系から、新たな財源である森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進することにより、森林の持つ多面的機能の健全な発揮を促進する。農地においては、集積・集約に適さない散在する小規模農地等の耕作放棄や荒廃農地化が更に進むと考えられることから、このような土地に起因する景観や環境の悪化、野生鳥獣の侵入経路となることによる農作物鳥獣被害の拡大等を抑制するため、自然との共生を図る緩衝地帯として、粗放的管理でも無理なく維持ができる、気候や自然条件に即応した新たな活用形態などを市町村や関係者と共に検討していく。

ホ 多様な主体と連携した県土利用（新規）

本県ではスマイルサポーター制度や、みやぎバットの森事業などを通じた緑化及び地域環境の保全活動により、公共用地・施設について、住民や企業など様々な主体が県土管理に参画する仕組みが定着しているほか、NPOなどによる自然環境保護や景観保全、まちづくりへの参画など、地域住民が主体となった県土管理への取組が進められている。県では、これらの取組を今後も推進・支援していくことに加え、今後は所有者自らが適正に管理することが困難な私有地などについても、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業などの活用により、自治体やNPO、地域づくり団体等が維持管理及び活用を進められるよう、地域のニーズに合わせた支援を行う。

また、今後人口減少が進むことにより、上記のような地域の主体的な取組についても、活動主体である住民等の数に応じて変化していくことが予想されるため、地域の将来像を住民自ら描き、その時々地域社会に即した地域づくりのあり方を官民一体となって構想・構築する取組を検討していく。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用に当たっての基本方向は以下のとおりとする。なお、これらの地域の相互の関係性を十分に考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

イ 都市

計画期間中における都市は、一部ではなお拡大し新興住宅地や産業用地の形成が見込まれる一方、多くの地域では人口減少に伴い既成市街地や住宅団地において都市のスポンジ化が進むものと考えられる。また、都市における各種インフラの更新や防災機能の強化を進める必要があることから、市街地再開発事業等を活用し、効率的で環境負荷が少なく、かつ災害に強い都市構造となるよう複合的な施策を推進する。既成市街地における低未利用地については、地域防災拠点やオープンスペースの確保のため、必要に応じ土地区画整理事業の活用等も検討し、人口減少社会・ウィズコロナ時代の到来を契機とした安全性の高いゆとりあるまちづくりへの転換等も視野に入れる。

仙台市中心部等の経済基盤となる区域では、交流人口の拡大や企業活動の活性化、外国人観光客や留学生等に関する多言語・多文化対応を進め、地域間交流により県内各地域への波及効果を発揮するよう配慮し、県土全体の持続的な地域づくりに資する都市形成を図る。また、新たに建設が進む次世代放射光施設や、東北への誘致が期待される I L C 等を活用した産学官の連携を支援し、国境を越えた人材交流を促進しながら、本県発の技術革新と経済発展の起爆剤となるよう、土地利用の観点から配慮を行う。

ロ 農山漁村

農山漁村には自然と共生しながらこれらの地域資源を上手に活用する文化伝統があり、県はこの文化を活かしつつ、生活様式の変化や技術の進歩を柔軟に取り入れながら、農林水産業の持続的発展と雇用創出を図る。このために優良農地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図り、都市部の住民も含む多様な主体の参画による農地や森林等の県土資源の適切な管理を促進する。あわせて農林漁業の担い手の確保及び生産基盤の整備、農業経営の担い手への農地利用集積を図り、耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐等の手入れの不十分な森林の増加防止に努め、それらの有効利用を図る。

また、二次的自然としての農山漁村における里山や居久根（屋敷林）等特有の景観及び県土の生態系ネットワークの基盤となる水田やため池、水路といった農業生産基盤の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進する集落地域においては、小さな拠点の形成や活用を推進し、効率的な土地利用を図る。

農地と宅地が混在する地域については、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、土地利用規制区域の調整等を通じ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ハ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域を自然維持地域と称し、県は以下の基本方向により土地利用を図ることとする。

自然維持地域は、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図り、適正に保全する。その際、外来生物

の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、従来の自然環境の保全に向けた地域指定等による規制的手法に加え、適正な管理及び配慮の下で自然環境の持続的な利用を図ることとし、具体的には自然体験・学習等を更に進め、自然への理解を深めることを主軸とし、本県の豊かな自然が持つ魅力の認知度向上を図るとともに、本県の自然に触れることを目的とした交流人口の拡大や経済波及効果なども視野に入れながら、自然環境保全施策の一層の充実化を図るための契機とするなど、様々な工夫を行う。その際、特に重要な地域については適宜規制強化を図り、みやぎ森林保全協力員制度などを通じた官民協働の監視体制により、保全を図っていく。

再生可能エネルギー導入の促進などにより環境に配慮したまちづくりを一層進め、地球温暖化対策に資するとともに、気候変動に起因する災害発生リスクの低減を図るため、再生可能エネルギー施設の配置については、各種法規制等により自然維持地域への影響を慎重に検討するなど、必要な調整に取り組む。

二 低未利用地・その他

東日本大震災をはじめとした甚大な自然災害のあった地域では、現地での復旧・復興のほか、より安全な地域への集団移転などが行われ、県民の生命と財産を守るまちづくりが進められてきたところである。このような地域の再構築に伴い、防災集団移転元地などの低未利用地がまとまって発生している地域がある。津波被害のあった沿岸部においては、防潮堤などの防災施設や震災復興祈念公園といった交流施設、農地や産業用地としての活用が進められており、県では、このような土地の有効活用の取組を引き続き支援する。また、牡鹿半島以北のリアス式海岸に位置する比較的小規模な防災集団移転元地や、モザイク状に点在する防災集団移転元地については、利活用が図れない状況が継続しており、除草等の維持管理に要する負担が生じていることから、地域の実情に応じた適正な利用ないし管理が図られるよう支援する。

所有者が不明となっている土地については、山間部の多数共有地や、都市部の相続登記未了となっている空き地・空き家等が想定される。我が国の土地私有制度は、土地が有する経済的価値が一定水準以上存続することを前提としているが、近年の所有者不明土地の増加はこのような前提が成立しない状況下で発生しているものであり、国において検討が進んでいる相続登記の義務化といった法改正を踏まえた上で、自由経済の原則では解決できない問題等を適切に分析し、その解消を図っていく必要がある。このため、県は土地基本法（平成元年法律第84号）や民法（明治29年法律第89号）、不動産登記法（平成16年法律第123号）などの改正の動向を注視し、所有者又は管理者が明確になった場合の適正な土地利用誘導策を講ずる等、低未利用化の抑止を図り、県土管理水準への影響が少なくなるよう、適切な施策を検討する。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

県土の利用目的に応じた区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、それぞれの県土の利用目的に応じた区分を別個に捉えるだけでなく、安全で安心できる県土利用、自然との共生等を重視した県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

イ 農地

本県は全国有数の稲作地帯として、我が国の食料供給に大きな役割を果たしていることから、県としては今後も持続的な農業経営を目指し、優良農地の保

全と面的集約による経営の大規模化・効率化を進めていく。また、将来的な担い手の減少に備え、農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックにより、営農管理の高度効率化を進めることで、先進的な農業経営体を育成し、経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化を図る。

農地の持つ防災機能や野生生物の生息環境の提供といった多面的機能の発揮についても、さらに重要性が増していることから、県は排水施設等の必要な整備・改修等を通じ、農地及び周辺の住宅地等も含めた総合的な防災機能の向上を図るとともに、環境負荷の低減や湿地生態系の保全についても配慮し、耕作放棄地の発生抑制及び適正管理を通じた野生鳥獣による農作物被害の抑止を図ることで、総合的な県土保全に資する農業を推進する。

震災からの復旧・復興を行った農地については、原形復旧にとどまらず一層効率的な農業経営ができるよう整備したところであり、引き続き災害に強い主要な食料供給基地としての役割を果たすよう、活用を進める。

市街化区域内の農地については、人口減少社会における適正な土地利用の観点から、計画的な利用を図ることとし、良好な都市環境の形成上、保全も視野に入れた活用策を市町村と共に講じていくこととする。また、担い手への集積や効率的な利用が困難な農地については、地目転換も含めた維持管理や利活用方法の検討を進めることとする。

ロ 森林

森林は、持続可能な資源の活用と公益的機能の発揮において、特に適正管理の重要性が増しており、県としては温室効果ガスの吸収源対策も含めて、適切な森林施業の実施、間伐等の手入れの不十分な森林の増加抑制、森林資源の成熟化を受けた適正な伐採の実施及び林業適地における再造林の支援等を行うことにより、将来世代にわたり森林の持つ多面的機能を楽しむよう、緑豊かで美しい森林づくりに向け、多様で健全な森林の整備と保全を図る。また、震災復興に係る森林の開発需要が収束することから、今後は森林としての利用を維持する方向を土地利用調整上の基本施策とし、無秩序な森林の開発を防止するための監視強化に努め、原始的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を進める。さらに、地震や土砂災害等で被害を受けた森林の公益的機能の発揮に向けた整備に引き続き取り組むとともに、海岸防災林の再生を推進し、多様な森林を育成する。

再生可能エネルギー発電施設用地への転換等、脱炭素社会の構築において必要となる森林開発については、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととする。また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地等の緑資源の積極的な保全及び整備を図る。農山漁村集落周辺の森林については、貴重な地域資源として持続的な利用が図られてきた伝統を尊重し、地域社会の活性化及び多様な県民の要請に配慮しつつ、森林としての利用維持を基本とした適正な利用を図る。

ハ 原野等

本県における原野等は、主に採草放牧地と、森林限界を超えた高地等に位置する草原、湿原等から構成される。これらについて、県は原則として自然的土地利用の維持を図ることとし、特に湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等、貴重な自然環境を形成しているものは、生態系及び景観の維持等の観点か

ら、原状の保全策を推進する。また、災害の発生や観光資源としての活用といった、かく乱要因により劣化が進んでいる場合は、適宜その再生を図る。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を進める。

ニ 水面・河川・水路

森林や農地の有する公益的・多面的機能と連動し、特に治水・防災を重視した施策を進め、既存施設の適正な維持管理に加え、必要な機能増進を図ることとし、県土の強靱化及び安全・安心な県土づくりに取り組む。特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における安全の確保を加速化し、震災で地盤沈下した沿岸部の排水対策を行うとともに、都市部や農山漁村部などの居住地・人口集中地の周辺における水害防止に向けた河川の拡幅や浚渫等の各種施策を着実に進める。また、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等も進め、これらの機能強化に要する土地の円滑な確保を図る。

県が行う水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築を図り、水質の保全等自然環境の保全・再生及び地域の景観に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善など多様な機能の維持・向上に配慮する。

ホ 道路

道路網の整備強化は、防災や都市機能の維持、地域間交流の促進、産業振興等の観点から今後とも重要な施策であり、必要な用地の確保を進め、施設の適切な維持管理及び更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることとする。

本県では、震災復興の観点から、沿岸部を中心とした高速道路や、津波への多重防御機能を有する高盛土構造の道路整備、防災道路ネットワークの形成を進めたところであり、これらの整備計画の完遂に向けて引き続き取り組むとともに、国土強靱化の観点から、大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりを推進する社会資本整備を継続的に推進する。

農道や林道については、農林業の生産性の向上及び農地及び森林の適正な管理を図るため、各種計画に応じた整備を進めることとし、既存用地の適正な管理による持続的利用と併せて、自然環境との調和に配慮した利用を進める。

なお、これらの道路の整備に当たっては、環境保全に十分配慮し、良好な道路景観を形成するとともに、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全と円滑の確保に配慮する。

ヘ 宅地

本県では震災復興に伴う大規模な防災集団移転促進事業等により、復興まちづくりを進めたところであり、政策的な住宅供給の必要性については落ち着きを取り戻しつつあるが、他方で、土砂災害や水害の激甚化に伴う住宅被害への対応が新たな課題となっている。そのため、県は災害発生時において、みなし仮設住宅を含めた早期の住宅供給に努めるとともに、より安全な住宅地の形成や再開発等の整備に重点的に取り組むこととする。

また、人口減少下で進む都市部への人口集約に加え、当面の間は、より快適な居住性を求めた新興住宅地の需要も見込まれることから、都市の機能を維持し、地域社会及び経済の活性化を図るため、公共交通ネットワークが整備され

た地区など、生活・利便性が高い地域を優先した新規の宅地開発及び生活関連施設の計画的整備も含めた、豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成を進める。既存住宅地においては、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を促進し、低未利用地の有効利用等による緑地空間やオープンスペース、地域福利増進施設等の確保や生活道路の整備を進めるなど、良好な居住環境の確保を図る。

工業用地については、人口減少下で持続可能な地域社会を実現するために、企業が行う経済活動の活性化が今後一層重要となることから、県民所得の向上、就業機会の確保及び地域人口の定住化に向けた施策を進める上で、県と市町村が協力し、必要な用地の確保を図る。また、工場の移転跡地において問題となる土壌汚染調査及び対策についても着実に進め、良好な都市環境の整備等のため有効に活用するとともに、経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策を推進する。

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設等の整備、商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、成熟した住宅地からの転換や、道路等公共インフラの整備状況に応じた適正な商業地の配置を行うことで、地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保を図ることとし、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ト その他・低未利用地

人口減少及び少子高齢化に伴い、人為的土地利用は縮小に向かうのが自然であることから、本県でも長期的に低未利用地の増加が見込まれる。具体的には、所有者不明土地の増加、地価下落や産業構造の変化に伴う森林や農地等の放置化に加え、本県特有の事情である防災集団移転元地の大量発生と未利用状態の継続等によって、経済合理性の観点から利活用の困難な土地が徐々に増加していきと考えられる。

これら低未利用地については、公共の福祉や地域社会の安全確保等の観点から要求される発生抑制並びに管理水準維持等の施策が、地域の事情ごとに異なると考えられる。そのため、地域の実情に即した個別の対策を検討していく必要があり、県では改正される土地利用関係法制を踏まえて、地域の活力と良好な社会経済の維持に向けた対応策を講ずることとする。

二酸化炭素排出量抑制のため導入が進む再生可能エネルギーを用いた発電施設のうち、太陽光発電施設については、国の示した分類（地目が雑種地となることから「その他」に区分）により本区分において取り扱うこととし、基本的には整備促進を図ることとするが、施設の特性上、森林にまとまった土地を確保し、開発の上整備が進められることが多いため、森林の持つ二酸化炭素吸収機能や、その他の多面的機能及び景観の保持とのバランスに配慮が必要である。特に、大規模施設の設置においては、開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流地域への影響を十分考慮するよう指導し、また、県や国が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する。県ではこれらの取組により、より適切な土地利用への誘導を図ることとする。

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設用地については、県民生活上の重要性と国際化、高度情報化、人口

の高齢化等によるニーズの多様化に加え、人口減少に伴うニーズの経時的変化にも配慮しながら、必要な用地の確保を図ることとし、あわせて県は調整・支援を行う。また、施設の整備に当たっては、災害に強い構造とし、災害時の利活用にも配慮するとともに、都市の有効利用の観点から、空き家・空き店舗の再生利用等、都市部の低未利用地の活用促進について検討を進める。

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まり、防災教育の推進等を踏まえ、自然環境の保全と地域振興等を総合的に考慮し、計画的な整備と有効利用を進める。また、森林、河川、沿岸地域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と、広域的活用に配慮した計画的な整備を進めるとともに、災害発生時の被害最小化を図るために必要な対策を行う。

海岸及び沿岸海域については、三陸沖の豊かな漁場と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれた本県特有の環境を活かし、県は、漁業、観光、海上交通、レクリエーション等への活用について特に推進を図ることとし、復旧・復興事業による防災・減災対策を踏まえた上で、安全で快適な利活用を進めていく。また、その際に環境保全や文化財の保護に最大限の配慮を行い、生態系や景観の保全と再生、水質汚濁や環境負荷防止対策の推進と、ゴミの漂着や海洋への流出対策等を進め、海岸の保全を図る。

4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

イ 計画の目標年次は、令和13（2031）年とし、基準年次は平成29（2017）年とする。

ロ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に県で独自に算出した数値を採用するものとし、人口についてはおよそ212万4千人、一般世帯数は93万6千世帯と想定する。

ハ 県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

ニ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、これに将来人口や各種計画等の影響を加味し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。なお、この目標は基本方針の達成に向けた施策を直接誘導するものではない。

ホ 県土の利用に関する基本構想に基づく令和13年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、同表の数値は、実際の土地利用が本計画の基本方針に則しているかどうかを検証するための一指標であり、今後の経済社会の動向や自然災害等による土地利用状況の変化に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km²、%)

区 分	平成29年	令和13年	構 成 比	
			平成29年	令和13年
農地	1,278	1,218	17.6	16.7
森林	4,145	4,116	56.9	56.5
原野等	38	38	0.5	0.5
水面・河川・水路	329	331	4.5	4.5
道路	335	354	4.6	4.9
宅地	479	484	6.6	6.6
住 宅 地	289	292	4.0	4.0
工 業 用 地	27	28	0.4	0.4
その他の宅地	163	164	2.2	2.3
その他	679	744	9.3	10.2
合計	7,282	7,283	100.0	100.0
市街地(参考)	257	236	—	—

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいる。

(3) 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(4) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

イ 地域別の利用区分ごとの規模の目標は、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、持続的な地域社会の実現が図られるように設定した。

ロ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を考慮して県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域の3地域区分とする。それぞれの地域の範囲は以下のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
県北西部地域	(広域天崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡

ハ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。

令和13年における地域別の人口は、平成29年に比べ、県中南部地域が9万2千人減少し、およそ161万4千人、県北西部地域が4万人減少し、およそ23万人、県北東部地域が6万7千人減少し、およそ27万9千人と想定する。

ニ 令和13年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

(イ) 県中南部地域

本地域は、東北地方における中枢管理機能の集積する仙台市を擁し、蔵王国定公園、県立自然公園松島、浦戸諸島、名取川、阿武隈川、阿武隈山地等、優れた自然景観や温泉地を有した観光資源にも恵まれている。東北新幹線、東北縦貫自動車道、常磐・三陸縦貫自動車道及び東北横断自動車道の高速交通網を軸に、国際拠点港湾仙台塩釜港仙台港区及び塩釜港区の整備や、国際化にも対応し全国初の民営化を果たした仙台空港の更なる発展、臨海都市及び臨空都市の整備、高度技術産業の立地を進めている仙台北部中核都市の充実化等により、産業の集積と東北各地からの人口移動等による都市機能の拡大が見込まれる。

特に、仙台北部中核工業団地をはじめとする仙台北部地域では、自動車関連産業等の更なる集積と定住人口の増加により、仙台空港周辺では、民営化を契機とした周辺開発の進展等により、それぞれ都市的土地利用の増加が想定される。

このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る。あわせて、大都市近郊という特徴を活かした稲作、畜産、園芸等の振興に必要な農地の確保、緑資源の保全、創出、観光の振興等に資する優れた自然景観の保全を図る。

他方、沿岸部では、東日本大震災を契機とした人口流出が起こり、内陸部でも過疎化が進む地域があることから、良好な自然環境や伝統的生活様式への回帰といったニーズを想定し、定住化を促進する。また、令和元年東日本台風により被害を受けた鉄道の復旧を進め、住み続けられるまちづくりに向けた適切なインフラ整備に取り組み、震災復興で沿岸部に造成された工業用地等への企業誘致を進め、就業機会の確保を図る。

引き続き高い確率での発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、東日本大震災で被害を受けた海岸保全施設の整備を完遂し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図るとともに、頻発する豪雨に伴う土砂災害や水害を防止するための防災対策を加速的に進めていく。

農地については、宅地、道路等への転換や荒廃農地化などにより、23㎢程度減少し、392㎢程度となる。

森林については、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、17㎢程度減少し、1,861㎢程度となる。

水面・河川・水路については、現時点での河川改修計画等により1㎢程度増加し、119㎢程度となることが見込まれるが、水害対策の加速化に伴い、更に面積が増える可能性がある。

道路については、8㎢程度増加して、164㎢程度となる。

宅地のうち、住宅地については、民間の開発等に伴い3㎢程度増加して164㎢程度となる。また、工業用地については、1㎢程度増加して、17㎢程度となる。事務所、店舗等のその他の宅地については、1㎢程度増加して100㎢程度となる。

その他については、低未利用地の発生及び太陽光発電施設の整備等により、28㎢程度増加し、367㎢程度となる。

市街地の面積については、都市人口の減少により、209㎢程度となる。

(ロ) 県北西部地域

本地域は、世界農業遺産大崎耕土や金成耕土等の優良農地を擁し、豊富な森林資源に恵まれているほか、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰等の優れた自然景観、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼等、人と自然の共生が育んだ貴重な生態系や、鳴子温泉郷等の優れた観光資源にも恵まれており、平成20年岩手・宮城内陸地震での崩落地を中核とした地域が「栗駒山麓ジオパーク」として日本ジオパーク委員会の認定を受ける等、新たな観光・教育資源活用の取組も進んでいる。

このため、本地域では、東北新幹線、東北縦貫自動車道の高速交通網を軸に、みやぎ県北高速幹線道路、地域の拠点となる中心都市及び工業団地等の整備や食料供給基地としての農業の振興と豊富な森林資源を活用した林業の振興等により、地域の特性を活かした土地利用を図るとともに、良好な自然環境と特有の農村景観等の地域資源を活かした定住促進を進め、地域コミュニティの維持に配慮する。

本地域の防災については、山間部の火山活動により形成された地質と広大な低湿地という地理的特性により、地盤が脆弱な土地が多く、平野部では水害が発生しやすいことから、地震や豪雨に起因する土砂災害及び水害について、特に重点的な対策が必要である。中でも鳴瀬川水系を中心とした地域は、平成27年関東・東北豪雨に加え、令和元年東日本台風でも破堤及び大規模な浸水被害が起きる等、喫緊の対策を要するため、安全な住宅地の確保と農地被害の低減を図ることとし、河川改修等による排水機能の強化を優先した土地利用を進める。

農地については、地域の特性に留意して優良農地の確保と集積に努めながら、防災対策等、持続的な地域の整備に必要な宅地、道路、水路等への転換も進めるほか、荒廃農地の拡大もある程度進むことが考えられるため、17㎢程度減少し、520㎢程度となる。

森林については、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、5㎢減少し、1,283㎢程度となる。

水面・河川・水路については、河川改修、ほ場整備の進展等により、1㎢程度増加し、116㎢程度となる。

道路については、4㎢程度増加して、96㎢程度となる。

宅地のうち、住宅地については67㎢程度、工業用地については6㎢程度となる。事務所、店舗等のその他の宅地については27㎢程度となる。

その他については、低未利用地等の転換による減少はあるものの、太陽光発電施設等の増加により、198㎢程度となる。

市街地の面積については、都市人口の減少により、2㎢程度減少し、6㎢程度となる。

(ハ) 県北東部地域

本地域は、三陸金華山沖漁場と本県の代表的な気仙沼、女川、石巻等の良港を擁し、水産資源に恵まれているほか、三陸復興国立公園、硯上山万石浦県立自然公園、北上川及び北上山地等の優れた自然景観、伊豆沼・内沼に加え、特有の藻場形成により海域として本県初のラムサール条約の指定を受けた志津川湾、気仙沼大島、金華山、出島、江島、網地島、田代島、宮戸島等の島々といった貴重な自然環境と観光資源があり、北上川流域の登米耕土等

の優良農地や、北上山地の森林資源にも恵まれている。

このため、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路から成る高速交通網、物流拠点港国際拠点港湾仙台塩釜港石巻港区の整備等を活用し、地域の拠点となる中心都市の活性化を図り、震災復興により新たに整備した工業団地への企業集積や、稲作、園芸、畜産を主体とした農業と、豊富な森林資源を活用した林業の振興、漁港の整備や漁場の開発保全等沿岸域の有効利用を推進し、地域の特性を活かした土地利用を図ることで、持続可能な地域づくりに取り組む。

また、今後も発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、東日本大震災で被害を受けた海岸保全施設の整備を完遂し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。

特に、東日本大震災で甚大な津波被害を受けた沿岸部においては、高台移転や多重防御等による防災・減災対策を行っており、これらの整備完遂とともに、沿岸部の非可住地域を工業や農業・漁業、観光拠点等の産業エリアとして利活用する取組を進め、適切な避難体制の確立と併せ、有効な土地利用を図る。また、区画狭小等の理由から利活用が困難な防災集団移転元地の管理水準等を検討する。

農地については、宅地、道路等への転換や荒廃農地の拡大などにより、20㎢程度減少し、305㎢程度となる。

森林については、防災集団移転等の復興需要による土地利用転換は落ち着くものの、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、7㎢程度減少し、972㎢程度となる。

水面・河川・水路については、排水改良等に取り組むものの、面積は増減がなく、96㎢程度となる。

道路については、引き続き高盛土道路等の整備を進めることから、7㎢程度増加して、94㎢程度となる。

宅地のうち、住宅地については、防災集団移転促進事業による新規造成が終了し、61㎢程度となる。また、工業用地については、沿岸部の利活用を中心とした集積等により5㎢程度となる。事務所、店舗等のその他の宅地については、37㎢程度となる。

その他については、東日本大震災で生じた防災集団移転元地等における低未利用地等において、有効活用又は管理策を検討するものの、森林における太陽光発電施設の増加等も含めて21㎢程度増加し、180㎢程度となる。

県土面積は、公有水面の埋立により1㎢程度増加し、1、754㎢程度となる。

市街地の面積については、都市人口の減少により、8㎢程度減少し、21㎢程度となる。

5 計画の実現に向けた措置

全国計画（国土利用計画）でも指摘されているとおり、我が国が直面している人口減少・少子高齢化社会においては、開発拡大による人為的土地利用面積の単純な増加や、国土・県土管理水準の一律な向上を目指すことは現実的でない。そのため、人為的土地利用は人口動態及び経済成長に即したものとすることを基本とし、県は以下の

施策に取り組む。

イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

人口減少社会において持続可能な地域づくりを推進する土地利用を進めるため、土地基本法、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を行い、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、利用区分ごとの県土の機能が最大限に発揮されるよう、適正な土地利用の確保を図る。また、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。あわせて、土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう、土地基本法等の改正を踏まえた啓発等を行う。

ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。災害や人為的かく乱等により自然が劣化・減少した地域については、科学的な調査に基づき、適正な環境保全のあり方を検討した上で、必要な範囲で自然の再生、創出及び保全を図る。

地域の農林水産業と密接な関係にある二次的な自然については、適切な農林漁業活動や地域づくり団体、民間・NPO等による保全活動の促進及び必要な施設の整備等を通じて、その維持・形成に取り組み、あわせて環境保全型農業の推進や農林水産業への就業・経営支援を行うことにより、経済活動と環境保全を両立した持続可能な社会の実現を図る。

農地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。特に閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策を進めるとともに、緑地の保全、その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壌汚染の防止と汚染土壌の拡散による被害の防止に努める。

生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、環境基準との整合を考慮し、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進め、循環型社会の形成を促進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。あわせて、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には適切かつ迅速な原状回復を図る。

地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や、公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。また、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。

これらの取組に当たっては、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する

観点から、宮城県生物多様性地域戦略等に基づき、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形成に配慮しつつ、それぞれの自然の特性に応じた自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的な調査に基づく計画的な保護管理を進める。

ハ 安全・安心を実現する県土利用

国土強靱化基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画に基づき、災害リスクの高い土地の利用転換等も視野に入れつつ、より安全性の高い県土利用を図ることとする。

高台移転や職住分離・多重防御など、震災復興で取り組んだ災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を完遂し、引き続き発生が見込まれる宮城県沖地震等に備えるとともに、大規模災害の経験を元にまちづくりを進めた先進事例として、本県同様に沿岸部での大きな被害が予想されている南海トラフ地震の危険区域等に対し、防災・減災対策の経験などの東日本大震災で学んだ教訓を伝えるなど、我が国全体の防災力向上に資する。また、県内外の交流を促進し、震災遺構等を活用した東日本大震災の記憶の伝承と防災教育の充実化を図る。

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、大地震対策や津波、洪水・土砂災害対策及び県土の保全と安全性の確保を一層進めることとし、水系ごとの治水施設等の整備など、県土保全施設の整備を加速的に推進する。施設の整備に当たっては、流域内の土地利用との調和、地形等の自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、高潮、豪雪及び火山噴火への対応にも配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図る。また、人口、産業、諸機能の集積している市街地等においては、災害に配慮した県土利用への誘導と県土保全施設や地域防災拠点の整備を重点的に進めるとともに、オープンスペースの確保、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期構築、水道施設の適切な更新管理等を通じたライフラインの多重化・多元化・強靱化も促進しながら、公共・公益施設の共同溝等への収容、無電柱化、道路緑化等の推進を通じて、良好な道路景観を形成し、道路空間の有効利用を図る。

災害発生時に避難計画に基づいた行動が取れるよう、危険地域についての情報の周知を一層進めるとともに、特に職住分離等の新たなまちづくりを行った沿岸部については、日中の地震発生等に備え、津波避難タワーや津波避難ビル、近隣の高台等への速やかな避難が重要であることから、平時から避難経路や避難場所等を確認し、適切な移動手段を採用する等、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策を更に推進する。

河川や水路、ダム等の治水・利水施設は、災害防止等の機能が十分に発揮されるよう適正な管理を行い、あわせて、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成にも配慮する。また、森林や水田・ため池の持つ災害防止機能を健全に発揮するため、農林漁業の基盤整備と経営支援を進め、適正管理を推進する。

土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸などの保全や再生、景観の保持、海岸侵食対策や下流への土砂供給など、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進するとともに、海岸保全施設等の整備を行う。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切な管理を図る。

ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

住宅地については、災害からの復旧と安全性の確保を優先した居住環境の整備を

推進するとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の中にあっても、本県への移住・定住も含めた幅広い需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存の住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地の居住性向上、郊外の住宅団地の再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場の整備を通じて、持続的な利用を図る。また、既成市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

本県経済を支える第二次産業の発展に資するため、工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化及び工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、需要に応じた質の高い工業用地の供給に努める。

さらに、県内へのサテライトオフィス等の誘致に取り組むなど、本県経済の更なる活性化と定住人口拡大を図りながら、我が国のリスク分散と国土・県土の有効活用を進める。

これらの取組に際しては、自然環境の保全に配慮し、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

災害に強い農業・農村づくりに向け、農地の大区画化・整序化や改良及び宅地の高台等への防災集団移転等と連携した農地整備を完遂する。また、農地中間管理事業等による担い手への農地の利用集積を進めつつ、農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックを推進し、生産性の向上と環境に配慮した生産方式の促進を図る。あわせて、異業種からの農業参入も含めた幅広い担い手確保策にも取り組み、就業機会の創出と、農業・農村を中核とした地域の持続を図るとともに、農地に特有の生態系の維持や、農地が有する防災機能の発揮、耕作放棄地の発生防止など、農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮するための土地利用を図る。市街化区域内の農地については、宅地化だけでなく、農地としての保全や市民農園等のニーズも考えられることから、適切な土地利用計画に基づき、まちづくりに活用していく。

森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。その際、路網や機械化など効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、林業の担い手の育成、山村における生活環境の向上を図る等の基礎条件についても、併せて整備する。

脱炭素社会の構築のため、森林や都市等の緑が持つ二酸化炭素吸収機能の発揮が特に重要であることから、緑化活動の推進及び森林や緑地の保全策を実施する。あわせて、地域特性を活かしたバイオマス、地熱、太陽光等の再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントの導入促進、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、物流体系の効率化等に取り組み、環境負荷の少ない都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて、自然的土地利用の保全と均衡を図りながら、最大限の効果が発揮されるよう、適切な土地利用を図る。また、スマートシティやエコタウンといった、震災復興を契機とした先進的なまちづくりに向けた市町村の取組についても、引き続き必要な支援を行う。

これらの施策を推進する基礎となる県土の科学的かつ総合的な把握を進めるため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調

査を推進し、その成果を総合的に活用し、災害に強く効率性の高い県土づくりを促進する。また、土砂災害等の危険性が高い箇所においては、地籍調査の早期完了により災害復旧に備えるとともに、計画的な防災対策の実施に資する。

あわせて、高齢化等の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、これらの調査結果の普及及び啓発を図ることとし、県土の秩序ある選択的な利用を確保する。

ホ 多様な主体と連携した県土利用

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国、県、市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加又は地元農産品の購入や緑化活動への寄附などを通じた県土管理へ参画する取組を促進する。特に、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、森林経営管理法に基づく市町村の関与や、森林環境譲与税の活用等による適切な整備・保全の推進に取り組む。あわせて、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

景観に優れ、自然とのふれあいの場に適した森林や農地においては、環境教育やレクリエーション利用の場としても活用することで、公益的・多面的機能の周知・啓発に努め、県土管理への県民の関心を高める。

所有者不明土地を含む低未利用地は、当該土地の所有者自身の問題というよりも、むしろ当該土地周辺の地域住民や関係者等、地域の問題として把握されるものである。また、低未利用地のもたらす影響は、周辺の土地利用状況等により様々である上、その影響等が顕在化しておらず、認識されていない場合も想定される。さらに、人口減少に伴い、このような土地の増加が予想されることから、県は市町村と連携し、国土利用計画並びに県土の科学的調査の成果等を参考に、土地の低未利用化がもたらす影響等について検討を進めるなど、所要の措置を講ずる。また、検討の過程においては地域住民との協働を図るなど、地域全体の中長期的な土地管理に対する当事者の関心を高める取組を行い、地域の実情に応じた県土管理及び県土保全のあり方を検討していく。

低未利用地のうち耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、担い手への集約等により農地への復元を促進することとするが、土地の形質上、担い手への集約や農地への復元が困難な場合は、周辺の土地利用状況等に応じ、地域の農業活性化のための施設用地や森林等への転換を図る。

また、農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合に優先して再利用を図る一方、周辺の土地利用状況や気象条件等を勘案し、粗放的な管理により周辺環境との調和を図る等の方法を検討し、単なる放置による環境の悪化を防止する策を講ずる。

これらの措置を行うに当たっては、財産権と公共の福祉の均衡に注意を払い、管

理主体と管理方法を適切に定めるとともに、所有権の取得や所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業の実施等、法令上必要な手続を行う。また、地域における計画的な土地利用及び管理の推進において、市町村が主体となった取組の円滑化を図るため、県は土地利用諸制度に係る市町村への権限委譲を進めるなどの支援を行う。

へ 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換した後に元の地目に戻すことは一般的に困難であることから、その影響の大きさに十分留意した上で、地域の社会経済の動向や周辺の土地利用の状況その他の自然的・社会的条件を考慮し、適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を常に把握し、必要に応じた速やかな計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。さらに、効率的な県土利用の観点から、低未利用地の有効活用を優先し、原則として農地や森林等の自然的土地利用の維持を図る。農地については、優良農地の確保及び保全に留意しながら、防災や環境保全等の多面的機能にも配慮した上で、他の土地利用との計画的な調整を図ることとし、森林については、災害防止や環境の保全といった公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、土地利用転換によって生じる悪影響を排除する措置の確実な履行に留意した上で、森林法（昭和26年法律第249号）等の関係法令に基づき、周辺の土地利用との調整を図る。

大規模な土地利用の転換を図る場合は、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮することとし、適正な土地利用を確保する。また、地域住民の意向や地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想といった地域づくりの総合的な計画や公共施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図る。

農地と宅地が混在する地域では、土地利用の転換が無秩序に進む場合が多く見られることから、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図る。また、土地利用規制の観点から既に無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、的確な法制度の運用等の検討を行い、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

ト 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たっては、各種指標を適切に活用し、経時的な土地利用の変化等を把握することにより、計画の点検と管理運営を行うこととする。

また、今後の県土の利用をめぐる社会経済情勢の変化等に対応するため、本計画策定よりおおむね5年後に、総合的な計画の点検を実施する。

(参考付表)

地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：km²,%)

区 分	県中南部地域					県北西部地域					県北東部地域				
	平成29年	令和13年	増減	構成比		平成29年	令和13年	増減	構成比		平成29年	令和13年	増減	構成比	
				29年	13年				29年	13年				29年	13年
農地	415	392	▲ 23	13.0	12.3	537	520	▲ 17	23.1	22.3	325	305	▲ 20	18.5	17.4
森林	1,878	1,861	▲ 17	58.7	58.2	1,288	1,283	▲ 5	55.3	55.1	979	972	▲ 7	55.8	55.4
原野等	17	17	0	0.5	0.5	16	16	0	0.7	0.7	5	5	0	0.3	0.3
水面・河川・水路	118	119	1	3.7	3.7	115	116	1	4.9	5.0	96	96	0	5.5	5.5
道路	156	164	8	4.9	5.1	92	96	4	4.0	4.1	87	94	7	5.0	5.4
宅地	277	281	4	8.7	8.8	100	100	0	4.3	4.3	103	103	0	5.9	5.9
住宅地	161	164	3	5.0	5.1	67	67	0	2.9	2.9	61	61	0	3.5	3.5
工業用地	16	17	1	0.5	0.5	6	6	0	0.3	0.3	5	5	0	0.3	0.3
その他の宅地	99	100	1	3.1	3.1	27	27	0	1.2	1.2	37	37	0	2.1	2.1
その他	339	367	28	10.6	11.5	182	198	16	7.8	8.5	159	180	21	9.1	10.3
合計	3,200	3,200	0	100.0	100.0	2,329	2,329	0	100.0	100.0	1,753	1,754	1	100.0	100.0
市街地	220	209	▲ 11	-	-	8	6	▲ 2	-	-	29	21	▲ 8	-	-

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

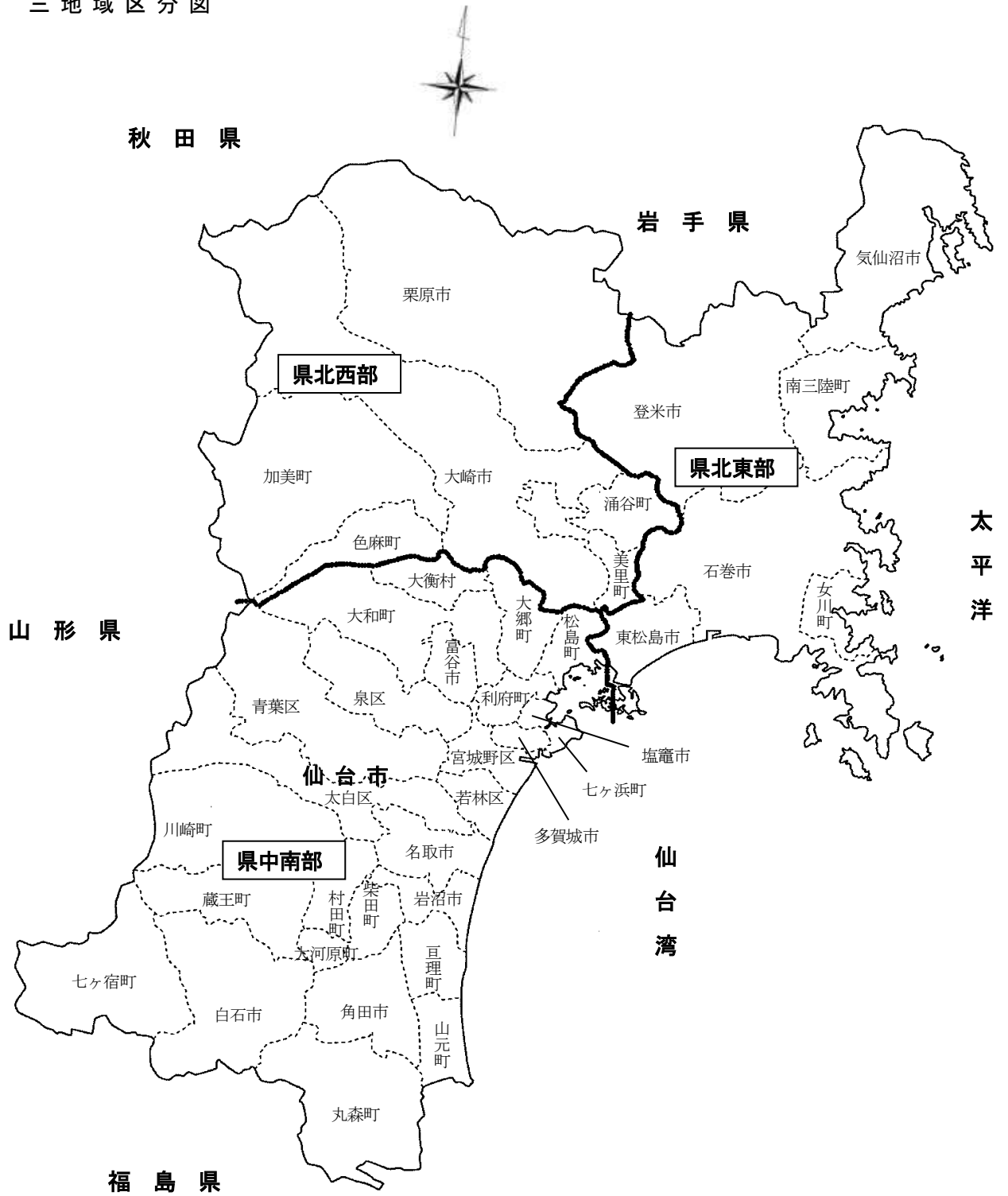
(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいる。

(3) 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(4) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

宮城県国土利用計画（第六次）参考資料

(1) 三地域区分図



(2) 人口・一般世帯数の推移と見通し

①人口

区 分	平成29年	令和13年	構 成 比		伸び率
			平成29年	令和13年	R13/H29
	千人	千人	%	%	%
全 県	2,322	2,124	100.0	100.0	△ 8.5
中南部地域	1,706	1,614	73.5	76.0	△ 5.4
北西部地域	270	231	11.6	10.9	△ 14.4
北東部地域	346	279	14.9	13.1	△ 19.4

資料：総務省「国勢調査結果(各年10月1日現在)」、県統計課「推計人口統計年報(各年10月1日現在)」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」

②一般世帯数

区 分	平成27年	令和13年	伸び率
			R13/H27
	千世帯	千世帯	%
全 県	943	936	△ 0.7

資料：総務省「国勢調査結果(各年10月1日現在)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成26年4月推計)」

(3) 利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	平成29年	令和13年	構 成 比		増減 (H29～R13)	R13/H29	年平均 増減率	(参考) 実績	
			H29	R13				増減 (H25～H29)	年 率
農 地	127,752	121,759	17.6	16.7	△ 5,993	△ 4.7	△ 0.3	△ 1,961	△ 0.4
田	105,523	101,758	14.5	14.0	△ 3,765	△ 3.6	△ 0.3	△ 217	△ 0.1
畑	22,229	20,001	3.1	2.7	△ 2,228	△ 10.0	△ 0.8	△ 1,744	△ 1.9
森 林	414,487	411,581	56.9	56.5	△ 2,906	△ 0.7	△ 0.1	△ 1,981	△ 0.1
原 野 等	3,755	3,755	0.5	0.5	0	0.0	0.0	52	0.3
水面・河川・水路	32,886	33,085	4.5	4.5	199	0.6	0.0	287	0.2
水 面	6,178	6,205	0.8	0.8	27	0.4	0.0	210	0.9
河 川	20,170	20,204	2.8	2.8	34	0.2	0.0	1	0.0
水 路	6,538	6,676	0.9	0.9	138	2.1	0.1	76	0.3
道 路	33,477	35,375	4.6	4.9	1,898	5.7	0.4	1,278	1.0
一 般 道 路	24,156	25,700	3.3	3.5	1,544	6.4	0.4	1,156	1.2
農 道	7,556	7,670	1.1	1.1	114	1.5	0.1	95	0.3
林 道	1,765	2,005	0.2	0.3	240	13.6	0.9	27	0.4
宅 地	47,922	48,421	6.6	6.6	499	1.0	0.1	2,719	1.5
住 宅 地	28,956	29,226	4.0	4.0	270	0.9	0.1	1,735	1.6
工 業 用 地	2,675	2,839	0.4	0.4	164	6.1	0.4	24	0.2
そ の 他 の 宅	16,291	16,356	2.2	2.2	65	0.4	0.0	960	1.5
そ の 他	67,943	74,364	9.3	10.2	6,421	9.5	0.6	△ 752	△ 0.3
合 計	728,222	728,340	100.0	100.0	118	0.0	0.0	△ 358	0.0
市 街 地	25,707	23,577	—	—	△ 2,130	△ 8.3	△ 0.6	1,416	1.4

(4) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha, %)

利用区分	県中南部地域							県北西部地域						県北東部地域							
	平成29年	令和13年	構成比		増減 (H29-R13)	増減率 (R13/H29)	年平均 増減率	平成29年	令和13年	構成比		増減 (H29-R13)	増減率 (R13/H29)	年平均 増減率	平成29年	令和13年	構成比		増減 (H29-R13)	増減率 (R13/H29)	年平均 増減率
			H29	R13						H29	R13						H29	R13			
農地	41,537	39,249	13.0	12.3	△ 2,288	△ 5.5	△ 0.4	53,743	52,041	23.1	22.3	△ 1,702	△ 3.2	△ 0.2	32,472	30,469	18.5	17.4	△ 2,003	△ 6.2	△ 0.5
森林	187,835	186,072	58.7	58.1	△ 1,763	△ 0.9	△ 0.1	128,749	128,330	55.3	55.1	△ 419	△ 0.3	0.0	97,903	97,179	55.8	55.4	△ 724	△ 0.7	△ 0.1
原野等	1,646	1,646	0.5	0.5	0	0.0	0.0	1,597	1,597	0.7	0.7	0	0.0	0.0	512	512	0.3	0.3	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	11,862	11,943	3.7	3.7	81	0.7	0.0	11,471	11,555	4.9	5.0	84	0.7	0.1	9,553	9,587	5.4	5.5	34	0.4	0.0
道路	15,563	16,392	4.9	5.1	829	5.3	0.4	9,168	9,601	3.9	4.1	433	4.7	0.3	8,746	9,382	5.0	5.3	636	7.3	0.5
宅地	27,652	28,064	8.6	8.7	412	1.5	0.1	9,996	10,023	4.3	4.4	27	0.3	0.0	10,274	10,334	5.9	5.9	60	0.6	0.0
住宅地	16,114	16,381	5.0	5.1	267	1.7	0.1	6,700	6,700	2.9	2.9	0	0.0	0.0	6,142	6,145	3.5	3.5	3	0.0	0.0
工業用地	1,602	1,691	0.5	0.5	89	5.6	0.4	621	640	0.3	0.3	19	3.1	0.2	452	508	0.3	0.3	56	12.4	0.8
その他の宅地	9,936	9,992	3.1	3.1	56	0.6	0.0	2,675	2,683	1.1	1.2	8	0.3	0.0	3,680	3,681	2.1	2.1	1	0.0	0.0
その他	33,925	36,670	10.6	11.5	2,745	8.1	0.6	18,155	19,732	7.8	8.5	1,577	8.7	0.6	15,865	17,964	9.0	10.2	2,099	13.2	0.9
合計	320,020	320,038	100.0	100.0	18	0.0	0.0	232,879	232,879	100.0	100.0	0	0.0	0.0	175,325	175,425	100.0	100.0	100	0.1	0.0
市街地	21,974	20,894	-	-	△ 1,080	△ 4.9	△ 0.4	786	566	-	-	△ 220	△ 28.0	△ 2.3	2,947	2,117	-	-	△ 830	△ 28.2	△ 2.3

- 注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- (2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいる。
- (3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
- (4) 端数の都合により、合計が内訳と一致しない場合がある。

2 県土の利用区分ごとの主な関係指標の推移と目標（震災前年（平成22年）以降）

(1) 農地

(単位：ha)

	H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全 県	129,713	130,118	129,461	128,579	127,752	121,759
県中南部	41,821	42,931	42,400	41,855	41,537	39,249
県北西部	55,174	54,741	54,276	54,017	53,743	52,041
県北東部	32,718	32,446	32,785	32,707	32,472	30,469

(2) 森林

(単位：ha)

	H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全 県	416,468	416,113	415,885	415,655	414,487	411,581
県中南部	188,784	188,678	188,542	188,423	187,835	186,072
県北西部	129,038	128,959	128,940	128,841	128,749	128,330
県北東部	98,646	98,476	98,403	98,391	97,903	97,179

(3) 水面・河川・水路

(単位：ha)

	H25	H26	H27	H28	H29 (基準 値)	R13 (目標 値)
全 県	32,599	32,707	32,886	32,876	32,886	33,085
県中南部	11,773	11,854	11,853	11,848	11,862	11,943
県北西部	11,523	11,511	11,487	11,476	11,471	11,555
県北東部	9,303	9,342	9,546	9,552	9,553	9,587

(4) 道 路

(震災前)

(単位 : ha)

		H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全県	道路	32,199	32,493	32,620	33,246	33,477	35,375
	一般道路	23,000	23,213	23,333	23,926	24,156	25,700
	農道	7,461	7,537	7,532	7,556	7,556	7,670
	林道	1,738	1,743	1,755	1,764	1,765	2,005
県中南部	道路	14,770	15,039	15,047	15,539	15,563	16,392
	一般道路	11,695	11,883	11,898	12,404	12,428	13,089
	農道	2,400	2,481	2,471	2,452	2,452	2,501
	林道	675	675	678	683	683	802
県北西部	道路	9,037	9,065	9,078	9,143	9,168	9,601
	一般道路	5,264	5,304	5,325	5,349	5,371	5,699
	農道	3,208	3,194	3,183	3,223	3,226	3,266
	林道	565	567	570	571	571	636
県北東部	道路	8,392	8,389	8,495	8,564	8,746	9,382
	一般道路	6,041	6,026	6,110	6,173	6,357	6,912
	農道	1,853	1,862	1,878	1,881	1,878	1,903
	林道	498	501	507	510	511	567

(5) 宅地

(単位 : ha)

		H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全県	宅地	45,203	45,714	47,294	47,728	47,922	48,421
	住宅地	27,221	27,658	28,717	28,790	28,956	29,226
	工業用地	2,651	2,697	2,675	2,675	2,675	2,839
	その他の宅地	15,331	15,359	15,902	16,263	16,291	16,356
県中南部	宅地	27,057	27,089	27,480	27,631	27,652	28,064
	住宅地	15,296	15,531	15,936	16,016	16,114	16,381
	工業用地	1,583	1,634	1,602	1,602	1,602	1,691
	その他の宅地	10,178	9,924	9,942	10,013	9,936	9,992
県北西部	宅地	9,880	9,903	9,932	9,978	9,996	10,023
	住宅地	6,663	6,672	6,684	6,693	6,700	6,700
	工業用地	619	612	621	621	621	640
	その他の宅地	2,598	2,619	2,627	2,664	2,675	2,683
県北東部	宅地	8,266	8,722	9,882	10,119	10,274	10,334
	住宅地	5,262	5,455	6,097	6,081	6,142	6,145
	工業用地	449	451	452	452	452	508
	その他の宅地	2,555	2,816	3,333	3,586	3,680	3,681

2 宮城県土地利用基本計画書

昭和 50 年 6 月 30 日 内閣総理大臣承認
【最終改定：令和 4 年 3 月 31 日 国土交通大臣同意】

※本文中の市町村名は令和4年3月策定当時のまま掲載しています。

土地利用の原則

都市地域（都市計画区域）

- ・ 一体の都市として総合的に開発

農業地域（農業振興地域）

- ・ 総合的に農業の振興を図る

森林地域（国有林、地域森林計画対象民有林）

- ・ 林業振興、森林の諸機能の維持増進

自然公園地域（国立公園、国定公園、県立自然公園）

- ・ 優れた自然の風景地の保護、利用の増進

自然保全地域（県自然環境保全地域）

- ・ 良好な自然環境を形成し、保全を図る

五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

五地域区分		都市地域				農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域内の用途地域	市街化区域外の用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域内の用途地域												
	市街化区域外の用途地域												
	市街化調整区域												
農業地域	農用地区域	×	×	←	←								
	その他	×	×	←	←								
森林地域	保安林	×	×	←	←	×	←						
	その他	←---	←	←	←	↑	←						
自然公園地域	特別地域	×	×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域	←	←	←	←	○	○	○	○				
自然保全地域	特別地区	×	×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	×	←	←	○	○	○	○	×	×		

〔凡例〕

× 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

← 矢印方向の土地利用を優先する。

↔ 矢印の方向の土地利用を優先するが、他方の土地利用を認める。

← 土地利用の現況に留意しつつ、矢印の方向の利用との調整を図りながら、他方の土地利用を認める。

↔ 矢印の方向の土地利用に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。

○ 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。

前文 土地利用基本計画策定の趣旨

宮城県土地利用基本計画(以下「本基本計画」という。)は、宮城県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定に基づき国土利用計画(全国計画及び宮城県計画)を基本とし、「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら定めるものである。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となる計画である。

すなわち、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)等(以下「個別規制法」という。)に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて、間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来世代にわたって、県民が自然との調和の下で生きていくための共通の基盤であり、代替のきかない、限りある資源・財産である。

したがって、県土の利用は、宮城県国土利用計画(第六次)(令和3年3月19日策定。以下「県国土利用計画」という。)の1「策定に関する基本的な考え方」の(2)「計画の性格」のとおり、持続可能な地域社会の実現に向けて、県民の理解と協力の下に、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 県土利用の基本方向

本県の県土利用については、「新・宮城の将来ビジョン」に示した政策の方向性に基づき、これに貢献するよう配慮した土地利用を図るものとする。

具体的には、県国土利用計画3に定める基本方針「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」に沿った形で、人口減少が進む中、復興・創生期間を経た後の県土の現状を基礎とし、地方創生を図る方向での県土利用及び土地利用の調整を進めていく。

(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりの実現

イ 都市地域

人口減少が進む中で安全で快適な地域環境を保全するため、無秩序な開発の抑制と最小限度の地目変更を基本とし、需要に応じた都市機能の最適化を念頭に置いた土地利用を進める。

ロ 農業地域

効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、一層の農地集積・集約を進める。一方で、遊休農地の発生をできる限り抑制し、農地の保全を図る。

なお、東日本大震災からの復旧、復興により回復した農地については、今後も優良農地として有効に活用していく。あわせて、農業経営体の育成や支援などにより、農業の持続的発展を促し土地の有効利用を進める。

ハ 森林地域

近年、防災・減災の観点から森林の機能が重視されていることを踏まえ、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の活用等により、官民協働による森林の整備・保全を進め、土砂災害や水害の低減、都市部における適正な緑地配置等の対策とあわせて、県土全体にわたる有効な自然的土地利用を推進する。

(2) 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

本県の豊かな自然環境を保全するため、生態系ネットワークを適正に維持管理し、天然林から里山・居久根（屋敷林）等の二次林及び農地に連なる自然環境、河川及び水路を軸に都市まで連なる水環境を保全し、海の生態系に至るまで、自然環境と景観を総合的に保全し、美しい景観の維持・創出を図る。あわせて、自然の有する物質循環機能や県土保全機能の健全な発揮を促し、自然の仕組みを上手に利用した共生型の県土づくりを進める。

(3) 安全・安心を実現する県土利用

東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の推進を図るとともに、令和元年東日本台風災害のように、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、被害を最小化する「災害に強い県土づくり」に取り組む。また、地域の土地利用の特徴を踏まえた日頃の備えと災害発生時の速やかな避難により、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めるとともに、特に災害リスクの高い地域については、災害危険区域や土砂災害警戒区域、地すべり防止区域の指定などによる土地利用制限の導入も検討する。

さらに、人口密集の緩和及び災害等も含めた国土のリスク分散策として、本県の地方創生を一層進め、社会経済活動の広範な維持を図ることを目指す。

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

人口減少下においても地域に住み続け、持続的に県土を管理していくことができるようにするため、生活環境の維持を図りながら、多様なライフスタイルを互いに認め合う緩やかな共同体の形成を図りつつ、コンパクトシティの形成や小さな拠点の形成など、地域の実情に応じた県土利用のあり方を検討していく。また、都市と農山漁村との交流が比較的容易で、利便性とゆとりある生活を両立できるとともに、首都圏とのアクセスも良好な県土の特徴を生かした移住・定住策を推進する。一方で、本県のハブ機能を最大限活用した企業立地促進と起業支援に取り組み、環境に配慮しながら、ニーズに合わせた産業用地の拡充やインフラ強化を進める。県土管理水準の維持に向けては、放置された土地による景観や治安の悪化を防止するため、所有者不明土地の発生抑制と解消を図り、地域の生活となりわいを維持するため、農地や森林の管理水準の維持と負担軽減に向けた工夫について、市町村とと

もに検討していく。

(5) 多様な主体との連携

公共用地等の管理に住民や企業など様々な主体が参画する仕組みや、NPOなどによる自然保護、景観保全、まちづくりへの参画などを引き続き推進する。また、所有者自らが適正に管理することが困難な私有地の維持管理や活用については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）などにより、自治体やNPO、地域づくり団体などが行う取組」に対して、地域のニーズに合わせた支援を行う。さらに、人口減少が進むことでこのような取組も変化していくことが予想されるため、地域の将来像を住民自らが描き、その時々地域社会に即した地域づくりのあり方を官民一体となって構想・構築する連携のあり方について研究を進める。

3 地域類型別の土地利用の基本方向

本県は、奥羽山脈沿いの西部を中心に自然維持地域が広がり、県中央の平野部にかけて農山村が、太平洋沿岸に広く漁村が分布しており、さらに交通の要衝や産業の発達した地域を中心とした都市が分布しており、それぞれ一定程度の連担した地域を形成している。

この特徴を踏まえ、地域間のつながりを考慮した上で、相互の機能分担及び交流・連携などにより有効な県土利用を図ることとし、都市、農山漁村、自然維持地域、低未利用地等の土地利用に当たっての基本方向は次のとおりとする。

(1) 都市

イ 災害に強く安全で快適な居住環境の確保

都市計画法に基づき、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域といった区域指定を適切に行い、秩序ある市街地の形成と生活環境の確保を図る。また、災害に強い都市構造の形成を進め、最新の知見に基づく土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、浸水想定区域などの指定及び見直しを行いつつ、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導や諸機能の分散配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等による防災性の向上を図る。あわせて、健全な水循環の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善に資する緑地や水面等の適切な配置等により環境負荷を低減し、都市と生態系ネットワークの共存を図り、豊かな居住環境を創出する。

ロ 都市機能の集約、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用

中心市街地については、防災力向上に資するライフラインの多重化・多元化に配慮しながら都市機能の集約を進め、環境負荷が少なく暮らしやすいまちづくりを行っていく。また、低未利用地については宅地としての利用のほか、オープンスペース確保に用いるなど様々な形での有効利用を図る。

中心市街地とその周辺に位置する市街地及び農山漁村との間にネットワーク形成を図り、必要な都市機能にアクセスできるような基盤整備を引き続き進める。農地や森林等の自然的土地利用からの転換については、転換に伴う様々な

影響について慎重に配慮した上で、その必要性や効率性を十分に確認し、計画的に行う。

(2) 農山漁村

イ 優良農地及び森林の確保と良好な維持管理

農山漁村における生産基盤を成す農地や森林は、機能保全と効率的な利用や維持管理のために、一定のまとまりをもった土地として確保するよう努めることとし、農業振興地域や地域森林計画対象民有林、保安林等の指定や各種規制区域内での適法な許認可等を通じ、適正な利用を促す。

ロ 多面的機能の維持と環境への負荷低減への配慮

農地や森林は、食糧や木材の安定供給のほか、公益的・多面的機能により地域住民の生活圏における防災の役割を果たすとともに、県土の保全、生態系や美しい景観の形成、交流や保養・レクリエーションの場といった様々な機能を有している。これらの機能のほとんどは、農林漁業者など地域住民を中心とした生産活動と不断の維持管理によって効果を発揮するものであることから、こうした諸活動に十分に配慮し、必要な機能の確保と拡充に努める。

しかし、生産活動の効率化の偏重は、肥料由来の窒素過剰による水質悪化や、画一的な林業経営による植生の単純化・貧弱化といった環境負荷の増加につながる可能性もある。このため、農地や森林の利用・管理に際しては、科学的な知見に基づき、効率性とは異なる視点からの見直しが必要となった場合には、適宜対応していく。あわせて、農山漁村集落のインフラについては、維持管理及び更新を計画的に行い、環境悪化を防止する。

ハ 安全性に配慮した機能向上に資する土地利用

地震や津波に加え、激甚化する風水害等の自然災害による被害を最小限にとどめるため、防災・減災機能を確保する各種基盤整備を計画的に進めるとともに、津波被害の緩衝地帯として防潮堤背後に整備した緑地や公園などの新たな土地利用については、適正管理による機能確保を図り、地域の安全な暮らしと農林水産業の持続化及び発展に取り組む。

(3) 自然維持地域

イ 優れた自然環境の保全・再生・管理

本県の広大で豊かな自然環境を維持し、後世に引き継いでいくため、自然公園法、県立自然公園条例や自然環境保全条例に基づく地域指定制度を適正に運用し、違法開発等の監視強化に努める。また、自然が劣化している場合は再生・保全策を講じ、野生生物の生息域確保と科学的調査に基づく適正管理に努めるものとする。

ロ 自然に関する理解醸成を踏まえた土地利用

中長期的な自然環境保全の見地に立ち、人為的影響を最小限に留めつつ、県内の優れた自然環境に関する学習機会を確保し、県民が自然の持つ景観・保養機能を今後も享受するために必要な配慮について、様々な普及啓発と協働の取組を進める。

ハ 気候変動対策との調和

地球環境の保全に向け、気候変動の緩和に取り組む上では、再生可能エネルギーの導入促進が必須であるが、自然豊かな地域やその周辺地域がこれら再生可能エネルギー施設の適地となる場合には、開発に伴う短期的・不可逆的な自然生態系の改変行為と、地球環境保全の取組の調和の観点に立ち、環境アセスメント等によりしっかりとした対応を行うとともに、各種法令等に基づく適切な監視等を行うものとする。

(4) 低未利用地・その他

イ 都市地域・宅地における低未利用地の管理又は活用

都市地域内の低未利用地のうち、所有者等が不明であることが利活用の阻害原因であり、かつ地域の福利増進のために利活用が考えられる土地の場合は、所有者不明土地法に基づく土地利活用の取組について支援を行う。また所有者が明確であっても、放置された空き家がある等、地域の安全上重大な支障がある管理不全土地の場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく措置等を適切に講ずることができるよう支援する。また、空き家バンクなどの取組により、住宅ストックの有効利用を図る。

利活用の方向性が定まらない宅地等については、都市におけるゆとりある空間の確保といった形で、最低限の管理を行いながら、特に用途を決めない公共的な土地として位置付けること等も視野に入れ、適切な土地利用のあり方を検討していく。

ロ 農山漁村地域における低未利用地の管理又は活用

農山漁村地域の集落における低未利用地については、上記イの都市地域における考え方と同様の取組を進めるとともに、農林水産業への就業希望者や、農山漁村環境での暮らしを希望する移住者、ワーケーション、農泊といったニーズに対応した利活用を図る。耕作放棄地については、生産者への集約による農地としての利用のほか、新規就農者や移住者等への小規模な貸し農地としての活用も視野に入れ、農地としての利活用が困難な場合は、農産物直売所など農業振興に資する開発や、遊水池など防災対策への活用、地産地消型の再生可能エネルギー施設用地への転換など、人口減少下で無理をせず利活用ができる形を幅広く模索する。また、将来的に農地として維持することが困難と判断された場合には、森林への転換も検討することとし、これら全ての場合において、低未利用状態が野生鳥獣のすみかや通り道になることで農作物鳥獣被害を増加させることのないよう、一部除草など最低限の管理を行う方策を検討していく。

管理不全状態にある人工林については、森林経営管理法を活用した適正管理をさらに進め、健全な森林機能の発揮に努める。

ハ 津波被災地における低未利用地の管理又は活用

復興・創生期間中に沿岸部の災害危険区域等においては、防災集団移転促進事業や復興土地区画整理事業等に取り組み、公園・緑地・防潮堤・産業集積区域といった新たな利活用を進めた土地がある。こうした土地の適切な管理と活用について、今後取り組むこととする。また、防災集団移転元地のうち、公

有地と民有地が混在している、小規模な土地が点在している等の理由から、利活用が困難な土地については、今後も利活用困難なまま残っていく可能性がある。このような被災沿岸部に特有の低未利用地においても、地域の実態に応じ、安全上の支障除去に向けた最低限の管理を行う方策を検討していく。また、現地再建により居住を続けている住民の生活に支障が生じないように努めるものとする。

4 地域別の土地利用の基本方向

地域の区分は、県土の自然的、社会的及び経済的諸条件を考慮して県中南部地域、県北西部地域及び県北東部地域の3地域区分、東日本大震災の影響等を考慮し、沿岸部と内陸部の2地域区分とする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村 (広域仙南圏) 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、女川町 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、南三陸町

地域の区分	地域の範囲
沿岸部	仙台市若林区、仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
内陸部	仙台市青葉区、仙台市太白区、仙台市泉区、白石市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町

(1) 県中南部地域

この地域の特徴は、広域仙台都市圏を中心として他の地域よりも都市的土地利用の割合が高い一方、森林が面積の約6割を占め、南西部の蔵王国定公園、北東部の県立自然公園松島など自然景観にも恵まれている。これら景勝地周辺には豊富な温泉資源を利用した温泉地も多く、高度な中枢都市機能と保養・レジャー機能が近接している。また、鉄道・港湾・空港といった東北の発展を支える主要な流通の拠点も集中していることから、引き続き中枢都市機能を充実させ、東北のゲートウェイとして高いポテンシャルを有する仙台空港、仙台港及びその周辺地域の賑わいの創出を図るとともに、近接する優れた自然環境の保全に特に注意を払い、低未利用地の有効利用や管理水準の維持を通じ、無秩序な開発を抑制しながら、都市と自然が調和した生活空間を引き続き形成していく。

地域内の農業的土地利用は、河川周辺の低平地に広がる水田や都市近郊の強みを生かした園芸農業等に利用されている。生産地と大消費地が近いという特徴が農業経営に有利に働く一方で、開発圧が強い傾向もあるため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、土地利用規制法制の適切な運用により、効率的かつ適切な土地利用を図る。また、阿武隈川、名取川、七北田川、鳴瀬川の各水系に即した治水対策を進める。

自然公園地域や特別名勝など自然豊かな地域は引き続き保全を図り、保養機能の発揮に配慮するとともに、野生生物との共存に向けた適正管理を行う。また、地域の実情に即した都市地域との調整についても検討する。高齢化の進展や人口減少に伴う低未利用地の増加に対しては、住宅や商工業地としてのニーズが高い仙台都市圏や各市町村中心部においては、所有者不明等、主として経済的理由以外の要因が利活用の阻害要因と考えられることから、地域のニーズに応じた地域福利増進施設の設置なども検討しながら、有効利用を図る。

(2) 県北西部地域

この地域は、「世界農業遺産大崎耕土」や「金成耕土」などの豊かで広大な農地と森林が面積の8割を占め、営農・営林といった人為的活動と自然環境の調和により形成された独特の湿地生態系にも恵まれている。都市は大崎市古川地域において特に中核的機能が形成されており、主に幹線道路沿いや鉄道駅周辺に展開しているほか、鳴子温泉郷に代表される観光・保養地域においてもまとまった都市的土地利用がある。西部の山岳地形と景観を活用したリゾート地域は高度な自然環境と保養機能を有しており、ジオパークなど比較的新しい観光施策も根付いている。総じて、中山間地域から、総合病院などの住民に欠かせない都市機能を有する一定の利便性が確保された地域まで、様々な特徴を有した魅力ある地域が形成されている。

本地域においては、地域住民の生活確保を第一とした都市機能の最適化と、雇用・就業機会確保のための企業誘致及びこれに伴う計画的な土地利用転換、優良農地の確保及び整備を進めながら、耕作放棄地の解消策に取り組む。また、本地域は他の2地域と異なり、県境をまたがない水系だけで形成されているが、全体として河口地形となっている本県に共通する特徴として、丘陵地をくぐり抜ける形で河川が海へ注いでいることから、農地全体が一種の盆地のような地形となっているため、水害の危険性が総じて高く、本地域もまた鳴瀬川水系と北上川水系が複雑に交絡する条件の下、洪水被害にたびたび見舞われているため、複雑な流域の特徴に即した治水に取り組む。

栗駒・鳴子、薬菜、船形など西部の自然豊かな地域は保全しつつ、観光・保養・自然教育機能の発揮に配慮し、野生生物との共存に向けた適正管理により、地域振興と自然保護との両立を図る。

(3) 県北東部地域

本地域は、津波被災地において大規模な土地利用の転換や農地等の復旧が行われ、地震や津波に対する防災力の向上が図られてきた。内陸部では、沿岸地域のバックアップとなる住居等の都市機能提供が行われたほか、災害時の輸送機能確保のために行われた三陸縦貫自動車道の県内全線開通や、内陸部の横軸となるみやぎ県北高速幹線道路の整備が進められるなど、地域内外の交流・連携強化が図

られている。都市機能は石巻市を中心とした広域圏が大きなまとまりを有する他、登米市迫町等を中心とする地域、気仙沼市中央地域を中心とする地域等に集約されている。

地域の特徴として漁業が注目されるほか、土地利用の割合では8割近くが農地及び森林で占められており、とりわけ北上山地には優良な森林資源が存在する。また、農地は西側の県北西部地域から連続する地域と、旧北上川及び鳴瀬川河口周辺の沿岸低平地等にまとまった優良農地が形成されている。地域内を流れる大小各河川の流域周辺は、貴重な平地として農地や宅地に利用されている。

本地域の都市機能は、石巻市から気仙沼市までを結ぶ三陸道と国道45号線、JR仙石線、東北本線、気仙沼線を縦軸に、JR石巻線とみやぎ県北高速幹線道路を横軸とした地域に分布しており、再構築が進んだ沿岸市街地と北上山地を挟み内陸にある市街地の交流推進と中心都市の活性化を進めながら、各々の地域特性を生かした土地利用による持続可能な地域づくりに取り組む。産業用地の確保については津波被災区域の土地利用転換により生み出した土地の活用のほか、内陸部においても就業機会の確保等を踏まえ、必要な範囲で計画的な土地利用転換を視野に入れつつ確保していく。

北上川水系及び北上山地東部の各水系において、それぞれの流域に即した治水対策を進める。津波防災については、ソフト面の充実化を図り、新たな土地利用に即した命を守る行動を定着させる。

沿岸部に点在する防災集団移転元地は、地域の実情に応じ、無理のない管理方法及び新たな利用方法を検討していく。また、リアス海岸特有の自然環境と美しい景観が有する価値の保全を図るため、自然公園地域の保全や整備を行うとともに、野生生物との共存に向けた管理については、特にニホンジカの適正管理に取り組む。

(4) 地域横断的な区分及び基本方向

イ 沿岸部

県中南部と県北東部にまたがる本県の太平洋沿岸地域は、震災からの復旧・復興により新たなまちづくりが進んだ地域であるとともに、震災後に人口減少が加速した地域もあるなど、現状が様々である。このため、各地域の状況に応じた持続可能な地域社会の形成に向けた施策に引き続き取り組む。土地利用の点では、特に住宅地以外の当面利用が定まらない土地の適正管理を引き続き進めることが課題である。大規模災害のリスクについては、ハード面での対応を進めたところであるが、安全性を一層高めるためのソフト的な取り組みにも注力する。

沿岸部の干潟や再生した緑地帯及び海岸の生態系については、津波被害と復旧・復興の影響を引き続き観察しつつ適切な保全を行うとともに、海岸・海洋生態系と共存する持続可能な水産業の振興を図る。

ロ 内陸部

県中南部と県北西部にまたがる地域として、人口減少が進む中でも、仙台市中心部や周辺地域の都市機能や製造業を中心とした工業地域の拡大傾向が続く一方で、中山間地域などは震災前から人口減少が続いており、今後は低未利用地や空き家の増加、農地や山林の荒廃などが課題となる。

このため、都市地域においては、それぞれの区分に即した都市開発を促すとともに、農地や森林は災害対策や自然環境への影響が大きいことから、地域の実情に応じ、少人数での管理や官民協働による整備・保全など新たな管理手法を取り入れ、人口減少下においても一定の管理水準を維持するよう努める。

また、農地や森林の持つ自然的魅力を最大限に生かし、空き家等を活用した移住・定住策やワーケーション、農泊などの取り組みや、観光資源等を活用した移住・定住策推進など、地域の持つ特性を生かした施策を進める。

ハ 河川流域

県北西部と県北東部、県中南部のうち鳴瀬川流域周辺の農地は「仙北平野」「大崎耕土」「金成耕土」「登米耕土」などの呼称で我が国有数の穀倉地帯として知られており、伊豆沼・内沼に代表される農業用ため池や遊水池が水鳥の一大生息地となる等、貴重な湿地生態系を構成している。また、七北田川水系と名取川水系にまたがる流域の農地や、阿武隈川流域の農地は、仙北平野に対し仙南平野とも呼ばれ、それぞれ大きなまとまりを形成している。これらの優良農地を引き続き確保するとともに、自然と共生した営農のあり方を継続し、環境保全と農業の持続的発展の両立を図る。また、近年進められている流域治水の考え方も踏まえ、農業的土地利用を生かした防災機能の発揮や、森林がもつ土砂災害の防止機能等の高度な発揮にも留意した土地利用を通じて県土保全を図り、農業被害の低減と宅地を守る取組を進める。

5 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性や周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域については、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保及び形成並びに人口減少と高齢化の進展に対応した誰もが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。また、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林等の自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

イ 用途地域

用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同

じ。)内の土地利用については、都市計画区域内で大きく「住宅地、商業地、工業地」の3地域区分に分けられ、各地域区分に応じた土地利用を図るものとする。

住宅地、商業地等の適切な配置及び熱環境改善に資する緑地・水面の保全・創出と適切な配置により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るものとする。

ロ 市街化区域

市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）については、安全性、快適性、利便性等を十分配慮するとともに、既存の社会資本を最大限に活用しながら、日常生活で必要となる多様な都市機能が揃い、交通体系の整備を進めることにより利便性の高い市街地の形成を図るものとする。なお、市街化区域内の農地や森林については、グリーンインフラの一つとして、良好な都市環境形成の観点からも保全を視野に入れつつ、計画的な利用を図るものとする。

ハ 市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ）については、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

二 その他の都市計画区域

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域（用途地域を除く。）においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や固有の自然環境の構成要素であることを考慮して、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

なお、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点に立った周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進するものとする。ただし、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて、法令を遵守しつつ有効な土地利用への転換を図るものとする。

イ 農用地区域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考慮して、土地改良、農用地造成等の

農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

ロ その他の農業地域

その他の農業地域（農用地区域を除く農業地域をいう。以下同じ。）については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画を尊重するものとするが、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は極力転用しないものとする。

なお、農業以外の土地利用計画との調整が整わない地域及び農業以外の土地利用計画が存在しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

（３） 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が林産物の供給をはじめ、県土保全、水源の涵（かん）養、防災機能の発揮、保健休養、自然環境の保全等の多面的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることを考慮して、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が高度に発揮されるよう多様な主体の参加を促進しつつ、適切な整備・保全を図るものとする。

なお、原生林や貴重な動植物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

イ 保安林

保安林（森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源の涵（かん）養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考慮して、適正な管理を行うとともに、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる他用途への転用は行わないものとする。

ロ その他の森林地域

その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ）については、多面的機能の維持増進を図るため適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化等の支障を来さないよう十分配慮するとともに、生物多様性の保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。

（４） 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要が

ある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであるとともに、自然とふれあうマナーやルールを学び、自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っていることから、豊かで多様な自然環境と生態系を守り、次世代に引き継いでいくため、積極的にその保全に取り組むものとする。

イ 特別保護地区

特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、原生的自然が残る地域等、特に嚴重に自然景観を維持する必要がある地域であるため、厳正な保護を図るものとする。

ロ 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項又は県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第10条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、次の区分（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2又は県立自然公園条例施行規則（昭和35年宮城県規則第59号）第3条による特別地域の区分をいう。）に応じた土地利用を図るものとする。

（イ） 第1種特別地域

第1種特別地域については、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であるため、現在の景観を極力維持するものとする。

（ロ） 第2種特別地域・第3種特別地域

第2種特別地域・第3種特別地域については、その風致の維持を図るべきものであることを考慮して、都市的土地利用を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ハ 普通地域

普通地域（自然公園法第33条第1項又は県立自然公園条例第12条第1項による普通地域をいう。以下同じ。）については、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

（5） 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、生物多様性を確保し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民にその優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

イ 特別地区

特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第17条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）につ

いては、原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地等の指定の趣旨を考慮して、その特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

□ 普通地区

普通地区（自然環境保全法第28条第1項又は自然環境保全条例第21条第1項による普通地区をいう。以下同じ。）については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第2 土地利用の調整に関する事項

1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2及び3に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先する。

ロ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先する。

ロ 市街化区域内の用途地域とその他の森林地域とが重複する場合

宮城県内の市街化区域は全て用途地域が指定されていることから、用途地域ごとに森林に対する影響が異なることを考慮し、現状の森林が有する防災機能や環境に対する影響を十分考慮した上で、それぞれの用途地域の区分に応じた土地利用を認める。

ハ 市街化区域外の用途地域とその他の森林地域とが重複する場合

森林が有する防災機能や環境に対する影響などに配慮し、森林としての利用を優先しつつ、それぞれの用途地域の区分に応じた土地利用を認める。

二 市街化調整区域とその他の森林地域とが重複する場合

市街化調整区域の性質が「緑地等の保全を図る」となっていることから、森

林地域としての利用を優先するが、利用目的に応じて、都市的利用を認める。

ホ 区域区分及び用途地域のない都市地域とその他の森林地域とが重複する場合
市街化区域のように優先的に市街化を図る区域ではないことから、森林地域の利用を優先するが、公園の設置など緑地等の保全に著しい影響がない場合に、都市的利用を認める。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域と普通地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持しながら都市的利用を図る。

ロ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先する。

ハ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と普通地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先する。

ロ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と普通地区とが重複する場合

自然環境の保全に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

イ その他の農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先する。

ロ 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するが、森林としての利用を認める。

ハ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

イ 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先する。

ロ 農業地域と普通地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図る。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

イ 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全を優先する。

ロ 農業地域と普通地区とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図る。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図る。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図る。

2 土地利用調整上留意すべき事項

適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、今後人口が減少に向かうことを前提としつつ、産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して行うことが求められる。

とりわけ本県においては、震災からの復旧・復興により大きく変化した土地利用の現況に即し、何よりも安全に住み続けることができるまちづくりを今後も進めることとし、これを円滑に進めるに当たって、住民の意向等地域の実情を踏まえ、市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用を図る必要がある。

このことから、土地利用調整上留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 災害に強いまちづくりのための土地利用

高台移転、職住分離、多重防衛等といった復興まちづくりに即した新たな土地利用における安全確保を図るとともに、近年激甚化する土砂災害や水害対策をハード・ソフト両面から着実に進める。また、災害リスクに対応した土地利用計画の下、沿岸部の災害危険区域等の非居住地域における産業用地等への転換を図った地域における企業誘致等を進め、適正かつ効率的な土地利用の転換を図る。あわせて、緑地・公園等のバッファゾーン（緩衝地帯）の設定や、農地の効率的かつ安全性を重視したゾーニングにより、安全で円滑な土地利用を図る。

(2) 大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和

本県の復旧・復興を目的とした新たな宅地造成や、土木工事に必要な土砂採取等、震災を契機とした大規模開発の需要は収束しており、今後は社会経済の動向や周辺の土地利用の状況その他の諸条件を十分に考慮しつつ、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画や公共施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図った必要最小限度の土地利用転換となるよう配慮する。また、転換を図る場合は、個別の土地利用規制法等に基づき、周辺地域も含めた事前の十分な調査の実施、県土の保全と安全性の確保、環境の保全、地域住民の意向や地域の実情を踏まえた適切な配慮及び対応が行われるよう指導する。

特に自然公園地域及び自然保全地域において大規模又は周辺環境への影響が大きい開発が見込まれる再生可能エネルギー施設の設置については、気候変動対策にお

ける重要性に配慮しつつ、環境アセスメント制度などにより、周辺地域を含めた土地利用の状況や自然的・社会的条件等について十分な調査を行うとともに、住民の意向も尊重し、安全性の確保や国土の保全、二酸化炭素吸収といった森林の公益的機能の維持、さらには景観等に配慮した適正な土地利用を図る。

(3) 郊外部における計画的な土地利用誘導

高齢化や人口減少に伴う中心市街地の空洞化や低未利用地の増加が進む一方、用途地域外での農地転用の増加及び宅地造成や店舗立地等の郊外部における開発も続いている。こうした開発は地域社会の利便性向上や経済発展に必要な側面もあるが、他方で、県土全体から見ると、土地利用の効率低下に繋がる懸念もある。

このことから、都市地域の空き地・空き家等の有効利用に取り組みつつ、郊外部への拡散的な開発の抑制と用途地域内への誘導を原則として、都市地域と農業地域に関する個別規制法を相互に連携させることにより、既に各種インフラが整備された利便性の高い地域への都市機能の集約を目指す。あわせて、郊外部においては、自然的土地利用の中で持続可能な地域社会の形成に資する新たな用途のあり方を工夫する等、地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。

第3 公的機関の開発保全整備計画

豊かで住みよい県土の創造と持続的活用にあたっては、今後も自然環境の保全や生活環境の整備充実への配慮の下、国や地方公共団体等による公的機関の開発保全整備計画の実施について推進を図ることとする。

そのため、別表に掲げる公的機関による開発保全整備計画については、その社会的目標を確保するため当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、土地利用上配慮するものとする。

別表

計画名	事業目的	規模(h a)	位置	計画主体	事業主体
王城寺原演習場 周辺緑地整備計画	緑地整備	259	黒川郡大和町	東北防衛局	東北防衛局

3 宮城県国土利用計画審議会

(1) 国土利用計画審議会条例（昭和49年10月15日・宮城県条例第39号）

（設置）

第1条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、前条第2項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員並びに特別委員会の長は、会長が指名する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは、「特別委員会の長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(2) 審議会所掌事務

- ① 県国土利用計画に関すること。(国土利用計画法第7条第3項)
- ② 県土地利用基本計画に関すること。(国土利用計画法第9条第10項)
- ③ 市町村国土利用計画に関すること。(国土利用計画法第8条第6項)
- ④ 県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項(国土利用計画法第38条第1項)
- ⑤ 国土調査に関する重要事項(国土調査法(昭和26年法律第180号)第15条)

(3) 審議会委員名簿

[13人] (任期: 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)

分野	氏名	現職名
学 識	◎増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
	郷古 雅春	宮城大学教授
	朴 賢淑	前仙台青葉学院短期大学教授
	齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究センター教授
農 業	高橋 慎	宮城県農業協同組合中央会常務理事
林 業	永井 隆暁	宮城県森林組合連合会常務理事
商 工 業	伊勢 千佳子	仙台商工会議所女性部副会長
社会福祉	千葉 姿奈子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会事務局 総務部長
土 地	佐々木 真理	不動産鑑定士
市 町 村	山田 裕一	白石市長(宮城県市長会)
	寺澤 薫	七ヶ浜町長(宮城県町村会)
そ の 他	小堤 彩子	宮城県農村青少年クラブ連絡協議会顧問
	青木 ユカリ	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事・事務局長

◎ 会長 ○ 会長職務代理者

※令和5年4月1日現在

〔参考〕国土利用計画法(抄)

(審議会)

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

4 宮城県土地利用審査会

(1) 土地利用審査会条例（昭和49年10月15日・宮城県条例第40号）

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数等）

第2条 審査会の委員の定数は、7人以内とする。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもつて決する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

【参考】国土利用計画法（抄）

（土地利用審査会）

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた次項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員5人以上で組織する。

4から9まで （略）

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(2) 宮城県土地利用審査会所掌事務

区分	事後届出	事前届出			許可
		注視区域	監視区域	事前確認	
区域の指定・解除・減少		注視区域の指定・解除・減少について意見を述べること (法 27 の 3 ②、④、⑤)	同左 (法 27 の 6 ②、④、⑤) 届出面積要件に係る規則の制定について意見を述べること (法 27 の 7 ④)		規制区域の指定・解除・減少が相当であることの確認 (法 12⑥、⑬、⑮)
勧告	知事が勧告する場合に意見を述べること (法 24①)	同左 (法 27 の 5 ①)	同左 (法 27 の 8 ①)		
	【審査基準】 利用目的	【審査基準】 価格・利用目的	【審査基準】 価格・利用目的・投機的取引		
不許可処分についての審査請求					土地取引の不許可処分についての審査請求に対する裁決 (法 20①～③)
事前確認申請についての不確認				予定対価の額が著しく適正を欠く (国土事務次官通達)	
許可についての意見					規制区域における土地取引について許可基準に該当するものとして知事が許可する場合に意見を述べること (法 16②)
遊休土地	利用計画の届出に対して知事が勧告する場合に意見を述べること (法 31①)				

(3) 審査会委員名簿

[7人] (任期：令和4年12月23日から令和7年12月22日まで)

分野	氏名	現職名
自然環境保全	◎平吹 喜彦	東北学院大学教授
都市計画	山本 和恵	東北文化学園大学教授
法律実務	眞田 昌行	弁護士
不動産鑑定	○佐々木 真理	不動産鑑定士
農業	高橋 慎	宮城県農業司組合中央会常務理事
林業	永井 隆暁	宮城県森林組合連合会常務理事
経済	伊勢 千佳子	仙台商工会議所女性培福会長

◎ 会長 ○ 会長職務代理者

※令和5年4月1日現在

5 宮城県国土利用計画における利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「作物統計」（農林水産省）の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計
2 森林	<p>国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まない。</p> <p>・ 国有林</p> <p>イ 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの</p> <p>ロ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの</p> <p>ハ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林</p> <p>ニ 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの</p>	<p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。）の合計である。</p> <p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。</p> <p>関係地方行政機関照会</p> <p>県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計である。</p>
3 原野等 (原野、採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	<p>「森林以外の草生地（合計）¹」 －「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁）¹」 ＋「採草放牧地（国有林野貸付使用地）²」</p> <p>※1 「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。 ※2 「国有林野事業統計書」による。</p>
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1) 水面	<p>湖沼（天然湖沼及び人造湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <p>・ 天然湖沼 面積 10ha 以上の天然湖沼を対象とする。</p> <p>・ 人造湖 堤高 15m 以上のダムで、各年4月1日時点で竣工しているものを対象とする。</p> <p>・ ため池 堤高 15m 未満の農業用ため池である。</p>	<p>・ 100ha 以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）の「湖沼面積」による。</p> <p>・ 10ha 以上 100ha 未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完） 「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完）</p> <p>「ため池台帳」（県農村振興課）</p>

利用区分	定義	把握方法
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減（県河川課照会）
(3) 水路	農業用排水路。	以下の算式により面積を算出 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課照会）
(2) 農道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。	ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は、以下の算式により算出 <ul style="list-style-type: none"> ほ場内農道面積＝水田地域におけるほ場内農道面積（A）＋畑地域におけるほ場内農道面積（B） $A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ <ul style="list-style-type: none"> ほ場外農道面積＝一定要件農道の延長×一定幅員
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第4条の自動車道を対象とする。	国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出 <ul style="list-style-type: none"> 国有林林道の延長 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長を用いる。 民有林林道の延長 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長を用いる。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地籍を加えたもの。（村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し、加える。）
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	○ 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。） ○ 公営住宅用地及び公務員住宅用地 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課）

利用区分	定義	把握方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村営住宅用地：縣市町村課照会 ・ 国家公務員住宅用地：国有財産情報公開システム（財務省ホームページ） ・ 県職員住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・ 市町村職員住宅用地：各市町村照会
(2) 工業用地	従業員 4 人以上の事業所敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員 30 人以上の事業所敷地面積：「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課照会） ・ 従業員 4 人以上 29 人以下の事業所敷地面積：以下の算式により算出（従業員 4 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等）÷（従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等）×（従業員 30 人以上事業所の敷地面積）
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積
7 その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8 県土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）
9 市街地	「国勢調査」による人口集中地区（DID）である。（市町村の区域内で人口密度が 1 平方キロメートル当たり約 4,000 人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域である。）	国勢調査

令和5年度

土地利用の現況と施策の概要

(宮城県国土利用計画管理運営資料)

令和 年 月発行

宮城県企画部地域振興課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-2441

FAX 022-211-2442

Mail : tisint@pref.miyagi.lg.jp

HP : <http://www.pref.miyagi.jp/site/totitaisaku/>